

令和 2 年 9 月定例会 建設経済常任委員会記録

令和 2 年 9 月 14 日（月）

令和 2 年 9 月 16 日（水）

令和 2 年 9 月 29 日（火）

令和 2 年 9 月 30 日（水）

令和 2 年 10 月 2 日（金）

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

目 次

令和 2 年 9 月 14 日（月）	7 頁
令和 2 年 9 月 16 日（水）	63 頁
令和 2 年 9 月 29 日（火）	73 頁
令和 2 年 9 月 30 日（水）	153 頁
令和 2 年 10 月 2 日（金）	233 頁

令和 2 年 9 月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 14 日（月）	審査日程の決定 農林課審査 議案乙第18号 〔説明、質疑〕 商工振興課審査 議案乙第18号 〔説明、質疑〕 上下水道局審査、報告 議案乙第21号、報告第 9 号 〔説明、質疑〕 陳 情 陳 情第 8 号 〔協議〕 建設課・維持管理課審査、報告 議案乙第18号、議案甲第39号、報告第10号 〔説明、質疑〕 陳 情 陳 情第 6 号 〔協議〕 都市計画課審査 議案乙第18号 〔説明、質疑〕 陳 情 陳 情第 4 号 〔協議〕

日 次	月 日	摘 要
第 2 日	9 月 16 日（水）	現地視察 河内・大峠線災害復旧工事箇所（河内町） 味坂スマート I C 建設予定地周辺（酒井東町） 水屋橋水門（水屋町） 議案審査 議案乙第18、21号、議案甲第39号 〔総括、採決〕 陳 情 陳情第 4、6、8 号 〔協議〕
第 3 日	9 月 29 日（火）	審査日程の決定 農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕 商工振興課審査 議案乙第26、30号 〔説明、質疑〕 上下水道局審査 議案乙第22～26、29号 〔説明、質疑〕

日 次	月 日	摘 要
第 4 日	9 月 30 日（水）	建設課・維持管理課審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕 報 告（建設部建設課） 公共施設中期保全計画について 〔報告、質疑〕 都市計画課審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕 国道・交通対策課審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕 商工振興課審査 議案乙第30号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10 月 2 日（金）	現地視察 コカ・コーラボトラーズジャパン鳥栖市民の森 （河内町） 栖の宿（河内町） 議案審査 議案乙第22～26、29、30号 〔総括、採決〕

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 2 年 9 月 14 日付託〕

議案乙第 18 号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）〔可決〕

議案乙第 21 号令和 2 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案甲第 39 号市道路線の廃止及び認定について〔可決〕

〔令和 2 年 9 月 16 日 委員会議決〕

〔令和 2 年 9 月 29 日付託〕

議案乙第 22 号令和元年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について〔可決〕

議案乙第 23 号令和元年度鳥栖市水道事業会計決算認定について〔認定〕

議案乙第 24 号令和元年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について〔可決〕

議案乙第 25 号令和元年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について〔認定〕

議案乙第 26 号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について〔認定〕

議案乙第 29 号令和元年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について〔認定〕

議案乙第 30 号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について〔認定〕

〔令和 2 年 10 月 2 日 委員会議決〕

2 報 告

報告第 9 号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置について

報告第 10 号専決処分事項の報告について

公共施設中期保全計画について（建設部建設課）

3 陳 情

陳情第 4 号田代地区要望事項

陳情第 6 号豪雨による地域河川の水位監視体制強化及び氾濫防止について

陳情第 8 号公共工事に係る委託業者の不法行為について

令和 2 年 9 月 14 日（月）

1 出席委員氏名

委員長	松隈	清之		
副委員長	西依	義規		
委員	小石	弘和	齊藤	正治
			内川	隆則
	古賀	和仁	飛松	妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部次長兼農林課長	松隈	久雄
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長	樋本	太郎
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長	三橋	秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長	能富	繁和
農林課長補佐兼農政係長	佐藤	正己
農林課農村整備係長	中垣	秀隆
農業委員会事務局長	倉地	信夫

上下水道局管理課長	小川	智裕
上下水道局管理課総務係長	小森	敏幸
上下水道局管理課業務係長	小柳	洋介
上下水道局事業課長	日吉	和裕
上下水道局事業課浄水場長	平塚	俊範
上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長	桑形	伸
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長	松雪	秀雄
上下水道局事業課下水道事業係長	古賀	咲子

建設部長	松雪	努
建設部次長兼建設課長	佐藤	晃一

建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原 有高
建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事	三澄 洋文
建設課スマートインターチェンジ推進室長補佐	庄山 裕一
建設課長補佐兼庶務住宅係長	犬丸 章宏
建設課長補佐兼整備係長兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長	杉本 修吉
建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長	江藤 誠
維持管理課長	大石 泰之
維持管理課管理係長	斉藤 了介
維持管理課維持係長	山下 美知
建設部次長兼都市計画課長	藤川 博一
都市計画課長補佐兼公園緑地係長	本田 一也
都市計画課庶務係長	古澤 貴裕
都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長	木原 智範
国道・交通対策課長	中内 利和
国道・交通対策課道路・交通政策係長	増田 義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

5 日程

審査日程の決定

農林課審査

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

上下水道局審査、報告

議案乙第21号 令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

報告第9号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置について

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情 第 8 号 公共工事に係る委託業者の不法行為について

〔協議〕

建設課・維持管理課審査、報告

議案乙第18号 令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第39号 市道路線の廃止及び認定について

報 告 第 10 号 専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情 第 6 号 豪雨による地域河川の水位監視体制強化及び氾濫防止について

〔協議〕

都市計画課審査

議案乙第18号 令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情 第 4 号 田代地区要望事項

〔協議〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前10時58分開会

松隈清之委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

松隈清之委員長

初めに委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議いたしました日程案をお手元にお配りをしております。

建設経済常任委員会に付託されました議案につきましては、議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、議案乙第21号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案甲第39号市道路線の廃止及び認定について。

それから報告が2件、報告第9号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置についてと、報告第10号専決処分事項の報告について。

それから陳情が3本。陳情4号田代地区要望事項、陳情6号豪雨による地域河川の水位監視体制強化及び氾濫防止について、陳情第8号公共工事に係る委託業者の不法行為についてということになっております。

裏面に日程が載っておりますが、本日 9 月 14 日につきまして、それぞれ今申し上げました  
議案については、今日 1 日でできるのではないかとこの予定を組んでおります。

もし今日終わらないようであれば、15日は予備日としておりますので、終わらなかった分に關しては予備日に繰越したいと思います。

16日が現地視察、それから自由討議、総括、採決という流れにしておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、現地視察につきましては、副委員長のほうから御説明をお願いします。

西依義規副委員長

現在、委員から申出があっているのが、味坂スマートインター付近の建設負担行為の資料の説明と、それに伴う今NEXCOや国交省でされている、見せられる資料とかあれば、それを見せていただいて、将来こういうふうになるよっていうところまで含めたところを御説

明いただきたいのと、もう一点、陳情 6 号の水屋、酒井等の河川の件で、当時の雨の状況とか、水門の説明等をしていただければという今 2 点をお伺いしております。

**松隈清之委員長**

ということで、委員からそれぞれ聞かれたところで、後はもうよろしいですかね。

**内川隆則委員**

2 次災害のおそれのある災害現場をよろしく。

**松隈清之委員長**

まず味坂スマートインターにつきましては、資料はお願いするとして、現地見るところというのは、どうですか。

**佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

味坂についての資料は、今準備しておりまして、航空写真等は用意しております。

ただ、現地に行って、表土は剥いておりますけれども、近づいて見られるかどうか分かりませんので、道路上からこの辺が仮設道路の位置になりますという説明はできると思います。

**松隈清之委員長**

その辺りでいいんですかね。仮設道路の位置とかそういうところでいいですか。まず 1 つがそこですね。

もう一つが、陳情第 6 号に伴う水屋の水門付近ということでよろしいですかね。

**佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

それについても写真の資料を今準備しておりますので、今日お配りします。

現地についても、当日はこのぐらいまで水位が上がりましたというような説明はできます。

**松隈清之委員長**

それと 2 次災害のおそれがあるというところを、把握をまずして——それがどれくらいの箇所があるか分からんですけど、そこはどげんですかね。

現時点で把握をされていますか、おそれがあるっていうのは。

**松雪努建設部長**

今回、内川議員のほうからも一般質問いただきましたけれども、2 次災害というふうにおっしゃられて、ここが危ないですっていうところで我々が把握できているのかっていうところは疑問が残るところでございますけれども。

今回、災害復旧工事として、緑ヶ丘と大峠線の災害復旧費を計上させていただいているところがあるんですけれども、我々が 1 次災害をこういう形で対応いたしますというようなところはお見せできるかと思いますが、2 次災害がどこなんだろうというところで、我々がはっきり言えるのかっていうのはちょっと疑問が残るところだと思います。

松隈清之委員長

内川委員、確認しますけど……。〔発言する者あり〕

質問ですか、どうぞ。

内川隆則委員

言えないなら言えんでもいいばってん、大方こういうところもこうではないだろうかっていうふうな判断の仕方です。（発言する者あり）

松隈清之委員長

内川委員、２次災害っていうことは、今既に災害が起きている箇所で、工事までに時間がかかると。さらにそこから２次災害が起きる場所というところで認識していいんですかね、２次災害というのは。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩



午前11時6分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

それでは、災害箇所につきましては、大峠線ということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

現地につきましては、以上でございます。

そこも含めて日程については、そのような日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩







付け替え水路の川床が侵食され、護岸へ影響するため補修工事を行うものでございまして、本日ペーパーのほうで資料を提出させていただいておりますけれども、写真を見ていただければ分かりますけれども。職員でその川床に立ちまして、川床の侵食状況について記載しているものでございまして、護岸の下部部分が侵食がされておりますので、それに対する復旧工事を行わせていただきたいというものでございます。

続きまして、節15工事請負費の説明欄ため池改修工事費につきましては、平田ため池廃止に関する事業費の予算確保のための増額補正をお願いするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

項2 林業費、目3 林業事業費、節13委託料の説明欄、林道管理委託料は令和2年7月豪雨による林道の崩土や倒木等の撤去に要する費用でございます。

続きまして、目4 治山事業費、節15工事請負費の説明欄保安林防災対策工事費は、先ほど申し上げましたけれども、転石のバス停付近の落石対策工事に対する費用でございます。

6 ページをお願いします。

こちらのほうに、その位置図と復旧の工事内容について記載しております。調査に基づきまして、4か所ロープ施工等の工事を行うものでございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目2 単独災害復旧費、節15工事請負費は令和2年7月豪雨災害に対する災害復旧工事費用でございます。8 ページのほうにその状況を写真で資料を添付させていただいております。

林道のほうで6か所、農地のほうで1か所ということで計上をさせていただいております。

補助が出る災害につきましては、国の査定を受けまして12月議会で補正予算を計上させていただきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### 松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

それでは、今日資料頂きました河川プールの川床、「かしょう」と言うのか、「かわどこ」と言うのか分かりませんが、護岸の侵食っていうのは、要は今見えていない部分っていうことですかね。水の下っていう部分ですかね。

今この高さが分かるやつを出しておられますけれども、これの水面の下が削られているという、護岸が削られているということですか。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

水の流れによりまして、川床が洗掘されておまして、その部分が下がっております。

護岸の基礎部分が、川床が下がったことによってむき出しになっているような状態になっております。

**松隈清之委員長**

ということは、今ここにある、例えば右岸の一番左の写真でいうと1,150ミリということは、1メートルぐらい川床が削られているということでしょうか。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

そのとおりでございます。

**松隈清之委員長**

ということは、この1メートルから50センチとかまでレベルを上げるってということですか。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

川床に砂を平たんに敷きならしまして、その上にコンクリートを打設しまして、おおむね護岸の基礎から50センチ上げたところ辺りにコンクリート天端を設けまして、川の床を守る護床工というような工法で施工を予定しております。

**齊藤正治委員**

もともとコンクリートをどれだけ打ってあって、それが今回のあれで流れて、今後これをどれぐらいの厚さでコンクリートを打つかっていうのをざっくり説明していただいたほうが。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

もともとの構造はコンクリート等はなく、もしかすると石とかを並べてあったのかもしれないんですけど、現況は砂地になっておまして、その部分が、この写真のようにえぐれております。

砂で盛り上げまして、50センチのコンクリートの床版を打つような工法で考えております。

**松隈清之委員長**

齊藤委員いいですか、今ので。

**小石弘和委員**

これ流水はどげなふうにして止めるとこれ、ここの川の流水は。河川敷を変えるわけ。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

水の対策ですけれども、一応、大型土のうを置きまして、まず水を堰切りまして、600ミリの管を3本入れまして、そこで水替えを行って施工を行う予定になっております。

**小石弘和委員**

全面的に川をせき止めて600ミリを3本、その部分だけを結局流すというふうなことで理

解していいわけですね。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

そのような工法で予定しております。

**松隈清之委員長**

結局この写真でいうと、左岸と右岸の違いで50センチぐらい違いますけど、その50センチ、これでいうと左の写真の左岸でいうと、この520ミリが適正ぐらいっていう感覚で、1,150ミリはもうえぐられていると。

だから500ミリぐらいの高さにしようというイメージでいいんですかね。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

すいません、一応この左岸側になるんですけど520ミリ下に下がっております。

ですので、それを520ミリのところに戻すというような形になります。

**松隈清之委員長**

じゃあ大分砂を入れるということね。

よろしいですか。

**西依義規委員**

6 ページの資料で落石に対する対策を4つ書いてあるんですよね。

落石防護網をするのか、ロープで復興するのか、それとものり面を養生するのかとあるんですけど、それはどういう判断というか——で違うんですかね。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

今回、落石の周辺の測量設計業務によりまして、石の状況調査をしております。

そこで斜面に点在している石の大きさとか、石が存在する高さとかで、落石のエネルギーとかを考慮しまして、それぞれの対策を設けているところでございます。

**西依義規委員**

これ順番からいくと、どの強度が強くて、どれが——例えば自然景観を生かすとか、ロープっていうのは固定の石だけをかちつとはめ込むっていうイメージでいいんですか。

**中垣秀隆農林課農村整備係長**

まずロープ施工になりますと、ワイヤーロープで固定するわけなんですけれども、その対象となるのは、転石をその場所から動かさないような対策が必要な部分をロープ施工でやっております。落石防護網は、まずこれが2種類、覆式とポケット式ってあるんですけれども、覆式は金網で同様に落石を抑える。ポケット式は、落石の入り口を設けて、落ちててもそこでポケットで吸収するような対策でやっております。

それぞれの石に合った対策を計画しているっていうところでございます。

#### 西依義規委員

先ほど現地調査で2次災害の話があったんで、今、石はまだ危険な状態とっていいんですか。

#### 中垣秀隆農林課農村整備係長

まず石自体が、その場所に三十数か所あるのが現実ありまして、その場所が調査の結果、風化しやすい土壌ということで、将来的な雨とか、木が揺すられるとか、そういうので破損の可能性があるという判断で対策を行うことにしております。

石が存在するので、そういう可能性はあるというような状況。（「今の危険度だけでいいです」と呼ぶ者あり）

1番に対しては対策が必要な状況、危険な状況であります。

#### 西依義規委員

ということは、今ここは進入禁止というか、そういうふうになっているということですね。

これが終わったらきれいに通れるっていう。

#### 中垣秀隆農林課農村整備係長

現在、片側交互通行でされているんですけども、この対策後は、そちらの信号機等を撤去する予定になっております。

#### 飛松妙子委員

今の方法がどういうものかっていうのを写真で見せていただくと、より分かりやすいんですが、そういうものはございますでしょうか。

#### 中垣秀隆農林課農村整備係長

後で資料を用意させていただきます。

#### 齊藤正治委員

それから今片側通行になっている部分のところは、今土のうを積んでいるとやろ。

例えば上から落石してきたときに、防護できるっていう判断にある。

#### 中垣秀隆農林課農村整備係長

現在、通行管理ということで維持管理課のほうで設置をしておるんですけども、落石の解析といいますか、それで今の高さで問題ないということで今の形になっているということはお聞きしております。

#### 齊藤正治委員

それでもし万が一何かあったときに、真ん中にあれ置いているみたいだけど、現実的にそれに対応できるとかなっていうように思っているんですけどね。

もともと矢板か何かを打つような話だったんじゃないかなろうかと思うとばってんが、それが



執行部の説明を求めます。

**樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

おはようございます。

それでは、私のほうから令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、商工振興課関係分について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、委員会資料経済部関係分の9ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。目8災害復旧債につきましては、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業に対する起債でございます。

次に歳出でございます。目1単独災害復旧費につきましては、さきの臨時会で御報告させていただきました7月の豪雨により被害が発生いたしました西部工業団地の東側にございます調整池ののり面復旧工事を行うものでございます。

資料をつけておりますので、10ページをお願いいたします。

事業内容といたしましては、崩落いたしましたのり面につきまして、縦2.8メートル、横5メートル、面積14平米の被災箇所について復旧工事を行うものでございまして、財源といたしましては、市債を充てることといたしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

**松隈清之委員長**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

**小石弘和委員**

これは市債で行うもの？災害で行うものやないわけ？

**樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

小石委員の御質問にお答えさせていただきます。こちらについては単独災害復旧費となっております。

御承知のところかもしれませんが、土木施設等につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法というものがございまして、そちらで河川、海岸、道路等については国のほうが一定負担するというふうな法律があります。

続いて、農林業のほうについても、農林水施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律というものに基きまして、農地ですとか、農業用道路及び林道等について、国のほうの補助があるというようなスキームでございます。

一方こういった商工施設については、こういった補助制度がないものでございますから、市のほうで単独でさせていただくというものでございます。

以上お答えとさせていただきます。

**小石弘和委員**

おかしい法律やね。例えば大きな災害になった場合は、全部市債で行うというふうな規約になっとるわけたいね。

**樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

委員御案内のとおりでございまして、商工施設についてございません。

学校とかについては、そういった災害復旧の負担の法律がございすけれども、商工施設ですとか、うちの所管外でございすが今回の衛生施設とか、そういったものについては災害復旧に係る国庫負担の補助というものは現時点ではないところでございす。

**西依義規委員**

今回の大雨でこれは事前に防げるものなのか、起きてからしか分からないのか、災害の2次災害という話がずっとあっているんですけど、上の山手でしょう。山から水が来るんでしょう。ほかにも工業団地がありますよね。事前にこうやとけばこの災害を防げたっていうものがあるのか、防げなかったのかっていう。

**能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長**

今回の災害に関しましては、山にしみ込んだ水がいずれかの水道を通して、一気に表に噴出して周りののり面を崩したものと考えられまして、なかなか土の中の水道とかっていうのは、目では分かりづらいものですから、今回の災害についても、事前に防ぐっていうのは難しかったのかなっていうふうに考えております。

ほかの工業団地につきましても、明らかに勾配が急であってというところは、予見はできるかもしれませんが、一般的にのり面があってどこが崩れそうっていうのは、なかなか判断しづらいと考えています。

**小石弘和委員**

これ崩れたところは、民有地、公有地どっちね。

**樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

公有地でございす。

**小石弘和委員**

どこの公有地。

**樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

鳥栖市有地でございす。

**小石弘和委員**

これ山全体が、一角が市の公有地？

**能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長**





再開いたします。



## 議案乙第21号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）

これより上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに令和２年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

それでは、議案乙第21号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

委員会補正予算説明資料の２ページのほうをお願いいたします。

まず収益的収入でございます。款 1 下水道事業収益、項 2 営業外収益、目 2 他会計補助金につきましては、このたびの収益的支出及び資本的支出の増による資金不足に伴い、一般会計からの補助を補正するものでございます。

次に収益的支出でございます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費につきましては、道路改修等に伴うマンホール等の補修の増加に伴う補正でございます。

続きまして、委員会資料の3ページをお願いいたします。

まず資本的収入でございます。款 1 資本的収入、項 4 分担金及び負担金、目 3 工事負担金につきましては、佐賀県が進めております西田川河川改修事業に伴う補正でございます。

令和３年度に着工が予定されておりました西田川河川改修工事に伴う西牟田橋の架け替えが今年度に前倒しをされたため、架け替えに伴う下水道管移設の詳細設計業務委託を実施することとし、これに伴う費用については、県から補償を受けることとなっております。

西牟田橋の位置図につきましては、補正予算資料の４ページをお願いいたします。

西牟田橋は西田川に架かります橋梁で、下野排水機場の上流側に位置する、赤丸で今示している箇所になります。

それでは、3ページのほうに戻っていただきまして、次に資本的支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費につきましては、西田川河川改修事業に伴う下水道管移設の設計業務委託料、並びに区分地上権設定に係る測量業務委託料を補正するものでございます。

さきに触れましたが、西田川河川改修事業の西牟田橋の架け替えに伴う下水道管移設の設計業務委託料1,372万8,000円を見込んでおります。

次に区分地上権設定地に係る測量業務委託料につきましては、県道久留米基山筑紫野線の沿線に立地するフランスベッド事業所敷地内に下水道管本管が南北に縦断埋設されております。

この埋設に当たっては、昭和52年から昭和53年にかけてフランスベッドと本市の間で土地利用の観点から、用地の売買ではなく、埋設に必要な地下部分の利用を目的とした区分地上権設定契約が締結されているところでございます。

この下水道本管の位置図につきましては、資料の5ページをお願いいたします。

下水道本管はフランスベッド敷地の西側に位置し、県道久留米基山筑紫野線の跨線橋に沿って南北に赤線で示している箇所に埋設をいたしております。

これまではフランスベッドが当該地を単独利用してきたため、区分地上権の設定登記をすることなく、2者間の契約関係をもって本市の土地利用が継続されてきた経緯がございます。

しかしながら、昨年フランスベッドが当該地の大半について建物を取り壊し、大和ハウス工業に定期借地権を与えるとともに、3区画の分譲が行われる計画があることを関知いたしました。

こうした状況を踏まえまして、本市の当該地利用に関しほかの利害関係者との対立リスクなどを回避するため、分筆及び区分地上権設定を登記することを目指すこととし、昨年8月からフランスベッドと交渉を続けてきたところでございます。

本年5月、フランスベッド側から、当該地における下水道本管の埋設範囲に係る測量、分筆、並びに区分地上権設定登記を行うことについて、了承を得たところであり、このたびの補正におきましては、その測量委託料316万8,000円を見込んでいるところでございます。

以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **古賀和仁委員**

この区分地上権設定と言うんですか、土地の所有権から、使用权とか営業権とかいろいろあるんですけれども、区分地上権というのは大体何年ぐらいの年数なのか。

ずっと続くのか、年数を限った地上権なのか。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

今回の契約では、区分地上権設定については、今回下水道本管の目的がなくなるまでという事で契約をしておりますので、下水道本管がある限り、永久的に続くものでございます。

**古賀和仁委員**

今後所有者から、この分を移動してくれとか、そういう場合が出た場合はどういうふうな形になるんですか。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

今申し上げましたように今の契約では、下水道の本管が目的を達するまでということになっておりますので、相手方のほうが今どけてくださいっていうことであっても、うちのほうが現時点でどけることができなければ、現状あるままになるかと思います。

**古賀和仁委員**

何で言っているかという、今後老朽化が進むわけですね。当然、工事をしなければならないと、そういう場合は、自由に工事ができるのかどうか。

その点お伺いしたいんですけど。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

今後の老朽化に伴って、更新工事あたりになるかと思いますが更新の工法については、いろいろな工法がございます。

入れ替える場合もありますけれども、今回のように大きく、なかなか移設が困難なものについては、中をライニングするような更新のやり方もありますので、今後そういう現場の条件を踏まえて判断していくものと考えております。

**古賀和仁委員**

今後、下水の使用に支障がないようにやっていただきたいと思います。

**松隈清之委員長**

ほかにありますか。

**齊藤正治委員**

このフランスベッドの敷地が恐らくかなりの部分でなくなるっちゅうたらいかんですけども、これ大和ハウスが借地するということでしょうけれども。

もともと轟木工業団地で製造を主体とした企業誘致をやってきた。それを用途変更というのは、物流みたいな形になってくるんだと思うんですけど。

どういう内容ですか。

**松隈清之委員長**

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

その件につきましては、商工振興課のほうの回答ということになっております。(発言する者あり)

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

~~~~~

報告第9号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置について

松隈清之委員長

続きまして、報告第9号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小川智裕上下水道局管理課長

それでは、議案13ページをお願いいたします。

報告第 9 号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置について御説明申し上げます。

上下水道局職員による架空発注を受け、平成30年度鳥栖市水道事業会計決算認定に関する議案につきまして、昨年9月議会において否決されております。

地方公営企業法第30条第8項の規定により、決算認定に関する議案が否決された場合、事業管理者で事業管理者が必要と認める措置を講じたときは速やかにこれらの措置を議会に報告するとともに、公表することが求められております。

報告につきましては、今議会におきまして、報告第9号として報告させていただくものでございます。

また、公表につきましては、鳥栖市ホームページにも同一の内容を掲載させていただきます。

措置の内容につきましては、鳥栖市上下水道局職員架空発注等検証委員会が提出した報告書におきまして、提言していただいております内容を基に5つの改善策を措置しております。

次に具体的な措置内容について御説明させていただきます。

1つ目として、職員の長期在籍についてでございます。

令和2年5月、関係部署と協議し、上下水道局職員の在籍期間については、課長級以上の職員を除き、おおむね3年から5年までを基準とすることで整いました。

このほか、人事異動に関し必要な事項につきましては、鳥栖市上下水道局職員人事異動基準を作成、定めたところでございます。

2つ目、検査の省略についてでございます。

令和2年4月、鳥栖市水道事業及び下水道事業工事等検査要領を改正し、工事等の検査は契約金額の多寡にかかわらず、現地検査を原則とすることといたしました。

3つ目に、路面復旧費についてでございます。

令和2年4月以降の発注分の道路舗装工事については、発注の際、当該工事で施工する全路線の名称、延長、舗装総面積を工事台帳に入力することとし、工事発注に係る文書改ざんを抑制する体制を整えました。

4つ目、発注方法についてでございます。

令和2年6月、関係部署と協議し、建設工事の分離・分割発注に当たっての基本的な考え方及び取扱い方法を定めました。

このほか分離・分割発注の実施に関し必要な事項については、鳥栖市水道事業及び下水道事業建設工事に係る分離分割発注に関する取扱要綱を作成、定めたところでございます。

最後に、コンプライアンス意識の醸成についてでございます。

コンプライアンス指針及び公益通報制度を周知するとともに、年次的に全職員がコンプライアンス研修を受講することといたしました。

また参考資料といたしまして、改善策の1つ目で御説明いたしました鳥栖市上下水道局職員人事異動実施基準を2ページ目に、改善策の2つ目で御説明いたしました鳥栖市水道事業及び下水道事業工事検査要領を3ページ目に、改善策の4つ目で御説明いたしました鳥栖市水道事業及び下水道事業建設工事に係る分離分割発注に関する取扱要綱につきまして4ページ目に掲載をさせていただいております。

事業運営につきましては、頂いた数々の御意見を真摯に受け止め、再発防止に向け、全力で取り組んでまいります所存でございます。

今後とも議員の皆様には御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

それとも、時間が要るようならもう休みに入りますけど、途中で中断するよりも、休みますか。

ちょっと中途半端になるかもしれないですね。

じゃあ質疑については午後 1 時10分に再開してからにしましょうかね。

暫時休憩いたします。

ss

再開いたします。

説明はいただいておりますので、これより質疑を行います。

引き続き、報告第9号決算認定に関する議案の否決を踏まえて講じた措置についての質疑を行います。

〔発言する者なし〕

それでは、なければいいですか。

参考資料で人事異動の実施基準を出されていますけど、確認ですけど、第2条の課長級以上の職員を除き原則としておおむね3年から5年までとするということなんで、課長以上の職員については、3年より短いと思っていいですか。

課長級以上につきましては、通常短いサイクルでの異動というのがありますので、想定といたしましては短いサイクルということで、こちら対象から外しているところでございます。

以上でございます。

もちろん内情が分かれば、それで多分私も理解するんですけど、例えばこの文章だけを読

むと、日本語として課長級以上の職員は、6年、7年おってもいいということにも読めますよね。

原則でおおむね3年から5年は、課長級未満の職員なんで、それは対象から除くんで、短いパターンもあるし、ずっとおるパターンもあるという意味で取っていいですか。

小川智裕上下水道局管理課長

こちらの文言上でいくと、おっしゃられてある部分にはなりますけれども、想定といたしましては、短縮——通常よりも短く、異動サイクルがなっているという観点から、こちらの第2条のほうでは、課長級以上の職員を除きということで規定をさせていただいているところでございます。

松隈清之委員長

今のは想定はそうなんだろうけど、文章だけを読むと、3年から5年を超えて勤続するっちゅうか、そこにおることが可能な文章になっていますよねということなんですよね。

だから例えば、「まで」とするだから、それより短くても別に対象外としなくても、「まで」やけん、別に外す必要はないんじゃないかみたいな意味合いもあると思うんだけど。

西依義規委員

私はこの文章、今は納得していますけど、それも最初聞いたときは、なぜ課長級以上を外すのかが納得できなかったんですよ。

例えば課長級以上は1から3年とすると。課長級以下は3年から5年です。それは分かります。

ですけど、それを書かずに、課長級を対象から除いて、課長級未満の方だけを対象にするっていうのが——別に鳥栖市役所で課長級の何かあるんであるならそれでいいです。

課長級はもう3年以内であちこち動きますと、というのがあって言う、それをつくるならいいけど、課長級は慣例として短いですよ、では多分市民の方は分からないのかなと思うんですけど。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

ただいまの御質問でございますが、水道のほうに関しましては、水道技術管理者という資格を持った管理職が必要でございます。

その対象者がいない場合については5年以上になるというケースもありますので、そういった意味合いで、今回課長職を除いております。

ただし、総務部局の配置によって変わってまいりますので、一概的に、5年以上いるとか、1年で変わるというのはもう総務部局の差配次第ですので、私たちの範疇からは外れているんですよ。

資格だけは絶対持つとかにやいかんというがあるので、何人も取るようにはしてはいますが、その肩書に行き着くまでには、課長補佐になって、それから課長ならないかんというのがありますので、今のところ、この文面を除いた部分については、私たちにその差配の権限がないので外しております。

西依義規委員

今回が、例えば自助努力で上下水道局が自ら発したものならそれでいいです。

けど結局、決算不認定を踏まえた、あるいは再発防止をやらないかんっていう意味合いですよね。

ということは発覚したときは課長級——課長ではなかった。次長やったですよ。じゃあ課長以上ですよ。

どうもその辺を外すことが原因の再発防止につながるとなかなか言えないんじゃない。

素人目で、専門で見たらそうじゃないけど、事件の当事者の方の役職を除くと、どうなのかなっていうのが気になります。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

もうおっしゃるとおりでございますが、そういった意味合いで、検査体制、発注体制、5項目について、いろいろなケースで赤の他人が監視をできる、発注した部署でない部署の者が検査をするという体制を整えておりますので、今後、漏れるということはないと思います。

西依義規委員

あんまり有効な質問ではなかったかもしれないんですけど、じゃあそれでいけるなら、この3年から5年の規定は要らないんじゃないかなあとまた思うんですよ。

それで解決できるのであれば、わざわざ5年で異動させなくても、どうなのかなと思って。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

今回の3年から5年というのは調査をしてもらったところからの意見として3年から5年で異動させたほうがいいよという文書が回ってきております。

それを使わせていただいて、3年から5年という形を取らせていただいて、議会のほうについても報告書という形でその文面が載っておりますので、それを採択したというところでございます。

松隈清之委員長

今までは、これできる前ですよ、これ6月なんですよ。これ以前は、どうだったんですかね。

3年から5年、ここで言うと3年から5年あるんで、5年以上同じ部署に続けることは割と多かったんですか、それともそういうケースは少なかったんですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

水道のほうの技術に関しましては、技術の継承ということで異動させないでくれというのが、今までの流れでございます。

というのも、鳥栖市内全域に水道管、上水道、基幹のポンプ場等もありますが、それを熟知していただいている人間でないと長期計画も立てられないというのがあります。

そういった意味合いで、長期継続の職員を置いてくださいということで、総務部局のほうには以前は申入れをしております。

松隈清之委員長

今この基準の中でも、異動対象外の職員ということで浄水場に勤務するもので異動の対象とすることが適当でないと認めるものは外すんですよ、この中でも。

だからそういった、なかなか異動させづらい、技術とか経験の蓄積が必要であるっていう部分に関しては一定分かりましたけど。

それ以外、ここで対象とするような人たちっていうのは、これまで3年から5年を超えて、そこで勤務をするっていうのが例えば常態化していて、それが好ましくないから3年から5年で替えたほうがいいですよっていうことで替えるのか、いや、もともとそんな3年から5年とか、そんなに長くいる人いませんよだったら、つくってもつくらなくてもでも一緒ってことになるじゃないですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

もともと3年から5年っていうのは、5年以上いる職員がもうございます。

それで、前回違反を犯した職員は10年以上続けて、平の職員から係長、課長補佐、課長、次長と続けていた人間が、してはいけないことをしたので、そういった意味合いで、技術的には長期にいてももらわないといけないんですけども、途中で1回抜けていただいて再度戻っていく形を取ろうという形で今回の仕様になっております。

齊藤正治委員

もともと架空発注が起こった原因っていうのは、別に3年も5年もおろうと、あんまり関係ないとですよ。

だからそれを、あえてこういったことを指摘されたからといって、本当にそうなんですか、それよりも専門性のほうが優先していかなければいけない、これはもう上下水道局の職員の皆さん方は、もう四六時中市民の飲み水を管理しているわけだから、だからそれを3年、5年って検証された方がどういうあれで言われたか知らないけど。

ただ単に、彼が15年おったから長過ぎるというような判断の下に言われたのををもって、ここで3年から5年というのは、私は少し短絡的に考え過ぎじゃなかろうかというように思い

ますけどね。

どんなですか、そこら辺。

小川智裕上下水道局管理課長

今回、検証委員会のほうで検証していただいております。

その中で長期在籍が発生リスクですね、こういうふうな不祥事、架空発注の発生リスクを高めているということで、御指摘をいただいております、その分に対しての対応策として、期限を設けさせていただいております。

おっしゃられるように、水づくりは重要なところでございます。

で、浄水場の職員は除く、それとあと、また第2条第2項で、異動の対象となる職員が所管する事業の専門性ですね、こういったものを考慮する必要があるような場合、そういった場合は5年を超える場合も例外規定として設けさせていただいております。

水づくり等に支障がないような形で、こちらのほうの異動につきましても、実施させていただきたいと考えております。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

齊藤正治委員

異議なしもよかばってんが。それはいいんですけども、ただ単に3年、5年でしたからって、そういう不祥事とかなんとか、なくなるかという、そうじゃないと思う。

その人が持っている責任観念と、公務員としての誇りをきちんと――だからずっと薄れてきていると思うんですよ。

そこをやっぱりもう一回確認しながら、やっていかないと、何年たとうと僕は一緒だと思いますけどね。

そこら辺たいのは今日上下水道局長も見えていないけんあれですけども。結局同じことを――対策委員会をつくって、そして過去にも是正策をしたけど、結果的に全然それが有効に効いていないと。

ということはやっぱり職員一人一人がそれだけの自覚を持っていかないと、なかなかこれは3年、5年でしたけんていうて、よくなる話じゃなかろうと思いますけどね。

小川智裕上下水道局管理課長

長期在籍をしないような形での異動基準のほうを定めております。

この基準のみをもって今後、不祥事が、リスクがゼロになるっていうわけではなくて、こちらといたしましては、5つの改善策、対応策を強化することによってリスクを減らすと。

その中で、コンプライアンス意識の醸成、この分につきましては、研修会等も開かれますので、その中で、非違行為に対する歯止めとなるような有効な研修のほうも行っていきたいと思います。

そういったところで、あわせまして相乗効果をもとに改善策として強く今後推進してまいるように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

飛松妙子委員

2番目の検査の省略についてっていうところで、今回この内容見ますと、ほとんどの場合で原則検査をするということで書かれていらっしゃるんですが、実際今まで1年間でどのくらいの件数があって、何割程度実施をされていたのか。

今後それを全部するとなったときに、検査体制、今回、部署見直しのところで、契約管財課のところが検査課になって、それをされるのか。それとも上下水道局の中で、検査体制を人数を増やして図られるとか、その辺のことを教えてください。

日吉和裕上下水道局事業課長

まず現地検査の件数でございます。

水道事業におきましては、まず令和元年度現地検査の件数を43件いたしております。令和2年度におきましては、8月末までの現在で20件。

それと下水道事業につきましては、令和元年度が、現地の検査数が18件。今年度の8月末までが8件実施をいたしております。

現地の検査の率ですけれども、今回要領を策定しました以降は100%、全ての検査において現地検査を行っております。

それと2つ目の御質問で、体制のお話ございましたけれども、今、局としては見直しの体制のものにつきましては、課以下まだ案の状態だというふうにお聞きをいたしております。

局としましては、今までの契約検査課が以前設けられた経緯も踏まえますと、市として検査というのは一元化したほうがいいというふうに、望ましいのではないかとというふうに考えております。

そのため、今後そのようなことも踏まえまして関係課と協議をしながら、体制については決まっていくものと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

それから、先ほどコンプライアンスの研修というお話が出ておりました。

意識の醸成をしていくっていうことですが、どういう内容の研修を行っていくのか、それは上下水道局としてそういうものなのか、それとも全庁挙げての同じ内容になっていくのか、内容を教えてください。

小川智裕上下水道局管理課長

コンプライアンス研修につきましては、市長部局が実施する研修のほうに参加をするよう

昨年度になりますけれども、実施された内容につきましては、実際、どういうふうな非違行為が行われた、それでその後、その職員がどういった処罰を受けたか、そういったところも含めた事例紹介がなされております。

以上でございます。

最後に、昨年架空発注が発生した後に、不正の内容によってどういう処分を自分が受けるのか。これも全庁的にお知らせしてくださいということで、総務部のほうに伝えていたんですが、皆さんそのことは全員御存じってということで理解してよろしいでしょうか。

理解のほうもしております。

〔「発言する者なし」〕

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。

– 34 –

続きまして、当委員会に送付されております陳情第8号公共工事に係る委託業者の不法行為についてを議題といたします。

この際協議に入ります前に事情が分からない方おられると思いますので、上下水道局よりこの陳情に関しての御説明をまずはお願いしたいと思います。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは、陳情第8号公共下水道に係る委託業者の不法行為についての案件の概要及び当該案件に対する当市の考え方について御説明をさせていただきます。

委員会参考資料の5ページをお願いいたします。

まず案件の概要でございます。

陳情者は、成富茂人様でございます。

次に工事概要につきましては、工事中部第35外（田代本町外）付帯（舗装）工事、工期は令和元年12月20日から令和2年2月28日まで。請負金額は1,538万4,600円。請負者は株式会社大島組でございます。

工事の内容につきましては、神辺町里道のほか、7路線における下水道の舗装工事でございます。

次に工事箇所ですが、田代大官町交差点に隣接しましたリンガーハットの南側の里道でございます。工事箇所の西側の土地が今回請負者が結果的に無許可で借用した土地になります。

それでは、参考資料の6ページをお願いいたします。次に案件の経過について御説明します。令和2年2月6日に請負者が神辺町里道の工事に着手をいたしましたところ、陳情者が自ら管理する土地に工事車両が駐車されている状況を発見し、本市に連絡をされております。

同月8日に陳情者が、市長及び市議会議長宛て文書を本市に送付されており、文書の要旨としましては、本市に対して慰謝料、賃借料、管理監督責任として、計30万円の金銭的要求がございました。

同月28日に、本市から陳情者宛てに、回答の文書を送付しており、その文書の要旨としましては、今回、請負者の過失であるため、請負者との話し合いで解決していただく旨のお伝えをいたしております。

4月5日に、陳情者が市長、市議会議長及び請負者宛て文書を本市に送付されております。

その文書の要旨としましては、本市の賠償責任及び本件工事に借上料を設計しない理由について質問及びそれを踏まえた金銭的要求、市議会議長への陳情でございます。

7月29日に陳情者が4月5日付で本市に送付した文書に対する回答について電話による督促をされております。

8月18日に陳情者が4月5日付で本市に送付した文書が議会事務局で保管されていたこと

8月28日、本市から陳情者宛てに回答の文書を送付いたしております。文書の要旨としましては、本市に賠償責任がないこと。この文書をもって陳情者に対する最終回答といたすこと。今後、陳情者が請負人に対する請求等を直接行っていただくことでございます。

それを踏まえまして、民法第716条で注文者は責任を負わない旨規定をされております。

これは、市から請負者に対して当該土地の使用を指示していないからでございます。

次に設計書に建設機械置き場等の借上料が計上されていない理由につきましては、車両等建設機械に係る費用は、国が示す土木工事積算基準にのっとり作成をいたしておりますので、建設機械の運搬費及び資材置き場等に要する費用については、共通仮設費の率分として計上しておりますので、問題はございません。

民法の抜粋につきましては、参考資料の 7 ページに添付をいたしておりますので、御確認をお願いいたします。

松隈清之委員長

「「ありません」と呼ぶ者あり」

我々としては何らかのことを返さないといけない。(発言する者あり)

午後 1 時33分休憩

– 36 –

午後 1 時45分開会

松隈清之委員長

今ここに出されております陳情に関して御説明がございましたが、これに関しましては執行部の御説明につきまして、委員会としてその考えを支持するということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、それに基づきまして正副委員長協議の上、回答する文書のほうを用意させていただきますんで、これにつきましては、最終日に改めて皆様方に御確認をさせていただきますので、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

以上で陳情の協議を終わります。

続きまして、建設部関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時46分休憩



午後 1 時53分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

審査に入ります前に部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

松雪努建設部長

皆さんこんにちは。

今回、令和２年９月定例会、建設経済常任委員会におけます建設部関係につきましては、乙議案の１件、それから甲議案１件、そして報告１件、陳情２件となっております。

今回の補正予算につきましては、7月豪雨に关します災害復旧事業、これが主なものとなっております。

また市民生活に密着したもの、それから味坂スマートインターチェンジ（仮称）でござい

ますけれども、事業進捗に伴います債務負担行為、こちらも提案をさせていただいております。



議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

それでは、これより建設部関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

資料の 2 ページをお願いいたします。

この飯田・酒井東線は高速道路インターチェンジ本体の側道のことでございまして、これが一部通行止めになりますことから、N E X C O 西日本さんが、迂回道路の工事の発注の準備をされております。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

今回の計上につきましては、味坂スマートインターチェンジ本体の工事に伴いまして高速側道の市道飯田・酒井東線及び隣接の用排水路が一部区間で支障することになりますことから、その機能確保といたしまして迂回路等の整備を行う費用ということで計上をお願いしております。

具体的に言いますと側道につきましては、隣接する小郡市の東福童35号線を迂回路としてメインに利用いたしますことから、路面修繕に要する費用、それから側道に接続するまでの仮設道路の整備費用を見込んでいますところでございます。

また側道に隣接いたします本市と小郡市の公有水面も一部区間が影響することから、インターチェンジ本体の外側に水路の付け替えを行う予定でございまして、その費用も計上をお願いするところでございます。

以上でございます。

大石泰之維持管理課長

それでは、4ページをお願いいたします。維持管理課関係の分でございます。

まず歳入でございますが、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、7月豪雨により災害が発生いたしました、河内・大峠線の災害復旧に要する経費に係る国の負担金でございまして、補助率は3分の2となっております。

5ページをお願いいたします。款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、緑ヶ丘団地の下岸田中央線のり面保護に要する経費に係る市債でございます。

節2河川債につきましては、河川のしゅんせつ等に要する経費に係る市債でございます。

事業内容につきましては、歳出で御説明いたします。

次に目8災害復旧債、節2土木施設災害復旧債につきましては、河内・大峠線をはじめとする7月豪雨により災害が発生した道路河川の復旧に要する経費に係る市債でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節13委託料につきましては、後退道路用地測量に要する経費を計上いたしております。

節15工事請負費につきましては、7月の豪雨に伴い早急な対応が必要となった側溝等の改修に要する経費を計上いたしております。

次に目3道路舗装費、節15工事請負費につきましても、豪雨により舗装の損傷が進行した路線の改修に要する経費を計上いたしております。

次に目5交通安全対策事業費、節15工事請負費につきましては、通学路における防護柵の修繕などの交通安全対策工事に要する経費を計上いたしております。

次に目7道路防災対策事業費、節15工事請負費につきましては、次の7ページの主要事項説明書にも上げておりますけれども、山浦町の緑ヶ丘団地内の下岸田中央線のり面保護に要する経費を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。項3河川費、目1河川改良費、節15工事請負費につきまし

ては、9 ページの主要事項説明書にも上げておりますが、河川のしゅんせつ等を行うための経費を計上いたしております。

主要事項説明書、それから別にお配りしております 1 枚紙の資料をお願いいたします。

主要事項説明書、最初に準用河川向原川及び虹ヶ丘調整池につきましては、地元要望に基づくものでございまして、虹ヶ丘は 2 枚目のほうの資料でございます。

虹ヶ丘の調整池、山津医院とこちらと 2 か所ございますけれども、そのうちのこの赤丸をつけているほうのしゅんせつを計画しております。

次にその右側でございますけれども、大木・県住線排水路につきましては、現在はここで取水した水が下流の鳥栖駅周辺まで流れていっております。

この県営鎗田団地北側住宅地の雨水を新たに整備する排水路、点線で示しておりますけれども、このルートを経由しまして河川に排水することを計画いたしております。

8 ページに戻っていただきまして、款 11 災害復旧費、項 2 土木施設災害復旧費、目 1 現年発生公共災害復旧費、節 15 工事請負費につきましては、10 ページの主要事項説明書でも上げておりますけれども、7 月豪雨により被害が発生いたしました河内・大峠線災害復旧工事に要する経費を計上いたしております。

次に目 2 単独災害復旧費、節 15 工事請負費につきましては、市道松本・堂の本線など 7 か所の復旧工事に要する経費を計上いたしております。

以上説明いたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

ないですか。

小石弘和委員

先ほど説明のとき、ぼーっとして聞きよらんやったばってん、この虹ヶ丘調整池のしゅんせつ工事 600 万円、予算上がっととかね、これ補正。何ページにあると。（「9 ページ」と呼ぶ者あり）

何でこれ市がせないかんと、600 万円。これ開発された土地ですよ。そしてここまでたまって、何十年たつとるばい。何でこれ市がせないかんと。

大石泰之維持管理課長

当該調整池に関しましては、開発の後、市に帰属を受けておりまして、市が維持管理をすることとなっております。

団地開設後、恐らくしゅんせつは今回初めて行うことになるかと考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

何でこれ、しゅんせつせないかんと。これ調整池だからね、豪雨のときに満杯になったわけ。事例があるわけ。

大石泰之維持管理課長

豪雨のときに満杯になったかどうかの確認は取れておりませんが、要望としましては今の写真でも御覧いただいて分かるとおり、雑草、萱などが生い茂っております。

虫が湧くとか、そういうこともあるということで景観上の問題もあってしゅんせつの要望が出ておりますので、それに対応するように計画をしております。

以上です。

小石弘和委員

これは要望でしゅんせつ改修事業をするというようなことでいいわけですかね。こういうところはいっぱいあるんですよ。

自分のお金出すときはなかなか出ませんが、市のお金ならすぐしゅんせつしましょうとか、もう少し優先事業を決めたらどうかと私は思うんですけどね、これいつ要望書が出たんですか。

大石泰之維持管理課長

正確にはあれですけど、恐らく二、三年前に出ておりまして、これともう一か所のほうのため池と併せてしゅんせつの要望出ておりまして、今回、まずこちら側から対応するように考えておるところです。

以上です。

小石弘和委員

もう一か所の要望の池はどこですか。

大石泰之維持管理課長

同じく虹が丘の山津医院の裏といいたいでしょうか、入り口に近いところですね。

この2か所のしゅんせつの要望が出ておりましたので、まずこちら側から対応していきたいということでございます。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ないですね。

この部分の質疑は終わります。

議案甲第39号市道路線の廃止及び認定について

執行部の説明を求めます。

以上、簡単でございますが説明いたします。

では質疑を終わります。

報告第10号専決処分事項の報告について

執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

専決処分の報告について御説明いたします。資料は、専決処分事項説明資料をお願いいたします。

市道の管理の瑕疵に基づく損害賠償の額を決定するため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて報告するものでございます。

相手方は久留米市在住の40代の男性、賠償額は、そこで上げておるとおりでございます。過失割合は市が3割でございます。

専決処分日が令和2年7月31日、事件の概要は、令和2年7月11日午後3時頃、自家用車で市道古蓮輪・平町001号線の走行中、現場の路面の陥没部に左側前輪及び後輪が落輪した衝撃でタイヤを破損したものでございます。

そちらに写真を載せておりますけれども、ここはちょうど落輪した直後にパトロールにより発見して補修をしておりますので、深さは分かりませんが、大きさとしては、そこに挙げている100掛け70センチ程度の大きさであったということでございます。

以上、説明といたします。

松隈清之委員長

御説明が終わりました。これより質疑を行います。

内川隆則委員

ここは全体悪かもんね。それで側面もあぜ道の延長線だから、側面もいっぱい欠けとっちゃんね。

そいけんここだけやなかけん、また次から次に言うてくるが、保険ですりゃよかたい。

以上です。

松隈清之委員長

意見でした。

これは言われる前に、もう既にこっちで直した後だったということですね、これ直っているというのは。

大石泰之維持管理課長

7月11日に事故に遭われたということでございますけれども、金曜日でございます、雨も続いていた時期でございました。

7月14日月曜日に7月豪雨の後に維持管理課でパトロール、この日は2班、3班出して、陥没箇所の補修等に回っておりまして、その折に発見して埋めた。

その後で連絡が来たということでございますので、パトロールのときに先に補修をしてし

以上です。

よろしいですか。

では、建設課及び維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

~~~~~

設置され60年になりますけれども、今までまだ一度も閉めたことがないと。その判断が難しいということで、当日、市のほうからも現地を見に行っております。

なかなか逆流しているのかどうかちょう状況も判断はできなかったわけですが、結果としてこの日は日田のほうで大雨が降りまして、それはちょうど流下してくる時刻と、有明海の満潮が重なりまして、なかなか宝満川の水位が下がらないという状況になっておりました。

その後、水は引いていったわけですが、区長さんからの要望としては水屋橋にも水位計を設置してもらいたいと。

これについては、ついてはおるんですけれども、写真の右側のほうに橋梁の真ん中の橋脚のところ水位計がついておりますけれども、言っているのは、現地に行かんと水位が分らないと。

できれば、何らかの方法で水位が観測できるシステムがないのかということでこの酒井東の一番上の橋はスマートフォンで実は水位が見ることができます。

そういったことをおっしゃっていただいておりますので、現在そういう方向で、ちょっと今年度は予算ありませんけれども、東部土木事務所としては、何とかできる方向で検討していただいていると聞いております。

それからもう一つの要望が避難をしてくれと言ってもなかなか住民の方が言うことを聞いてくれないので、市のほうから避難指示とかを出してもらえんかどうかということをおっしゃっていますので、それにつきましては、総務課のほうで今ちょっと検討をしていただいております。

最後に排水機場の設置をということで要望されておりますけれども、これにつきましては、県の東部土木事務所になるんですけれども、これについてはちょっと難しいだろうという御返事を頂いております。

以上です。

#### **松隈清之委員長**

説明をいただきました。これに関しまして御意見あるいは確認したいこと等ございましたら挙手をお願いします。

#### **内川隆則委員**

この7日の日は鳥栖市は、水が逆流するので、排水機をストップしますという日のことかね。それは結果的に止めんやったわけやろう。（「はい」と呼ぶ者あり）

だから、そういうふうになるおそれがあるということであって、やっぱ区長さんが言うようなことが確かかというふうに思うので。

これはもう一番は、筑後川の砂のしゅんせつをせないかんというふうなことが根本原因じゃあると思うばってん、とりあえず排水機の出力、もう50年ぐらいたったってけんね。50年たつとらんか。

排水機の出力、こういうのもやっぱ検証して、取り替えやんなら取り替えるというふうなことが必要じゃないかというふうに思うけどね。

#### **犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

排水機場につきましては、鳥栖市内で国と県で、国が3か所、県が2か所設置をしていたいておりまして、議員が言われるとおりに設置から相当の年数がたっているところです。

最近でいきますと西田川の下流域に設置をされている下野の排水機場が、最近機器の更新を佐賀県のほうにいただいているところであります。

なかなか排水機の実力の向上ということで御意見を頂いているところではございますけれども、先ほど言われた筑後川自体の河川の流下する能力といいますか、そういったところもございます。排水機の実力だけを改善していくといったところについては、流域全体でそういった対応が必要になってまいりますので、筑後川河川事務所ともそういったところ話をしておりますけど。

今のところ、なかなかそういった対応が、抜本的な河川の改修がないと非常に難しいような状況ということで承っているところでございます。

#### **松隈清之委員長**

今説明の中では、避難だとか、ポンプのこととか言われたんですけど、ここで陳情書の中で具体的に書かれているのは、観測監視体制の強化ね。

水位計なのか何か知らんけど、少なくともカメラなのか分からんけれども、観測監視体制の強化を図っていただきたい。

それと堤防のかさ上げ補強っていうのが出ているんですよね。

それから水門を一度も閉めたことがないと、閉めれば上流からの雨水の流れ込みで内水氾濫を起こすことが必至であり、閉めることができないのが実情ですってあるんですけど、これは逆に言ったら閉めるべきときには内水氾濫を覚悟してでも閉めるべきところなんですよ、ここって基本的にはね。

だからこれを、特にここの文章は要望とかないんでいいですけど、その後はそこで排水機場の設置をぜひお願いしますということになっているんですけど、これについては、難しいということですね、今の話はね。

#### **犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

排水機場の設置につきましてですけども、筑後川河川事務所、それから東部土木事務所



のほうで話をしている中で、やはり排水機場の設置の検討に当たりましては、実際に既にもう内水氾濫が生じているような箇所の対応策として、それぞれどういった形がいいのかということ検討していく中で排水機の設置が最善ということであれば排水機を設置していくというふうなことで回答のほうを頂いております。

現状ではなかなか地元の区長さん、非常にこういう状況に危機感を覚えられたっていうところもあるかと思いますが、まだ内水氾濫までは生じていないので、土木事務所、それから河川事務所のお話では、先ほど御説明したとおり、ちょっと今のところ排水機場の設置についての検討はなかなか難しいというふうな回答を頂いているところでございます。

それと今回、宝満川のほうの水が大木川のほうに逆流をしていたんじゃないかというふうなことが、ちょっと想定をされることもありますので、これも地元の区長さんたちと話をした上で、筑後川河川事務所、管理をしているところが筑後川河川事務所になります。

そういったところにどういったことで対応していくのかというところで、協議をしている中で、やはり今までこの陳情書の中にも書いてありますけれども、閉めたことがないというふうなことがありますので、やっぱりどういうふうな操作をすれば一番水門としての機能を効果的に発揮できるのかも踏まえて、こういう緊急時ではなくて、平常時のときに、一度現場で筑後川河川事務所の担当の方も交えて、地元の方と一緒に操作の方法を再度確認していくという形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

#### 松隈清之委員長

どうでしょうか。

#### 古賀和仁委員

これ私の地元から出ているんですが、これを出したということで山口区長にお話を伺ったんですが。

まずこの水屋の橋のところの写真ですね。これを見ていると、真ん中の左側の、ほとんど満杯になっていて、これ左岸と右岸で若干堤防の高さが違うんですね。

水屋のほうがちょっと低くて、町側のほうが低くて、この部分に酒井西、東にあるようなコンクリートのあれをつけてもらえないかという話をちょっとされた。ただここは土木事務所の管轄ですから、当然ですね。

ただ、何でそういうことを言われているかというと、今回酒井東の監視カメラとこっちの監視等々を見て、酒井東と西のところを見て大丈夫かということで、避難指示まで、命令まで出なかったんですけれども。

区長さんからすると、洪水水域を超えていて、どがんしようかっちゃうごたん状態になっとなったらしいですけど。当然、宝満川から筑後川までつながっていますから、酒井のほうと

水屋では若干状況が違っていて、ここはやっぱり、ここに陳情書で書いてあるように、監視体制の強化と水位計とか、これ多分、監視カメラまでを含めてのお話だと思いますので、この辺は土木事務所とも相談していただいて、どうするかについてですね。

それともう一つは、避難に対する感覚が水屋の場合、非常に敏感ですから、この辺を考えて、考慮を、もう一回協議をしっかりとさせていただきたいと思うんですけど、見解をお伺いします。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

今後も東部土木事務所と協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

#### **古賀和仁委員**

どういう形になるか知りませんが、今後、東のところの水位だけ見るんじゃなくて、こっち側もしっかりと避難指示とか出す場合、ここのところも、ちゃんとしっかりと両方見ていただいて、それからしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

#### **松隈清之委員長**

近年の豪雨傾向を考えると越水する可能性もありますし、水門を閉じてくれという指示が出ることもあり得ますよね。

だから、そういう危機感はやっぱ地元も執行部も含めて、土木事務所もですけど、持ってもらわんと、多分これを目の当たりにすると近くに住む人が怖いなあっていうのは、率直な気持ちだと思います。

仮にこういう観測機器を整備するとしても、これは土木事務所がやるということでよろしいんですかね。

#### **松雪努建設部長**

これまで御説明差し上げてきておりますけれども、十分土木事務所とも協議をしておりますので、その辺りは前向きに検討していただいているというふうに聞いていますので、そこは我々も一緒に対応していきたいというふうに思っております。

避難につきましても、総務課とも協議をしておりますので、そこも丁寧にやっていきたいと思っております。

今回、この7月豪雨、私も現場の写真とか見て非常にびっくりもしましたし、飛松議員から一般質問を受けておりました運転調整、その可能性があるというのが初めての経験でございました。その初めての経験というのが毎年毎年起こっておりますので、その辺りは1つつつ、課題を解決していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### 松隈清之委員長

これにつきましては、じゃあどのような形で御返事をしていくかについてでございますが、一つ今言いました観測、監視体制の強化につきましては、執行部も認識としては共有しているということで、土木事務所をお願いをしていただくということで、我々もそれをお願いしたいということですね。

あと、ここにあります堤防のかさ上げ補強につきましては、今のところ具体的にはないということですよ。

これはもう、場所的にはどこら辺を要望されているっていうのは分かっているんですか。

#### 佐藤晃一建設部次長兼建設課長

場所については確認しております。

1回土木事務所とも、こういう話が出ているという協議はしておりますが、土木事務所としてはもう全体的な……、一応全部調べて、どこが低くなっているかとかということを調べてでないと対応が難しいみたいなことはおっしゃっていましたので、具体的にここだけするとかいう回答は頂いていません。

#### 松隈清之委員長

当然、水位だからその区間してもほかのところから来るからそうでしょうけど。

この堤防のかさ上げについては、今のところ具体的な議論は全くできないということですね。

それであと水門……ポンプも実績として極端な言い方すると、沈んだら考えるということですよ。

それでは、いずれにしても、この水屋橋付近に関する水害リスクというのは、この写真からも見るように、今後の豪雨傾向も踏まえて、あるというところは委員会として共有していんでしょうか、いいですか。

その上で、早急にかつ具体的・効果的方法について執行部あるいは執行部を通じて土木事務所のほうに要望するというような形でよろしいでしょうか。

じゃあ、ここも整理してまた最終日に御確認をさせていただきます。

それでは、陳情の協議を終わります。

次に――このまま進めていいですか、休憩取りますか。

40分ぐらいでいいですか。

暫時休憩いたします。

午後 2 時31分休憩

~~~~~

午後 2 時40分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

~~~~~

都市計画課審査

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

松隈清之委員長

これより都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

それでは、続きまして、都市計画課分の御説明をさせていただきます。

11ページでございます。歳入から申し上げます。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2都市計画費県補助金53万2,000円でございます。これは、花とみどりの祭りの事業費、鳥栖市事業分が16万7,000円、花とみどりの推進協議会で行っていただく事業に対する補助金36万5,000円で53万2,000円となっております。

続きまして、12ページでございます。歳出でございます。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 2 公園管理費、節 15 工事請負費 770 万円につきましては、  
原古賀町にございます児童遊園ののり面が崩壊しかけておりまして、隣接する民家に害を及  
ぼそうとしておりますので、その工事を行うものでございます。

それと朝日山公園ののり面でございますけれども、7月6日の豪雨によりまして、園路を寸断いたしました。

これにつきましては、既に工事をしておりまして、現計予算で出しておりますが、補填の予算計上でございます。

続きまして、目4緑化推進費、節11需用費16万7,000円につきましては、先ほど歳入で申し上げました花とみどりの祭りの市の事業で行います花苗代、それと園芸教室の資材費でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金36万5,000円につきましては、花とみどりの推進協議会で行われる事業に対する補助金として支出するものでございます。

都市計画課分は以上でございます。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **飛松妙子委員**

花とみどりの祭りの内容をもう少し詳しく御説明をお願いします。

#### **藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

これまで花の日、それと記念植樹祭を行ってまいりました。

これを昨年から11月の頭ぐらいの文化祭に合わせて、花とみどりの祭りということで昨年から一本化してやっております。

今回、補正をしております事業といたしまして、花とみどりの祭りで配布する苗木代です。

それと、花とみどりの祭りのときに園芸教室を開催していただいております。その資材費として、上げております。

あと、花とみどり推進協議会でやっていただく事業といたしましては、毎年市民の皆様に公募をお願いいたしまして、花壇のコンクールを行っております。その審査代とか写真の印刷代等がございます。あと商品代ですね。そういったものがございます。

あと会場の装飾費といたしまして、花のプランターでありますとか、昨年ですと令和という花文字をつくっていただいたりしております。そういった経費。

それと各テントですね。園芸の相談でございますとか、花苗の配布でありますとか、本部のテント、そういったものの設営費がございます。

こういったもろもろで、今回の予算補助金が53万2,000円、事業費といたしましては、その倍、106万4,000円ということとなっております。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

昨年と同じような内容でされるということだと思うんですが、今回、コロナ禍の中で特に開催するに当たって注意されることとか、どういう——縮小することがあればその辺も教え

ていただければと思います。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

予算の要求をさせていただいておきながらこういうこと言うのも本当恐れ多いことなんですけれども、今御指摘いただいたように、今コロナで、世の中こういう状況でございます。

関係団体とも慎重にここは協議して、まだ最終的に決定したわけではございませんけれども、記念植樹のみ行う方向で現在調整中でございまして、今るる御説明いたしました事業については中止になる可能性が現時点では非常に高いということで御説明を差し上げたいと思います。

## 飛松妙子委員

かしこまりました。

また詳しく分かったら皆さんに広報されると思うんですが、コロナ禍の中にあっても、1つでも市のイベントが開催できることはいいことだと思いますので、対策のほうをいただいて、よろしくお願いいたします。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。



## 陳 情

## 陳情第 4 号田代地区要望事項

松隈清之委員長

次に陳情協議に入ります。

当委員会に送付されております陳情第4号田代地区要望事項を議題といたします。

この際協議に入ります前に国道・交通対策課よりこの陳情に関して御説明をお願いしたい  
と思います。

中内利和国道・交通対策課長

それでは、陳情第4号田代地区要望事項といたしまして、ミニバス田代地区循環線の運行

ルートの見直しに関する要望について御説明させていただきます。

今回、田代地区から要望書が提出されておりますが、その内容としましては、現在市で計画しております令和3年4月のミニバス田代地区循環線の運行ルートの見直しの際に、田代本町の太田観音前、または社会福祉法人健翔会で運営されておりますひまわりの園、コスモスの園の前にバス停を新設してルートに組み込んでほしいというものでございます。

それでは、現在計画しておりますミニバス田代地区循環線の運行ルートの見直しについて御説明させていただきます。

タブレット中の06【国道・交通対策課】参考資料（陳情第4号）の資料を開いていただきますと、タイトルがミニバス田代地区循環線見直し案というカラーの資料がございますので、こちらを御覧いただければというふうに思います。

まず現在のミニバス田代地区循環線のルートを、そのカラーの資料の中の黒の太線でお示ししております。

フレスポを起終点としまして、田代地区を循環するルートで1日7便、火木土運行しております、料金が一律200円となっております。

このルートを来年4月からブルーで表示しております東側ルートとオレンジで表示しております西側ルートの2つに分けることを計画しております。

このルート見直しを計画することになりました経緯につきましては、昨年度5年間の計画であります地域公共交通網形成計画を策定いたしました、策定の過程で様々な調査や地域の皆様から御意見を頂きました。

たくさん頂きました御意見、御要望の中で、ミニバスに関しましては、田代地区から要望頂いておりましたミニバスの加藤田町への乗り入れなどのルートの見直しに関する御要望や、行きたい場所に路線がない、目的地までの乗車時間が長いなど多くの御意見を頂いております。

そういったお声を受けまして、田代地区循環線につきましては、利用者の方の主な目的地がフレスポであるという点から、フレスポへの所要時間を30分程度にするということで、バスの乗車時間を少なくし、利便性を向上させるということ。

また新たな箇所を運行ルートに取り込むことで、新たな利用者を獲得することを目的としまして、運行ルートを2つのルートに分けるという見直し案を作成させていただいております。

具体的なルートについてですが、まずブルーで表示しております東側ルートはブルーの矢印を御覧いただきながらお聞きいただきたいのですが、フレスポから鳥栖駅を経て北上、直進していただいて、突き当たりが田代の八坂神社になりますが、そこを右折、田代昌町、田

代本町、田代のまちセン、田代大官町を通過して最初に来た道に戻っていくというルートとなっております。

バス停の変更等につきましては、六六軒前バス停をまず廃止し、田代本町のバス停を現在の位置から少し西側に移動させる。

それと御意見がありましたひまわりの園、コスモスの園の前のバス停を新設。

それとあと田代大官町のバス停を新設。

それから前後のバス停の間隔が短いことから、八坂神社のバス停を廃止したいと考えております。

ブルーの点線になっている箇所につきましては、乗り降り自由のフリー乗降区間にしたいと考えております。

便数は6便で、1周の所要時間を約30分で計画しております。

例えば1便目であれば、8時59分に鳥栖駅前を出発して、9時29分にフレスポへ到着となります。

次にオレンジ色で表示しております西側ルートについてですが、こちらにも矢印を御覧になりながらお聞きいただきたいのですが、フレスポから北側に向かい大正町、鎗田町、田代中学校前、やない眼科前、JAうちの畑前、加藤田町と通ってくすり博物館の辺りから南下して、山ノ内製菓前、田代外町方面に向かって、現在のミニバスルートを逆回りするようなルートで田代外町、松原町、桜町を通過してフレスポに戻るようなルートとなっております。

バス停の変更等につきましては、黄色で着色、丸の黄色くなっているところですが、新設バス停が6か所、それと石橋整形外科前のバス停を廃止。

こちらはフリー乗降区間でもありますし、少し雨風が強いときにバス停を寝かすとかということもありまして、バス停の管理上、廃止とさせていただきます。

茶色の点線の部分をフリー乗降区間としたいと考えております。

便数は6便で1周の所要時間を35分程度で計画しております。

例えば、1便目であれば9時半にフレスポを出発し、10時5分にフレスポに到着となります。

この2つのルートを1台のミニバスで運行いたしますので、その運行の順番ですが、資料の一番下に記載しております通り、東側ルート、ブルーのほうですね。

そちらを行って、次にオレンジの西側ルート、東側ルート、西側ルートの順に運行したいと考えております。

最初に東側ルートの1便目8時59分発で9時29分到着。その後続けて西側ルートの1便目9時半出発で、10時5分到着。



次に東側ルートの2便目という具合に東側と西側を順番に運行することを計画しております。

今回、田代地区から御要望頂きました内容につきましては、この資料の左上の辺りに赤の点線で丸で囲っております御要望の対応ということで、東側ルートの延伸と書いておりますけれども、田代本町分の箇所について、ブルーで表示しています東側ルートを資料でお示しておりますように延伸しまして、新たなバス停を設置することで対応してまいりたいと考えております。

こういった見直し内容につきましては、現在、来年4月の運行開始に向けまして、関係機関と協議を行っているところでございます。

住民の皆様に対しましては、まず当初案を6月、それと今回の見直し案を7月に田代地区の囑託委員会で御説明させていただいております。

さらに、今回の見直しでルートが大きく変わります田代本町、田代大官町、加藤田町につきましては、地域の高齢者がお集まりになられる会合にお伺いさせていただきまして、見直しの内容のお知らせと御意見を頂戴しているところでございます。

また、現在のミニバスの利用者の皆様には、ミニバスの車内への見直しの内容の掲示、それとチラシの設置によりお知らせし、御意見がある場合には、所定の用紙に御意見を記入していただくことで、意見聴取を行っているところであります。

今後、住民の皆様の御意見も踏まえて、運行ルートを決定的なものとしますが、運行事業者とも協議を継続しながら、新たな運行ルートの試走、各バス停の通過時刻表の作成を行い、10月以降、運輸局との認可に向けた協議に移ってまいりたいと考えております。

また、新ルートの広報につきましては、今年度バスマップのリニューアルを計画しております、3月ぐらいになると思いますけれども、全戸配布することで広く周知してまいりたいと考えております。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりました。この件に関しまして、御意見等は。

#### **小石弘和委員**

私乗ったことは一遍ぐらいしかないんですけど、これ例えばブルーのところは週に何回行くわけ。1日6便。そしてこの茶色か、オレンジ。これも1日6便。そして月曜日から金曜日まで。曜日は。

それちょっと教えてください。

#### **中内利和国道・交通対策課長**

ブルーの東側ルート、西側ルートとも同じ日に6便ずつ回る予定にしております、曜日としては火木土運行してまいりたいというふうに考えております。(発言する者あり)

今7便なので、1便減るんですけど、6便ずつ、計12便で回していくという形です。

#### **小石弘和委員**

じゃあ火木土週3便ということですね。

それからコロナ対策で、やっぱミニバスですけど、密になっていないかというふうなことを心配するんですけど、その状況はどんなふうですか。

#### **中内利和国道・交通対策課長**

コロナ禍で、昨年に比べて利用者の数は若干ですけれども、田代地区の場合ちょっと減っております、大体1便当たり4.3人乗っていただいて9人乗りでございますので、ある程度の間隔は取れて乗れているという状況はあると思います。

通常対応としましては運転手のマスクの着用、皆様にマスクの着用していただくというような形で対応させていただいているところでございます。

#### **飛松妙子委員**

この2ルートを1台で回すということですが、出発時間、到着時間を見させていただいて、引き継ぎが結構きゅうきゅうの運行時間かなと思うんですが。

ドライバーさんは1人トータルして1日回られるのか、1日に2人分かれられるのか、あと休憩時間とかをどのように考えていらっしゃるかを教えてください。

#### **中内利和国道・交通対策課長**

ドライバーについては、1名で基本回らせていただくというふうに考えております。

一番長い休憩ではオレンジの3便目が12時45分に到着するんですけど、次のブルーの4便目が13時半ということで、ここで45分の昼の休憩を取っております。

ほかにもある程度時間を取って10分程度ずつ休憩を取れるような形で体制を取っておるところでございます。

#### **飛松妙子委員**

この運行ルートで30分と35分の予定時間を大幅にもう超えることはないということで考えていらっしゃるということだと思いますが、その辺も道路状況とかも勘案してそれで大丈夫っていう見解でよろしかったでしょうか。

#### **中内利和国道・交通対策課長**

一応今のところ、ほかのところも、ゆったり大体30キロ程度で余裕を持って回れるような体制を取っております、実際、今後具体的にルートの試走とかを行いますので、その中で実際本当にこれで間に合うのかっていうところをしっかりと確認していきたいというふうに

考えております。

**飛松妙子委員**

分かりました。それとこれ田代地区の見直しなんです、それ以外の地区で見直しはどのようなになっていますでしょうか。

**中内利和国道・交通対策課長**

同じように鳥栖地区についても今2分割に分けるような計画をしております、旭のルートにつきましては、やっぱフレスポに行きたいという御意見がありましたので、その中で2便ぐらいですけれども、フレスポに行けるような便をつくりたいというふうな形で検討を進めさせていただいている状況でございます。

**飛松妙子委員**

検討していただいている内容を、私たちにいつぐらいに御説明していただけるのか。

あと各地区の説明とか、意見の聴取をどのように、田代と同じように、進んでいるのか、今の状況を教えてください。

**中内利和国道・交通対策課長**

ほかの地区についても、田代と同じように、嘱託員会の中でお話をさせていただいております、ミニバスの中に掲示するような形で意見聴取。

それとあと老人クラブのほうで開催されているところについては、お話を伺うというふうな形で対応させていただいております、今後、実際の試走を行うとか、さっき言いました運輸支局のほうと話を進めてまいりますので、それが固まったところで、また皆様に御報告できればというふうに考えております。(発言する者あり)

次の12月のときに、バス停の予算を上げるつもりなので、そこで御説明をさせていただきたいと思います。

**小石弘和委員**

これ10分間ぐらいの休憩しかないけん、運転手さんにしたらトイレ休憩厳しいんじゃないかなと思う。それからフレスポに乗り入れの許可はもう取れたわけですか。

その2点。

**中内利和国道・交通対策課長**

一応休憩時間については、おっしゃるとおり基準となっている、途中10分休憩とお昼休みに今45分取らせていただいているんですけど、そういった形で急遽今入れさせていただいておりますので、ちょっとそこはまたバス会社のほうとそこの休憩時間もそのぐらいで足りるのかとかも含めてお話をさせていただきたいと思っています。

フレスポについてなんですけど、実際今の便がもう乗り入れをさせていただいているとい

う状況ですので、また同じような形で、同じ箇所で、停車できるというふうに考えております。

#### 西依義規委員

今回、地域の要望で早急に対応していただいて、すごいなと思っているんですけど、もともと交通空白地を埋めるためにこれ始まっていたと思うんですよね。

ただ、もちろん加藤田の場合は、バス停から四、五百メートル離れているところまで乗り入れる、基準は何メートルですか。

#### 中内利和国道・交通対策課長

バス停から一応基準は300メートルの範囲というふうに決まっております。

#### 西依義規委員

そうすると田代本町の場合は多分200メートルぐらいしかないと思うんですよ、中に入るのがですね。

だから今回、一定のルールからはちょっとはみ出しているけど、これは対応したと。

今後違う町から、200メートルのところから、やっぱり乗り入れてくれという場合の、課としての何かあるんですか、方針みたいなもの。

#### 中内利和国道・交通対策課長

おっしゃるとおり、このひまわりの園、コスモスの園のところについては300メートルの範囲にぎりぎり入るんですけど、そこからちょっと外れの太田観音とか、そこまで行くと外れてくるというような形です。

また地区の要望として、実際路線バスを使っていた方々も今までもいらっしゃるみたいですけど、大分御高齢になって、やっぱりそこが厳しいということで、地区としての必要性も感じられたことから今回追加するというふうな形になっておりまして、基本的には路線バスを利用していただきたいというふうには考えております。

#### 西依義規委員

もちろんある地域にとって使いやすいけど、多分もっと不便な地域がいっぱいあると思うんですよ。だからその辺のバランスをぜひ考えていただきたいなと。

やっぱ地域の要望をもちろん聞くのはいいんですけど、要は結果。今4.3人が来年、再来年で3.8人とかになりましたと。

結局はもちろん一部地域の方は救ったけど、救えない地域があったということなんで、その辺もしっかり検証していただいたほうがいいかな——もちろん加藤田町とか本町にもそういった、みんなで乗ろうみたいな雰囲気をつくっていただくといいのかなと思いますけど。

そこまでよろしくお願いします。

**小石弘和委員**

東側ルートと西側ルート、これは見直しができる。これはいつからやるものか。

そしてこれはまた再度入札を行うか、いつ行うかなというふうなことをちょっとお聞きしたい。

**中内利和国道・交通対策課長**

一応この変更につきましては、来年の4月から実施させていただきたいというふうに思っています。

契約については、まだ年度途中になるので、今の契約の変更で対応するという形になります。

**小石弘和委員**

その変更で対応することは、いつまでですかそれ。

契約はいつまで残っているんですか。

**中内利和国道・交通対策課長**

来年度末までになりますので、来年度末の次の年で新しい契約でこれを運営するという形になります。

**松隈清之委員長**

要望につきましては、3つ要旨として出されておまして、ミニバスの運行ルートの見直しの実施、利用環境の向上及び利用者の増加を図ることということで、これにつきましては、おおむねその方向性で議論されているということでございます。

それから太田観音安生寺田代地区の歴史ある場所であり参拝者も多く、現在のバス停からお年寄りには遠いためバス停の新設を行う。

これにつきましては、コスモスの園が一番最寄りになるんですか、どこが最寄りになるんですか。この2番の部分ね。太田観音。

**中内利和国道・交通対策課長**

このひまわりの園、コスモスの園の前と書いていますけれども、それを少し上がっていただくと、太田観音の前になります。

**松隈清之委員長**

だからここにつきましては、このひまわりの園、コスモスの園の前のところで対応するということですね。

**中内利和国道・交通対策課長**

そのとおりでございます。

**松隈清之委員長**

委員会といたしましては、今説明を聞く限り、この要望に対してはこれが出された方が満足するかどうかは別として、少なくとも、そういう対応については執行部で考えられて、するという方向でございますので、この執行部の対応の流れを受けまして、引き続き利用者の利便性向上等について努力をいただくというような形でまとめてもよろしいでしょうかね。

これにつきましては、また最終日に文言の確認をいたしますので、改めて確認をさせていただきたいと思います。

~~~~~

分かりました。

– 61 –

令和 2 年 9 月 16 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之

副委員長 西依 義規

委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則

古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部次長兼農林課長 松隈 久雄

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎

農業委員会事務局長 倉地 信夫

上下水道局管理課長 小川 智裕

上下水道局管理課総務係長 小森 敏幸

上下水道局事業課長 日吉 和裕

建設部長 松雪 努

建設部次長兼建設課長 佐藤 晃一

建設課長補佐兼庶務住宅係長 犬丸 章宏

維持管理課長 大石 泰之

建設部次長兼都市計画課長 藤川 博一

国道・交通対策課長 中内 利和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

5 日程

現地視察

河内・大峠線災害復旧工事箇所（河内町）

味坂スマートＩＣ建設予定地周辺（酒井東町）

水屋橋水門（水屋町）

議案審査

議案乙第18号令和２年度鳥栖市一般会計補正予算（第５号）

議案乙第21号令和２年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案甲第39号市道路線の廃止及び認定について

〔総括、採決〕

陳 情

陳 情 第 4 号 田代地区要望事項

陳 情 第 6 号 豪雨による地域河川の水位監視体制強化及び氾濫防止について

陳 情 第 8 号 公共工事に係る委託業者の不法行為について

〔協議〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

飛松妙子委員

実際今日見させていただいて、本当に7月豪雨災害、また9号、10号の台風の災害のときに、建設経済常任委員会の皆様が一番危険な現場に行って、作業されているということを実際に見させていただきました。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、総括を終わります。

採決に入ってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

採 決

松隈清之委員長

これより採決を行います。

~~~~~

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

松隈清之委員長

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)についてお諮りをいたします。

– 69 –

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決いたしました。

松隈清之委員長

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

松隈清之委員長

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 陳 情

## 陳情第8号公共工事に係る委託業者の不法行為について



松隈清之委員長

続きまして、当委員会に付託された議案の審査を終わりましたが、陳情について3件出されておりましたので、先日、委員会の協議を受けて正副委員長のほうで協議結果の案について作成をさせていただいておりますので、皆様御確認のほうよろしいでしょうか。読み上げなくて大丈夫ですか。

〔「立派なもん」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

では、陳情につきましては、それぞれこのとおりに議長のほうにお返しするというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

3 件の陳情につきましては、そのように取り計らいをさせていただきます。



松隈清之委員長

それでは、本日議決した本案に対する委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



松隈清之委員長

特に委員からもないですかね。

〔「ごさいません」と呼ぶ者あり〕



松隈清之委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これをもって建設経済常任委員会を閉会いたします。



午前11時47分散会

令和 2 年 9 月 29 日（火）



## 1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之

副委員長 西依 義規

委員 小石 弘和 齊藤 正治 古賀 和仁 飛松 妙子

## 2 欠席委員氏名

委員 内川 隆則

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部次長兼農林課長 松隈 久雄

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長 三橋 秀成

商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長 能富 繁和

農林課長補佐兼農政係長 佐藤 正己

農林課農村整備係長 中垣 秀隆

農業委員会事務局長 倉地 信夫

農業委員会事務局振興係長 久保山智博

上下水道局管理課長 小川 智裕

上下水道局管理課総務係長 小森 敏幸

上下水道局管理課業務係長 小柳 洋介

上下水道局事業課長 日吉 和裕

上下水道局事業課浄水場長 平塚 俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形 伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪 秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀 咲子

建設部長 松雪 努

建設部次長兼建設課長 佐藤 晃一

維 持 管 理 課 長 大石 泰之  
建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長 藤川 博一  
国 道 ・ 交 通 対 策 課 長 中内 利和

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

#### 5 日程

審査日程の決定

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第30号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第22号令和元年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号令和元年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第24号令和元年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第25号令和元年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第29号令和元年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

#### 6 傍聴者

な し

## 7 その他

なし

午前11時29分開会

松隈清之委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

審査日程の決定

松隈清之委員長

これより委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ、正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

まず本日 9 月 29 日でございますが、経済部関係の審査を行います。農林課・農業委員会事務局、商工振興課、上下水道局と進めてまいります。

明日9月30日につきましては、建設部関係、建設課・維持管理課、都市計画課、国道・交通対策課の順番で予定をしております。

もし30日までに審査を終わらないことがありましたら、10月1日は予備日としております。

10月2日につきましては、現地視察、自由討議、総括、採決ということでございますが、全体の流れとしてはよろしいでしょうか、まず。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、今日じゃなくても結構ですが、自由討議何か予定されている方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

もしあるようでしたら、今日の終わりまでに正副委員長のほうに事前に申しつけてください。

それと現地視察につきましては、特に執行部のほうでは今のところ用意していないということですが、委員のほうから見たいというところがあれば予定をいたしますが、いかがでしょうか。

〔「後ほど」と呼ぶ者あり〕

後ほど。今日の終了までに副委員長のほうに御連絡をお願いいたします。

それでは、現地視察につきましては、また改めて御案内あれば御案内を差し上げたいと思います。

す。

最初に経済部のうち、農業委員会事務局及び農林課関係の決算概要について一括して御説明申し上げます。

まずは農業委員会事務局でございますけれども、令和元年度の事務執行に関しましては、事務局職員５名で業務に当たっております。

決算概要につきましては、一般会計の農林水産業費のうち、農業委員会事務局分としましては、予算現額6,175万2,000円、執行額6,170万5,901円、不用額4万6,099円。執行率は99.9%となっております。

令和元年度に取り組みました主な事業といたしましては、農業委員会の運営のほか、農用地を担い手に集積するための農地利用適正化事業に取り組み、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

次に農林課関係分の決算概要について御説明いたします。

令和元年度の事務執行に際しましては、農林課職員13名で業務に当たっております。

決算概要につきましては、一般会計、農林水産業費のうち、農林課関係分として予算現額3億9,994万6,000円、支出済額3億7,314万6,295円、翌年度繰越額2,266万円、不用額413万9,705円。執行率93.3%となっております。

災害復旧費のうち農林課関係分といたしましては、予算現額2億859万円、支出済額1億2,879万1,020円、翌年度繰越額4,663万4,000円、不用額3,316万4,980円。執行率は61.7%となっております。

令和元年度に取り組んだ事業といたしましては、さが園芸生産888億円推進事業、農業次世代人材投資事業、筑後川下流土地改良事業、県営経営体育成基盤整備事業、災害復旧事業などを推進し、それぞれ成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、農業委員会、農林課の順で、続けて説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

倉地信夫農業委員会事務局長

それでは、令和元年度鳥栖市歳入歳出決算の農業委員会事務局、農林課関係について、決算書に基づいて御説明申し上げます。

まず歳入の主なものについて御説明いたします。決算書の69、70ページをお願いいたします。款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明いたします。

まず備考欄1項目めに記載の農業委員会交付金は、農業委員11名分、農地利用最適化推進員15名分の手当及び職員５名分の人件費に対する県からの交付金でございます。

続きまして、備考欄 2 項目めに記載の農地利用最適化交付金は、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進するため、農業委員、農地利用最適化推進員の活動実績及び成果実績に対する交付金でございます。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

51ページ、52ページをお願いいたします。款14分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 農林水産業費分担金、節 1 農業費分担金のうち、主なものについて御説明いたします。

まず備考欄 2 項目めに記載の、ため池災害防止事業費分担金は、江島町にある西の谷ため池改修工事に対する地元分担金でございます。

目 2 災害復旧費分担金、節 1 農林水産施設災害復旧費分担金について説明いたします。

備考欄に記載の平成30年発生災害復旧事業費分担金は、平成30年 7 月に発生いたしました農地及び農業施設10か所の災害復旧に関する地元分担金でございます。

次に63、64ページをお願いいたします。款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 7 災害復旧費国庫補助金、節 1 農林水産施設災害復旧費国庫補助金について説明いたします。

備考欄記載の平成30年発生災害復旧事業費分担金は、平成30年 7 月に発生しました農地及び農業用施設、林道の災害復旧に関する国庫補助金でございます。

次に69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金、節 1 農業費県補助金の主なものについて御説明いたします。

備考欄の 5 行目に記載の経営体育成支援事業費補助金は、令和元年 7 月豪雨により被害を受けた農家等が被災した農業用施設機械の修繕、再取得等に要する経費を助成するものでございます。

2 行下段の多面的機能支払補助金は、農地の多面的機能の維持推進を図るため、共同して取り組む地域活動や農地水路等の質的向上に資する活動に対する補助金でございます。

続いて、中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域におきまして、5 年以上農業を続けることを約束した地域集落の農業者に対する国県からの交付金でございます。

次に備考欄の 3 項下段に記載のさが園芸生産888億円推進事業費補助金は、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業を確立するために、農業生産法人や農業者が組織する団体等が行う機械施設等の整備に対する補助金でございます。

次に経営所得安定対策等推進事業補助金は、鳥栖市農業再生協議会が行う経営所得安定対策の推進、作物の生産振興、米の需給調整の推進や、地域農業の振興などを目的として行う

事業に必要となる経費に対する補助金でございます。

次に農村地域防災減災事業補助金は、全国一斉ため池点検の結果、水防計画が必要なため池のハザードマップ作成業務に対する補助金でございます。

次にため池災害防止事業補助金は、江島町の西の谷ため池の改修工事に伴う県の補助金でございます。

次に農業次世代人材投資資金事業補助金は、50歳未満の青年が新規に就農した場合に、就農から5年以内の経営が不安定な時期の所得を確保するために、一定条件のもと1人当たり年間150万円、夫婦の場合は225万円でございますけれども、県から交付されるものでございます。

次に節2 林業費県補助金の備考欄ふるさとの森林づくり事業補助金は、荒廃した森林、約6.16ヘクタールの森林侵入竹伐採の経費に対する補助金でございます。

次に農山漁村地域整備交付金は林道、橋梁長寿命化修繕計画策定業務の補助金でございます。

続きまして、71、72ページをお願いいたします。

目7 災害復旧費県補助金、節1 農林水産施設災害復旧費県補助金、備考欄の農林地崩壊防止事業補助金、林地崩壊防止事業補助金、林道災害復旧事業補助金は、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業の補助金でございます。

続きまして73、74ページをお願いいたします。

目2 農林水産業費県委託金、節1 農業費県委託金、備考欄の河内防災ダム管理委託金は、河内ダムの維持管理に要する経費に対する県からの委託金でございます。

続きまして、87、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の農林水産業雑入につきましては、主なものとして備考欄で農林水産業雑入の6項目めに記載の市民の森ネーミングライツ料は、鳥栖市民の森のスポンサー企業でございますコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社からの令和元年度のネーミングライツ料でございます。

続きまして、91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1 市債、目7 災害復旧債、節1 農林水産施設災害復旧債の備考欄令和元年発生災害復旧事業平成30年発生災害復旧事業は災害復旧事業に係る起債でございます。

続きまして、93ページ、94ページをお願いします。

目8 農林水産業債、節1 農業債の備考欄、県営水利施設整備事業は、県営かんがい排水事業（鳥栖南部地区）に伴う起債でございます。

次に県営経営体育成基盤整備事業は、県が行う下野地区の経営体基盤整備事業に伴う起債

でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

倉地信夫農業委員会事務局長

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。決算書の167、168ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬の農業委員等報酬は、農業委員11名、農地利用最適化推進員15名、合わせて26名分の報酬でございます。報酬額は前年とほぼ同額となっております。

内訳としましては、歳入で御説明いたしましたとおり、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進するための活動実績及び成果実績に対する交付金、農地利用最適化交付金を活動した農業委員、農地利用最適化推進員に報酬として加算し、支出しているものでございます。

次に節2給料から節4共済費までは農業委員会事務局職員5名分の給料等でございます。

次に節9旅費の費用弁償は、農業委員、農地利用最適化推進員の研修旅費及び農業委員会定例委員会の出席費用弁償でございます。

以上、農業委員会事務局関係の説明を終わります。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

169、170ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費の主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費までは農林課職員12名分の給料等でございます。

節13委託料の備考欄2項目めの生産組合員連絡調整等業務委託料は、生産組合長が農政関係印刷物の配付、各種調査や農家意向の取りまとめなどを行っていただくための委託料でございます。

目3農業振興費の主なものについて御説明いたします。171、172ページをお願いいたします。節19負担金、補助及び交付金のうち主なものといたしまして、備考欄4項目めに記載のさが園芸生産888億円推進事業費補助金は、農業の担い手となる農業者に対し所得向上に向けた収量品質の向上や低コスト化、規模拡大など収益性の高い園芸機械施設等の整備に必要な経費に対する補助金でございます。

次に備考欄の4項目下段に記載の経営体育成支援事業費補助金は、令和元年7月豪雨により被害を受けた農家等の被災に要した農業用施設、機械の修繕再取得等に要する経費を助成するものでございまして、基里の法人の結農の里はるや、手島さん2名、2件の補助でございます。

続いて、農業次世代人材投資資金は50歳未満の新規就農者4名に対して交付する交付金でございます。

続いて、中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域において農地の保全と農業生産の維持を図るための神辺、河内、牛原地区の農業者に対する交付金でございます。

目5 農業生産基盤整備費の主なものについて御説明いたします。

節15 工事請負費の備考欄、老朽農業用水路改修工事費は、既設農業用水路の原形改修及び未改良水路の整備を行った経費でございます。

次に173、174ページをお願いいたします。節19 負担金、補助及び交付金のうち、主なものとして備考欄1 項目めに記載のかんがい排水事業推進負担金は、県営かんがい排水事業で施工された施設の維持管理に要する経費を鳥栖市土地改良区に負担するものでございます。

次に備考欄3 項目めに記載の県営水利施設整備事業（鳥栖南部地区）負担金は、県営かんがい排水事業（幸津、轟木、真木地区）の農業用排水施設の整備を行う県営事業の負担金でございます。

次に備考欄4 項目めに記載の県営経営体育成基盤整備事業負担金は、下野地区の県営事業に対する県営事業に対し負担をするものでございます。

次に備考欄3 項目下段に記載の筑後川土地改良事業推進協議会負担金は、水源開発を水利利用合理化、並びにほ場整備等の生産基盤の整備のための地区が、水源開発計画の一環として行う土地改良事業を推進することを目的とする協議会の負担金でございます。

続いて、筑後川下流用水事業負担金は、水資源機構が施工しました佐賀揚水機場と施設建設事業費の一部を平成10年度から令和4年度までの25年償還で負担するものでございます。

続いて、藤木揚水経費負担金は、取水変更に伴う揚水経費を土地改良区に対し負担するものでございます。

次に備考欄3 項目下段に記載の小規模土地改良事業補助金は用排水施設改修のための8件の改修工事経費に対する補助をしたものでございます。

続いて基盤整備促進事業補助金は土地改良区が基里・永吉地区で行った暗渠排水事業に対しての補助でございます。

次に備考欄最後の多面的機能支払補助金は、農業者と地域住民等が連携して行う農地、農業用水等の保全管理に係る経費を支援するため、市内13の活動組織に補助を行ったものでございます。

次に目6 農村整備費、節28 繰出金は、農業集落排水特別会計の繰出金でございます。

目7 農地保全管理経費の主なものについて御説明します。

節4 共済費、節7 賃金は、河内ダム嘱託職員1名分の社会保険料、雇用保険料、賃金及び

夏場に開設しております河内河川プール監視員 5 名分の賃金でございます。

続きまして、175、176ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、備考欄のため池ハザードマップ作成委託料はため池、5 池のハザードマップ作成業務委託料でございます。

次に備考欄 3 項目めに記載の河内ダム施設管理委託料は、河内防災ダム事務所等の機械警備業務やダム管理システムの保守点検業務など施設管理に要する経費でございます。

続いて河内河川プール施設管理委託料は、河川プール周辺の草刈り等及びトイレ浄化槽点検清掃業務に要する経費でございます。

次に節15工事請負費の備考欄、河内河川プール周辺整備工事費は、河川プール遊歩道、駐車場のり面修繕や照明灯の設置工事に要した費用でございます。

次にため池改修工事費は、江島町西の谷ため池の改修工事費でございます。

続きまして、177、178ページをお願いいたします。

目 8 米需給調整総合対策費、節19負担金、補助及び交付金の備考の 1 項目めに記載の経営所得安定対策等事業費補助金は、経営所得安定対策の推進事業として鳥栖市農業再生協議会への補助金でございます。

次に目 9 農業研修施設、節11需用費の備考欄 2 項目めの修繕料は、地域休養施設及び滞在型農園施設の修繕料でございます。

次に節13委託料、備考欄 4 項目めに記載の滞在型農園施設等指定管理料はとりごえ温泉栖の宿等の指定管理料の年間分の経費でございます。

節18備品購入費の備考欄、施設用備品購入費は、滞在型農園施設に対する物品でございます。コインロッカー等でございます。

続きまして、項 2 林業費の主なものについて御説明いたします。

目 1 林業総務費、節 2 給料から節 4 共済費までは農林課職員で林務を担当しております 1 名分の給料等でございます。

続きまして、179、180ページをお願いいたします。

目 2 林業振興費、節13委託料の備考欄、伐採委託料は、個人所有の森林におきまして手入れが行き届いていない荒廃森林の侵入地区伐採に要した経費などに要した経費でございます。

節25積立金の備考欄、森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税を、将来の適切な森林経営管理を行う事業のため基金に積み立てたものでございます。

次に目 3 林業事業費、節13委託料の備考欄、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料は、林道橋梁等の点検施設計画策定業務を委託したものでございます。

林道管理委託料は、各林道の草刈りや、倒木処理及び土砂撤去などの林道管理委託料でござ

ざいます。

続きまして、181、182ページをお願いいたします。

目4 治山事業費、節15工事請負費の備考欄、市民の森整備工事費は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社からのネーミングライセンス料の一部活用し、市民の森の遊歩道整備や、階段整備に要した経費でございます。

ほかに、市内小学1年生に木製ファイルを配付し、啓発活動を行うとともに、市民の森の維持管理に活用させていただいております。

続きまして、251、252ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年発生公共災害復旧費、節13委託料の備考欄、測量設計委託料は、令和元年7月及び8月豪雨で被災した農地農業用施設林道の測量設計に要した経費でございます。

節15工事請負費の備考欄、災害復旧工事費は農地農業用施設林道の災害復旧工事をしたものでございます。

続きまして、253、254ページをお願いいたします。

目2 単独災害復旧費、節15 工事請負費の備考欄災害復旧工事費は、農地農業用施設林道の災害復旧工事を行ったものとございます。

以上で農業委員会事務局、農林課関係の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。

質疑は午後からでしょうかね。じゃあ午後から行くことといたしまして暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1 時 8 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

172ページの有害鳥獣広域駆除対策ですが、先日、鳥栖市役所にもイノシシが出没しまして、農林課の方にも、大変御苦勞いただいて、対応に当たっていただき、ありがとうございます。

何とか被害を出さずに確保できたということで本当にこの件に関してはよかったなと思いました。

ただ、初めて鳥栖市に――また市役所のグラウンドに出てきたということで、そういう傾向が今後出るのではないかなと危惧をしておりますが、過去の駆除してきた件数、そして今後、何か考えられることとかと今後の対策とかありましたら、お教え願いたいと思います。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

イノシシの駆除件数につきましては、令和元年度が359頭でございます。前年度、平成30年度は350頭というふうになっております。例年350頭程度の捕獲をいたしております。

議員が言われましたように最近、市街化っていうか、住宅地の近くに出没等をするようになってきております。

現状といたしましては、猟友会のほうに駆除依頼をいたしております。

大体通り道等については箱わな等を仕掛けてはおりますけれど、やっぱり実際、過去の通り道で置いていただいたところでないところで出てきています。そこら辺は猟友会のほうといろいろ対策等考えて、そういった通報とか頂ければすぐに現地に赴いて、付近を搜索して足跡等を探したら、その場所のほうにわなを仕掛けて捕獲っていうふうな形を現在対応しているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

今回鳥栖のほうに、居住地のところまで出てきたということで、実際早く捕まったものですから、防災メールでもそういう鳥栖市で出没したとかいう案内もなく、多分知らない市民の方が多いのではないかなと思っております。

そういう意味では初めて、市役所のところまで出てきたというところを、やっぱり市民の皆様にも知った上でやっぱり注意喚起を促すことと、あとけがされた方もいらっしゃいますので、絶対にむやみやたらに、市民の方が退治しようとかということをされないような、そういうことも必要ではないかなと思います。

ぜひその辺の方法とかもお願いできればなと思うんですが、いかがでしょうか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

当日、捕獲し、総務課のほうから職員等にはメールをしていただいております。

その後、うちのほうからホームページのほうにもアップをさせていただいたところがございますけれども、やはりそういう周知といいますか、そういうのは非常に大切だというふうに思っております。

こういう原因は何かというと、やっぱり人との境目のところで人の力が弱くなっているというのが今言われておりますので、非常に重い課題かなっているところは思っております。

今後広報等については、イノシシだけでなくサルもいますので、基本的には、そんなに襲って来ないんですけれども、やっぱりそういうときになれば、野生ですので来ますので、くれぐれも目を合わさないとか、そういったやつの注意喚起をホームページ上で掲示をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。また市報等でもぜひ広報していただければと思いますのでよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

齊藤正治委員

今イノシシの話出ましたから、イノシシもサルも江島のほうはおりまして、イノシシがだんだんだんだん増えてきているような感じがしているわけですよ。

前はよく猟友会が何かで駆除してもらっていたけど、最近は何となく駆除がもうここら辺を慣れているけんが、あんまり来られないかどうか知りませんが、毎日毎日子連れで通っています。

だから、農林課に言おうと思って、またかと言われたらいかんけん、言いよりませんけれども、そこら辺もよろしくお願ひしたいと思います。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

イノシシ等の捕獲につきましては、先ほど言いました猟友会さんと箱わな等設置しまして捕獲をしております。

議員が言われるようにイノシシ自体も仕掛けに慣れて入らないっていうのも、最近増えてきているような傾向でございます。

捕獲頭数につきましては、先ほど言いましたように、平成29年度が一番多くて551頭。それから少しずつ減ってはきております。

やっぱり先ほど言われたようにイノシシが通ったっていうふうな通報は、江島町とか栈敷団地の辺りからは頂いておりますので、その都度職員のほうで対応に行つて、現地に行つて周辺見回りとかをしております。

そういった形で、現状では対応できていないところがございますが、そこは猟友会のほうとか協力をしながら対応していきたいと思っております。

以上でございます。

西依義規委員

市民の方がイノシシを見たときの対応とか、それがちゃんとシステム化されているか、例えば警察に言ったらいいのか、県なのか市なのかとか、いろいろあると思うんですよね。

その辺はイノシシ対策について県、市、警察との連携は何かされているんですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

まず市民の方は大体警察のほうに通報されます。警察のほうへ通報が入りますと、市のほうにすぐ連絡が来るようになっております。土日等も連絡があれば職員が対応しております。

それで現地に赴いて、警察の方と市の職員、私たちも含めて職員で目撃された方からいろいろな事情をお聞きして、現地見回りとか対応しております。

西依義規委員

多分大事なのはそれを、どう組織的に把握するかだと思うんですよね。しょっちゅう見ると、たまたま見ると、月に1回見るなのか、いやいやもうおらんくなったよっていうそういう情報をきれいにまとめると、イノシシの分布も分かるし、毎年の傾向も分かるんで。

今おっしゃったのは要は、359頭つかまえましたっていうデータしかないんですよ、市には。じゃなくて、しっかり市民の安全を守るため、ひょっとしてこの間みたい、住宅街、弥生が丘とか普通に東公園でランニングしていたらイノシシが顔を出したらしいんですね。

子供たちはそれを見てみんな逃げるっていう、もちろん怖いことも教えないかんですけど、やっぱり市のほうが、たった頭数管理だけでイノシシ対策を終わらせてしまうのはどうかなと思うんで、独自の指標を持っていたきたい。

それとあとは学校ですよ。例えば麓小とか旭小とか、もちろん江島の近くなので。そこでも、イノシシが出たときに、職員さんはどう対策するとか、そこはぜひ子供たちの安全含めて、やっぱり農林課が先頭を切るのか、向こうが切るのか分かりませんが、そういったのもぜひ対応していただきたいなと思います。

以上です。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

特にイノシシが出たのが朝に報告を受けますので、そういうときには学校のほうにすぐ連絡するようということで、集団で、そういう刺激しないような登校ということでしてもらっています。

根本的に、非常に里山の境界が曖昧になってきているという形で、そういうことで人家の

ほうに来ているというところがございますので、ただ、やはり野生ですので危険なところも当然あります。

ですから、そういう対策というのは、ほかの市町の取組も含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

小石弘和委員

168ページ農業委員等の報酬、これは11名と15名ですね。合計26名となっています。

11名の農業委員の場合は月当たりお幾ら。そして15名は月当たり幾ら、そして定例会が、農業委員会の場合は毎月、それから推進員の場合は何回あっているか。

それをお聞きしたいと思います。

倉地信夫農業委員会事務局長

月額報酬額を申し上げたいと思います。会長につきましては、月額6万5,000円。会長代理は月額3万7,000円。農業委員が3万3,000円。農地利用最適化推進員さんが月額2万4,000円となっております。

定例会につきましては、毎月1回が定例でございます。

小石弘和委員

両方とも定例会は月1回。

倉地信夫農業委員会事務局長

失礼しました。農業委員さんが出る定例会が月1回でございます。

推進員さんは定例会というのはございませぬ。会議に出席することは現在のところございませぬ。

小石弘和委員

会議も出なくて、月額2万4,000円、15名の方はもらえるということですね。ただ取りですたいね。

倉地信夫農業委員会事務局長

推進員さんにつきましても現場での活動が基本となりますので、例えば、農地転用申請が出た場合、現地に赴いていただいてから、そこでの場所の確認、それとか特に排水とか周りの農地に影響がないかという確認とかは当然していただきますので、そういう現場の活動が主になります。

小石弘和委員

年間、現場の活動の報告は、全部農業委員会のほうに来るわけですか。

倉地信夫農業委員会事務局長

はい。大体月初めに前月分の報告を紙で頂いております。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ、年間どのくらいの活動があっているわけですか。

倉地信夫農業委員会事務局長

最低は月4回活動していただくということで、報告書にはまだ多い方も当然おられるような状況でございます。

小石弘和委員

人それぞれが活動した報告書を出すということですね。15名の方が、大体1人当たり4回ぐらい活動してあるというふうに理解していいですか。全然活動していない方もいらっしゃるわけですか。

倉地信夫農業委員会事務局長

活動の報告の中には、今4回以上の活動は記入をしていただいています。年間では48回なりの活動はしていただいていると考えています。

小石弘和委員

理解をいたしました。それから170ページの委託料の土バトなどの駆除委託料。これはどこに委託をされているか。年間の駆除の期間ということがあると思います。そうすると大体土バトっていうふうなことになる、どのくらい駆除されているものか。それをちょっとお知らせいただきたいと思います。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

土バト駆除の委託先につきましては、佐賀県猟友会鳥栖支部でございます。期間は1年間、4月1日から3月31日で、土バト、カラス等が令和元年度177羽。先ほど言いましたイノシシが359頭とアライグマが119頭を令和元年度は捕獲実績として報告いただいております。

小石弘和委員

私、土バトだけを質問しているわけですよ。土バトの委託料。

松隈清之委員長

この中に含まれるということですかね、全て。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

土鳩等駆除の中に含まれております。

小石弘和委員

それだけのことはちゃんと書かやこて。土バト駆除だけしか思わんわけ、イノシシの駆除もアライグマもカラスも。

そういうふうなものをちゃんと書いていただかんことには、私たちも分かん。

以上です。

齊藤正治委員

176ページのため池の改修工事の地元負担は何パーセント。

中垣秀隆農林課農村整備係長

事業費の50%が県の補助になりまして、残りの金額を市と地元で50%ずつになります。ですので事業費の25%になります。

以上です。

齊藤正治委員

25%負担というのは、ため池の整備をするのに負担する割合が非常に大きい金額、これは田んぼに水を引くからってという話やろうけど、現在はん排が整っているけんが、そんなにこの水を必ず使わないかんというほどのものでもない。

逆に言えば、流域の安全対策っていうか、災害対策をするような話が持ち上がっておるよなところで、地元から負担を取るということよりも、逆に100%、国あるいは自治体の負担ですべきだと思っておりますけれども、いかがでございますか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

この事業につきましては、県単事業ということで、数年要望をして事業化になったものでございまして、その当時についてはこういうスキームでしかなかったものですが、やはり災害等が多数発生して、基本的のため池機能がある分と、調整機能がある部分の議論が今あっております。

去年は議員立法でそういうところの支援をするというような方向が出てきております。具体的に、そのための廃止の場合は100%とか、そういうものもあります。

今後また維持していくため池についても何らかの見直しがあるんじゃないかというふうには思っております。

先ほど言われた流域で全体の治水という協議の中で、鳥栖市も当然入っておりますので、議論が深まっていくんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

齊藤正治委員

178ページの滞在型の件で前回も質問したと思います。

今後の滞在型農園施設の長期的なビジョンをどういうふうに考えておられるのか。

どういうふうに検討を始められたのか、始めていないのか、いつからされるのか、お尋ねしたいと思います。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

滞在型農園施設につきましては、大規模改修を行うときにエリアの部分について長期的に考えていたしておりまして、市民の森、それから滞在型農園施設、それから夏に開催する河川プール、それから河内ダム等については農村交流エリアっていう形で市民の方たちの観光とか憩いの場所という形でのエリアの位置づけをしております。

その中心施設となる部分で滞在型農園施設の施設を運営していくっていうふうの方針決定をしているところでございます。

その形で現在やっぱりキャンプ場とかも少しずつ利用者が増えてきておりまして、市内外からの利用者がかなり増えてきているのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

私が一番思うのは、河内地区を、河内地区もそうですけれども、もう一つは四阿屋から筑紫神社、勝尾城ですね。ここを含めてどういうふうな山村といいますか、そういう町にしていくかっていうのはどういう考え方を持っておられるかっていうのが、要は幾ら施設だけが利用者が多くなってもそこに現実に住んでおる方もいらっしゃるわけで、だから住んである方がだんだんだんだん高齢化して、もう減ってきているわけですね。

そうしたら農地がありますけれども、そういったものを含めて、例えば特区みたいな形で、居住されるような開発をできるようになるとか、そういうふうな考え方にやっぱり、長期的に基づいた中で動き方をしていかないと、その施設だけがポイント的に利用者が多くなっても全体的には河内地区が寂れていくというようなことじゃなかろうかと思いますけれども。

その点についてはどういうふうに思っているんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

河内町及び牛原地区につきましては、中山間地域ということで、やはり一定区分けをして、その分の補助事業っていうのは行っているところです。

ただ、言われるように高齢化が少しずつ進んでおりますので、普通に田んぼを維持するだけでも大変だという声の中で、少し荒廃地が増えたりしている状況もあります。

だからそういう中で、県のほうでも、そういう中山間地域については、いろんな事業を考えようということで、企業とのタイアップで草刈りを会社のほうがするとか、そういった取組も必要じゃないかということで、先日そういう話が地元のほうでされております。

ですから、言われたように、そういうお手伝いの部分と、根本的に言えば、若い方が移住していただくのがどうしても集落維持には必要かっていうふうに思っておりますけれども。

現時点のところで、そこで商売ができない地域になっておりますので、その辺の考え方等についても、やはりもう一歩進んだ考えが必要じゃないかということで、話はしているんですけども。

なかなか越えられない線が今の時点ではあるということですが、非常に課題だというふうには捉えております。

以上でございます。

齊藤正治委員

農村振興という意味からしたら、やっぱりそういったところに居住できる、要するに移住できる、そのための一つの施策として総合政策課がそこにお試し移住も持ってきたと考えれば、やっぱりリゾート地みたいな形の開発の仕方、そこに1週間に二、三日でもいいけんがそこに住むとか。

特に今度はコロナの問題があって、オンラインでも仕事ができるようになったわけですので、今こそ私はチャンスだと思うんですけどね。そういった博多とか東京辺りから移住で来て。

だからそれが割と簡単にできるような開発の仕方っていうか、そういったことをやっぱり研究していくべきだと思いますけれども、そういった点について一言。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

言われるようにやはり若い力の方が住んでいただく、そういう住むには魅力あるところだと思いますので、ぜひそういった方向に進めるように、私どももちょっといろいろ検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

齊藤正治委員

もう一言。それしっかりと研究して行って、今後早急に開発できるような形を取っていただいて、全体をリンクして、やっぱり観光も含めて、リゾートとして機能できるような形をお願いしたいと思っております。

それともう一つは今、ネーミングライツでコカ・コーラさんから200万円ですか、頂いておりますけれども、これは新年度に対しても同様に今後頂けるようになるのかどうか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

ネーミングライツにつきましては、コカ・コーラさんのほうが会社の統合等があってジャパンという形で東京のほうに本社が移っておりまして、昨年——今年度のネーミングライツ料200万円頂くときも、ぎりぎりまで調整をされた形になっております。

その中で中国地方の島根県か鳥取県からだったんですけど、ネーミングライツ料をしてい

るところに調査がありまして、減額とかの申出があっていませんかとか、やめるとかそういったものを言われていないでしょうか、とかっていうふうな、アンケートみたいな形で電話が何回かあっております。

鳥栖市は幸い216万円でしたのでそういった減額もなく、現状次年度も更新していただけるというふうなお話いただいたところでございます。

コカ・コーラウエストからジャパンになった段階で、そういった部分をかなり圧縮されるような傾向が見えております。

例年はこの議会が終わった後ぐらいに東京のほうに出向きまして、令和元年度の事業報告と今の進捗とかをして、来年度の継続のお願いに部長、次長あたりで行っていただく予定をしておりましたけど、今年は向こうの方からコロナの関係があるので、来なくていいですよ、そういった報告もメールのほうでやり取りしますっていうふうな御報告を頂いております。

現状そういった形で来年度も継続をお願いしたいと思っておりますが、コカ・コーラさんの方針が分かりませんので、現状ではこうですって、はっきりした回答はできない状況でございます。

齊藤正治委員

ぜひ来年度、新年度にかかわらず、ずっと——やはり鳥栖工場もこれはもう同じ組織になっていますから——ありますので、そういったことを踏まえながらやって、将来、あの地区はもうおかげで、コーラさんのおかげで、こんなふうな夢を描きながら、今後進めていきたいということを、少々言葉をうまく巧みに、言葉で誤魔化す話じゃないですけども。

やっぱり積極的な取組をお願いしていただきたいと思います。

以上です。

小石弘和委員

関連ですけど、今齊藤委員のほうからいろいろ話があったんですが、ネーミングライツの収入が216万円。支出を見ると、110万円しか使っとらんたい。110万円しか要するに使っていない。

もともとこれネーミングライツ料は全て市民の森に使うんだというふうなことが基本なんです。結局こうよくなった、これはよくなったっちゃうふうなことはできないでしょうもん。それをやらんと、ほら吹きも要するにできないと思うんですよ。

今後厳しい中で、このネーミングライツ料216万円頂いたと。ここまでこうなった、ここまでこうなったというふうなことをやっぱり写真つきでやるべきやなかですか。

そしてたった119万7,000円の需用費しか使わない。

ほかに何に使ったんですか、これ。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

言われますようネーミングライツ料を頂いておりますので、それについてイベントを行うとか、施設の整備を行った部分については全て報告書を作成しております。

昨年は初めて東京ということで行かせていただいて、この報告書を見ながらお話をさせていただいて、よその地区よりもちゃんときっちりと報告を頂けるので、非常にいいことだというふうなお声を頂いているところでございます。

今後もやはり他の地区は、うちは200万円ですけれども、相当まだ高いところは本当に厳しいというようなお話も1回聞いたことがありますけれども。

やはりせつかく工場もありますので、ぜひ粘り強くやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

小石弘和委員

それは分かりますよ。私が言っているのは、しかしこのネーミングライツ料216万円を頂いて、182ページ、市民の森整備工事費、これ119万7,000円しか使っていないわけ。

ですから、あとの100万円はどこに使ったんですかって私はお聞きしているんですよ。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

同じ治山事業費の委託料の中で市民の森ネーミングライツ事業委託料という形で、先ほど言いました小学1年生に対して、市民の森のチラシとファイルをつくっている部分と、あとイベントを行っておりまして、そこのイベントに係る費用を支出しているところでございます。あと、使用料のイベント物品借上料等に使っております。

コカ・コーラさんのほうも、以前は施設だけだったんですけど、こういったイベントも打ってくださいと。打って、コカ・コーラジャパンという表示に市民の方にも出してくださいというふうなのをここ3年ほど言われておりますので、平成29年ぐらいからそういったイベントも使うような形でネーミングライツを使わせていただいております。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあその明細を出してください。何ページですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

主要施策の59ページをお願いしたいと思います。こちらのほうで市民の森管理事業ということで、令和元年度の実績、主な事業ということで、4つ掲げております。

市民の森のオリジナルの木製ファイルについて、小学校1年生のほうに配付いたしております。それと維持管理と支障する木材伐採とかイベントを行っておりますので、その大部分

に使わせていただいて、含めまして350万円ほど、市の一般財源も含めまして、こういう事業を行っているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

今年から市の財源を100万円使うと、出していただくようになっていますよね。予算組んでいただいているわけですね。

結局この委託料、使用料、こういうのを含めて100万円計上されたんですかね。令和2年度の予算としては、結局一般財源から100万円、市民の森に使うというふうなことで予算計上されているんですよ、10年ばかり。結局いつの間にか消されとったわけですからね。

それを結局本年度は、100万円、ネーミングライツ料のほかに100万円つけていただくようになっているわけですね。それを含めてこの350万円の使用料にするのかと。

私が予算のときに申し上げたのは、216万円と100万円を使って、もう少し市民の森ををよくしてくださいよというふうなことで、質疑をしたわけでございます。

その中で結局——それなら216万円のうちで、あと350万円ばかり使っているんですから、今後はそういうふうな方向で走るといようなことですかね。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

令和元年度も同様に予算化をさせていただいております、あと以前、小石議員に御指摘いただいた壊れている部分の撤去とか、そういった部分も工事費として今年度予算化をさせていただいております。

西依義規委員

関連です。コカ・コーラさんのネーミングライツは、僕思うんですけど、寄附ですよ。

寄附行為をされて、そうすると寄附をもらわなくても市が当然やるべき業務と、寄附だからプラスアルファする業務と、ちょっとそこの線引きは何かぼやかしされているのかなと思うんですが。

例えば市民の森整備工事費が、最低限市民サービスをする上でも最低限必要な工事なのか、それともいや、ネーミングライツを使ってより魅力アップの工事なのかで全然違うと思うんですよ。その辺は線引きはされているんですか。

もちろんイベントでファイルをつくることは多分プラスアルファで、これはいいと思うんですよ。

例えばトイレがぼろになっているから替える、これ別にネーミングライツあろうがなかろうが、すべきことなんで、その辺のコカ・コーラさんも、いやそういうのも使っていいですよっておっしゃるなら、それでいいですけど、よりっていうふうな形で、まず最低限必要な

ものはどれ、ネーミングライツ使ってするのはどれって、きれいに分かれているものですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

大体事業報告書に上げている分、過去の分からすると必ずネーミングライツでこの展望台を造りましたとか、遊歩道を整備しましたとかというのはちゃんと事業区分けはしております、その後にまた災害とかで歩道が崩れたとかが別に、一般財源で予算化させていただいておりますので、そこら辺はきちっと区分けはしております。

西依義規委員

我々もそうですし、市民の方がこれぱっと見たときに、200万円と350万円、ああ200万円使うなどと言うのか、純粹に見て、いやいやこれはネーミングライツ使わんでも、普通に市がすべきことでしょうかもって言われるのかをちょっと聞きたかったんで、その課としての報告書を持って行くときとか、ネーミングライツがなかった場合の市の管理とあった場合の市の管理が変わってくるのか、こういう質問でいいですか。

松隈清之委員長

ネーミングライツの考え方を1回整理したほうがいいと思うんですよ。

維持管理も含めてネーミングライツじゃないですか、基本的に。だから寄附じゃなくて、結局権利を売ってやっていることで、維持管理にも充てるっていう前提があるんで、ネーミングライツがなくてもこれするとか、これしないとかってあんまりないですよ、そもそも。

例えば、企業の広報につながる、さっき言ったイベントとかはそれはネーミングライツでやるのは当然としても、ネーミングライツがなくてもこれは完全に区分けできないでしょう、もともと。

維持管理の部分に充てるようになっているから、そこら辺は。（発言する者あり）

西依義規委員

ネーミングライツはいろんな募集の仕方があると思うんですよ。

だから最初からそれやったら別にそれでいいですけど、いやいや、市の担当者がコカ・コーラさんとの話のときに、いやいやもっと市民の森やけんとか、プラスアルファの部分も押し出せるなら話が違うってなるやん。

何でも使って、もちろん今までのネーミングライツのやり方でいいですよなら、僕は何も言いませんけど、その辺の始まりと現状をただ知りたいだけ。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的に話の中で、コカ・コーラのほうからこれをしてくださいっていうふうな直接なお願いというのはもちろんございません。

基本的にはあそこの市民の森自体をやはり会社のイメージがありますので、きれいに整備

は御説明を今しているところでございます。

小石弘和委員

216万円の線を引いてもいいんじゃないでしょうかって、私は言いよるだけ。決算委員会の中では。

ここでこの主要施策成果説明書にはこういうふうに書いてありますけど、その中で使わせていただいたと。ばってん216万円の報告を上げないかんとでしょもん、コカ・コーラのほうには、ネーミングライツ料として。

ですから、その線を引いたらどうですかって言いよるだけの問題ですよ。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

もちろん会社のほうには、全ての内容を御報告させていただいているところでございます。

小石弘和委員

もうそこまであなた方が言うなら216万円のネーミングライツ料を工事費に幾ら使った、幾ら使ったということを委員会の終了まででいいですから出してくださいよ。

松隈清之委員長

例えばイベントはもう100%充当とか、残った分で、例えば、整備費の部分で、ネーミングライツの残りじゃ足りんけん、これ一般財源で170万円とか充てましたっちゃう割り振りぐらいはでくっですたいね。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

59ページの施策の分からいきますと、木製ファイル作製の50万円、それから支障木伐採工事、これ市民の森で市道に出ている分と、あと中の伐採、間伐をしておりますので、119万7,720円。イベント委託料の35万3,550円、この分で合計が205万1,270円になるかと思います。

ここ事業として出ていますけど、工事の執行残とかの部分につきましては、維持管理費として草刈りの業務を委託するとか、頂上付近をしておりますので、そういった部分に充当した形になっております。

以上でございます。（発言する者あり）

松隈久雄経済部次長兼農林課長

委員が先ほど言われたような形で、今の佐藤補佐が言ったような形で、合計が216万円になるような資料を作成させていただきたいと思います。

飛松妙子委員

関連してなんですが、先ほどのネーミングライツが来年度もまだ今のところ分からないっていうことでおっしゃっていたと思いますが、またほかの県では、ネーミングライツ料が減額されているようなお話も伺いました。

鳥栖市においては、例えば鳥栖市はふるさと納税の返礼品として、コカ・コーラ様の商品がかなり出ております。またそういうことも押していただいて、必ずこのネーミングライツ料は頂くっていうところでしていただければと思います。

また、できれば増額していただければ、本当にありがたいと思っていますので、そのことの努力もよろしくお願ひしたいと思っています。

小石弘和委員

今コカ・コーラも名前が変わったように、経営者は日本人からアメリカ人に代わっているんですよ。非常に厳しい状況なんですよ。

こういうふうなものはきちっと明確に、今飛松委員が言われたようにびしゃっとやらんと、なかなか、今度はそのネーミングライツで、経営が厳しい、もうリストラも1,000人ぐらいやっているわけですよ。早期退職を募っているわけですよ。

これは長年続くような状況じゃないだろうと私は思うんですよ。

以上です。

松隈清之委員長

使われ方はもちろん、透明性っていうのは要るんで、そうやっていただかないかんですけど、もう一つは、やっぱ向こうからしたら権利を買っているわけですよ。

向こうとしては、広告効果があると期待をしてお金出すんですよ。だからそこがやっぱりその広告効果がなければ、要は会社としてさっき言ったように合理的に厳しいから、ここもう無駄になるねって。

だから無駄にさせないためにはどうしたらいいかっていうのは、例えばコカ・コーラジャパン鳥栖市民の森っていうのをもっと打ち出す。

コカ・コーラさんの名前が出る、だからこれだけ宣伝しているんで、逆にもっとくださいよぐらいの、向こうにとってメリットがあること、こっちはそういうお金をもらうことで維持管理ができるわけじゃないですか。

だから、向こうはビジネスでやっているわけだから、別に善意で寄附しているわけでもないんで。向こうのビジネスとしてのメリットが明確に説明できなければいつ切られてもおかしくないと思うんですね。

だから、向こうが何でお金を出してくれているのかっていうのを考えて、じゃあもったいないふうにな名前を打ち出すようにしますとか、だから継続をお願いしますとかっていうのやっていかないと、単に、殿様商売じゃないけど、ただこれでお金くださいっていうだけじゃあ、いつ切られてもおかしくないんで。

やっぱりお金を出す人の気持ち考えて、どうやったら広告効果がもっと上がるだろうかと

かっていうのは研究していってもらったほうがいいかもしれないね。

小石弘和委員

今委員長が言われたように、この市村自然塾もそういうふうな窮地に追い込まれているんですよ。あなたたちは知っているようにね。

あそこを切られたら本当に——結局あそこの意味合いというようなことは出てくると思う。

やはりコカ・コーラを全面的にPRするような、飛松委員が言われたようにふるさと納税でも、全て運賃がかかってもコカ・コーラしかないんですから、そういうふうなことを踏まえてよろしく願いをしておきます。

飛松妙子委員

すいません、続きまして、滞在型農園施設管理事業の主要事項のところに、57ページのところに、使用・利用状況を書いています。来館者数とうち宿泊者数ということで。

工事期間中はかなり減ったと思うんですが、平成26年度から令和元年度を見ますと、増えています。この動向を今後どのように考えていらっしゃるのか。

もし増えた場合に、例えば宿泊者が増えた場合に、今ある宿泊の部分で足りなくなったりとかしますので。

そうなったときに、鳥栖市のほかのホテルさんとか、そういう次につなげるような、鳥栖市で宿泊していただくためにとか、何かそういうことも考えていく必要があるのかなと思っているんですが、今後の動向とかをどのように分析されているのか教えてください。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

令和元年度につきましては、来館者数3万6,936人で、日帰り温泉の利用者も1万5,000人程度。宿泊者も3,297人、過去最高を記録している状況でございます。

あと1つ、先ほど1回触れましたけどキャンプですね。キャンプの利用者も1万人程度、今のアウトドアブームおかげで増えているところでございます。

一応この宿泊者の中に、今回改修の中で研修機能を持ちたいというところでしておりまして、この中には市内にあります専門学校が、勉強合宿みたいな形で、資格試験のための合宿という形で3日間ぐらい、年2回ぐらいとかいうふうな形をされておりますので、動向としてはそういう形での宿泊研修、会社の研修機能を増やしていきながら、宿泊者等の利用者を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

しかしながら現状はコロナのほうでそういった取組が、全然なくなってしまっているということで、かなり厳しい状況。

今後ウィズコロナっていう形でのそういった回復していくような、取組を指定管理者のほうと取り組んでいかなければいけないかなと考えているところでございます。

飛松妙子委員

ということは、コロナの状況があるので今後の動向というのはまだ、今のところ考えている状況ではないということですね。

分かりました。

古賀和仁委員

関連なんですけれども。ここのところ再三言っているんですけど、今回は言いませんけれども、ここの研修施設において、過去においてはかなり地元とも密着したところで、生産したものといろいろ出したりされていたんですけど、現状としては今どうなんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

以前は建物の前で地元のそういう農作物なり漬物なりを出されて、和やかにされていたということでもありますけれども、現在はそれが事業としてはなかなか行われていない。

ただ滞在型のほうでは、河内町じゃないんですけども、地場でそういう蜂蜜とか、そういったやつの販売はされております。

以上でございます。

古賀和仁委員

農産物をあそこの手前のほうで、販売されていたんですけど、やっぱりこういう施設というのは、地元と密着しながら、そこを活性化するためにもそういうのを取り入れていくためにはやっぱりもう少し指定管理者とも話し合いながらやっていくべきだと思うんですけど、考え方としてどうなんですかね。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

やはり場所が河内町にありますので、当然、地元の方からのそういう野菜とかを買いたいというお客様がおられると思いますので、非常にその辺りももし取り組んでいけるのであれば取り組んでいけるように、施設のほうとも話をしていきたいというふうに思います。

古賀和仁委員

私はぜひやってほしいと言っている。そういうやるという気持ちでやっていかないと、地元とも話はできないので、ぜひやっていただきたいと思います。

次に別のところ質問します。171ページの農業生産基盤整備費。これについては、年間1億4,000万円ぐらいされているんですけど、現状として鳥栖市内の農業の基盤整備をずっとやっておられるんですけど、今いろんな要望もあると思うんですけども、大体進捗状況というのはどういう状況なんですか。圃場整備まで含めて。

松隈清之委員長

古賀委員、基盤整備の進捗率ってということですかね。要望というのはどういうことですか。

古賀和仁委員

当然、地元からの要望があって生まれてくるとは思いますけど。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的に普通の維持修繕の部分については、老朽用水路については800万円という予算がございまして、工業用であれば150万円という予算がありますので、その予算の範囲内でさせていただきます。

あと大型事業ということで、下野町の――今から開始しますけれども、事業があと3年ほど、今3年目かな。ですから、面的整備が今後入ってくるという形になっております。

それと土地改良区から要望があった、永吉地区の暗渠排水事業については、今年度はあつちの部分は終わりますので、麓地区のほうに行くということで基本的には鳥栖地区の要望が分かりませんが、今、単純な面積だけでいいますと、500ヘクタールのうちの100ヘクタールぐらいかな。

鳥栖市全体で一応500ヘクタールの要望をしておりますので、その中で実際事業ができたところが、100ヘクタールぐらいっていう形ですね。

ただ、今後、事業化がもうできないという可能性もございます。

後は、かんがい排水事業につきましては、北部は終わっておりまして、南部かん排のほうで、最後の事業があと2年ほどで、終わらせたいというふうに県のほうから聞いております。

(発言する者あり)

そうですね。かんがい排水は農業用水になります。

古賀和仁委員

農業用水と排水のほうは一緒ということ。どういうこと。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

かんがい排水事業は、パイプラインで農業用水を送る事業でございます。

下野町の部分につきましては、排水路整備も含めて行う事業でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

いわゆる鳥栖市内というのは、いろんな形で大規模な開発が行われようとしている部分があるんですけど、ここの部分についてはどういうふうに考えられているのか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

今、大規模に開発が行われようとしておりますのが基里地区でございますけれども、当然、スマートインターからの部分については、その事業の中で取り組んでいかれるということで、農林課関係として、それにつきましては、基本的に担い手の方もおられますので、効率的に

集団化できるような支援ができることを考えなきゃいけないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

古賀和仁委員

並行してやっていくというふうに捉えていいんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

事業については、そちらのほうで私どもが事業を進めている部分ではございませんので、進んだ中で農林課としてできる部分については取り組んでいくということでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

何でかという、将来的に例えば5年、15年に重なってしまうと。当然やったところをまたしないといけなくなると。当然、支障が出てくるわけですね、いろいろな問題が出てくる。何でこういうことを言っているかという、四、五年前に国の特区の問題で、いろいろあって、基里地区はほとんど、あのときやらないほうがいいっていうか、ほとんどやっていないんですね。

ところが、特区が飛んでしまって、今回またこういう事業が出ているんですけれども、その辺で、やっぱほかの担当とも話をしながらやっていかんと、農業の整備をやったは、後からやりますよじゃあ、やっぱ二重の投資になりますから。

当然、国から出るわけですが、部分的には市も払わないかんし、受益者も払わないかんし。当然そうすると、いろいろ問題があるので。

その辺はどういうふうに考えられているのか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

言われるように、基本的に、農林水産業の補助事業でやっている部分については、当然国の補助金が入っておりますので、そこを開発するということは相当のハードルがあるというふうに思っております。

当然、圃場整備したところ、農用地であるところについては、うちのほうと事前に協議をしていくことが一番重要だというふうに思っております。

以上です。

古賀和仁委員

現状的に田んぼが依然としてありますから、当然。その中で、例えば暗渠を造ったりすると、当然それに対しては整備が出てくるわけですから。これしないと、多分水浸しになりますから、必要なところですけど。

そこに重ねるようにして構想の中でやりますということになると、農業をやっている方が右往左往するわけですね。大体どぎゃんなったとつかいと。

予算が出て、俺たちは話しよるばってんが、その中で5年後には始めるとかいと。

現在実際にスマートインターに対して県道ができてきますが、市道も造っていますから、当然やるんだなと。

道路、インターを造った以上、次には開発ということは当然頭に上がってきますから、そういう計画が上がってきますから。

そのときに、やっぱりきちっとその辺を話していかないと、大体どぎゃんなったのっちゃう感じができますので、その辺しっかりと、担当と話していただきたいと思うんですけど。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

具体的に事業については多分、まだ明確に地元にも話ができていないというふうに思っております。

具体化すれば当然そういう詳細な説明が必要になってくると思いますので、そういう費用の面、補助の面、いろいろ、うちとしても協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

古賀和仁委員

大切な税金ですから、しっかりと市民のためになるような使い方をぜひやっていただきたいと思っております。

それからもう一点ですけれども、いいですか。

松隈清之委員長

まだあるようやったら休憩入れますけど、どうですか。

ほかにお二方おるけん、そんなに長く続かないならやってしまう。（発言する者あり）

やっちゃっていいですか。じゃあ続けますね。

古賀和仁委員

180ページですけど、森林環境譲与税基金積立金381万円かな。

これについて詳しく説明をお願いしたいんですけど。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

森林環境譲与税積立金につきましては、森林環境譲与税が平成31年4月1日から施行されて、令和元年度に初めて鳥栖市のほうに来たものでございます。

その386万4,000円の内訳といたしまして、詳細ちょっと、単価とか分からないんですけど、386万円のうちの2分の1が私有人工林ですね、個人が持ってある人工林、スギ、ヒノキの植林の面積に応じた割合で50%。

それから林業に従事してあります方の従事者数に応じて10分の2ですね、大体20%。

それから人口案分ですね、鳥栖市の人口に応じて10分の3の割合で出てきた金額が386万円という形で国のほうから譲与税として来ているところでございます。

以上です。

古賀和仁委員

すいません、この積立金の使い道ですね。どういうふうに使われるのか。

またこれから積立金としてずっとためていくのかどうか、併せてお願いします。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

386万円、基金として積立てをいたしまして、繰入金といたしまして予算書の77、78ページにありますけど50万5,350円、令和元年度には繰入れをいたしております。

この分につきましては、森林経営管理制度という森林の所有者等の所在確認とか、そういった分をする事務経費として、令和元年度支出しておりますので、この分は去年使わせていただいております。

それとあと、こういった形で毎年森林環境譲与税、来ますので、今年も6月補正予算に上げておりました基本計画をつくるための委託費用であるとか、そういう形で支出。

それとあと事務経費、所有者の確認をしましたけど、返信がなかったとかそういう分がありますので、その分の再調査等の郵送料とか、そういった事業をしていっております。

そういう部分がある程度収まりますと、今度最終的に森林所有者のほうに意向確認調査というのを行います。

そこで、森林所有者が自分はもう森林を自分で所有できないから、鳥栖市に管理をお願いしますっていうふうに申出があった場合は、鳥栖市とその所有者で契約を結ぶような形になって、鳥栖市がずっと森林を管理していくことになりますので、そうしますと今度管理するときに間伐をしていく費用に、将来的にはこの環境譲与税の積立金を充てていくような形になります。

以上でございます。

古賀和仁委員

当然どこかの団体に委託されて間伐をやるわけですね。いろんな形があると思うんですけど、どういう形でやっていかれるのか。間伐をしたりする分については。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

先ほど言いましたように、委託をしていただいて鳥栖市が管理するようになりました森林につきまして、例えばある一定のエリア、5ヘクタールとか7ヘクタールがまとまったところで、間伐事業ができる事業所に委託をしていくような形になっていく。そういう形で今年

基本計画をつくらせていただくようになっています。

その計画を基に、ある程度一定のエリア分けとかできるような形を今後何年かかけて、そういった委託契約を受けた分を地図に落とし込みながら間伐する計画をまたつくっていくような形になります。その計画ができれば、実際間伐という形になっていきます。

そう何年かという状況ではなくて、まだ二、三年は頂かないといけないかなと思っております。

古賀和仁委員

森林と言ってもそれぞれ所有者が、国とか県とか市とか、個人とかあるわけですよ。

これは基本的に個人のところをやるということですか。個人のところをやるという場合は、どのくらいの広さがあるのか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

個人所有の森林面積につきましては、1,108ヘクタールでございます。

所有者の方が自分で森林の経営をされるってということで、間伐とかの管理をされるってところは、個人さんが管理されるけれども、自分はもう全然できないということであれば、委託を受けた分は全部していく形になります。

それは法律の中で市は拒めない内容になっておりますので、受託しなければいけないこととなっています。

古賀和仁委員

森林がかなり荒れているところがいっぱいあると。水資源の最たるところですから、一番大事だと思うんですけど。

ぜひしっかりと整備というか、森林の整備をやっていただきたいと思います。

西依義規委員

180ページが一番上の伐採の委託料ですけど、これも個人さんが持っているところあるやないですか。それをどう、どこの場所と決めて、どういうふうに委託して、どういう先に——ちょっとこの中身を少し教えていただきたいんですけど。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

伐採のうち、268万4,000円につきましては、ふるさとの森林づくり事業進入竹伐採業務委託といたしまして、財源といたしましては、佐賀県の森林環境税を活用させていただいております。

これにつきましては、平成28年度から県が行いました森林整備が続まして、牛原町からずっと順次行っておりまして、平成30年度から古賀町の森林を行っております。

令和元年度は6.97ヘクタールを実施しているところでございます。

事業は競争入札をいたしまして、委託先が佐賀東部森林組合という神埼のほうにあります森林組合さんのほうが受託されまして、侵入竹の伐採と、人工林、スギ、ヒノキの伐採をされて、その伐採したやつを玉切りといいまして、短く切りましてそこに置いてあるような状況です。

西依義規委員

県にそういう計画があるんですか。例えば牛原地区、古賀地区って何に基づいてされているんですか。

あともう一つ追加で言うなら、例えばそれは林業という業として行うところを優先的にされているのか、それとも荒れがひどいところが優先なのか、安全性が優先なのか。

その辺の基準も教えてください。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

牛原町から古賀町までしている分につきましては、県が行いました上のほうで行っております神辺町とか河内とかした分の続きの山林という形で引き続き行わせていただいております。基本的には私有の人工林で行っておりまして、間伐の施業をされていない森林ですね。荒れている森林について実施をしていって、所有者と委託契約をした形になって、それをもって事業を行っております。

西依義規委員

そうしたときの事業効果っていうのをどうやってはかられているんですか。

委託されているんですよね。決算されてその事業効果をどう担当課で検証されているか。

その辺が、例えば100年の計画があってそれを順次行っていくのかという将来性も含めて、ただ県がやっている道の続きだからやっているっていうところなのか。

この事業自体の全体像を教えてください。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

このふるさとの森林づくり事業につきましては、県のほうの事業メニューでございまして、そのメニューに応募いたしまして採択を受けて行っているところでございます。

場所としては、先ほど言いましたようにずっと引き続きやっているところでございますけれども、鳥栖市のほうでは今のところ今年度までの事業になっているところでございます。

あと効果というのは、森林自体がやっぱり全然手が入っていませんので、あまり日が入っていないところ——要するに間伐することで、森林自体がよみがえるじゃないですけど、日当たりがよくなって、そういった景観とかもよくなるような状況にはなっているところです。

私たちも検査のときに中に入ると、していないところとしているところ差というのはやっぱり明確でありまして、やっぱりしているところは日が入って、木の日当たりがよくなるっ

という状況もあります。そこの森林の環境がよくなっていくのではないかというふうに考えています。

西依義規委員

例えば林業じゃない山があるじゃないですか。林業を行っていない山。

荒れた山もあるし、そういうところの例えば管理をしてくれとか、その木がもうむちゃくちゃ近所迷惑だというような課題っていうのは、担当課はここじゃないですか。でかい木があるんで——多分そういう話はあると思うんですよ。市道に出ているとか、隣の家とか、アパートに來ているとか。そういう同じ山関係をちょっと聞いているんですけど。

違うんであれば違うとおっしゃっていいんですけど。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的に農林課としては、林業の支援ということで行っておりますので、ただ市民の方から、隣の土地の木が入ってきているということであれば、お話を聞いて基本的には自分の敷地内の部分は切っていただかなくてはいけないんですよというお話には、私どもも話に乗って伺うこともございます。

飛松妙子委員

176ページのため池のハザードマップ作成委託料ですが、数年間かけてこのハザードマップを作成されてあると思うんですが、作成した後どのように活用していくのか。

その辺をまず教えてください。

中垣秀隆農林課農村整備係長

ハザードマップにつきましては、作成しましたハザードマップの大判を各公民館に掲示していただいております。

またハザードマップ自体を各住民の方に配布をしていただいて、災害時の情報として、お知らせをいたしております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。防災マップもありますし、ため池ハザードマップもあるということで、ため池が決壊した、おとしでしたかね。（発言する者あり）

そうですね、のり面がそうですね。御近所の地域の方もかなり心配をされたというところもあったと思います。

そうやって災害が起こると皆さん心配して、どうなっているの、どうなっているのっていうことになるんですが、災害が自分に降りかからないと、なかなかそこまで配布しても見ていないとかいうところもありますので、再度配布した後の住民への周知っていうところが、

今日も池田議員が河内ダムの住民の皆様が大変不安になっているっていうところで、情報の共有を図ってほしいということもおっしゃっていました。

台風もまた来るかもしれませんし、また来年度に向けて、ぜひ次長の決意をお伺いしたい
と思います。

言われますように、災害はいつ起きてもおかしくないというふうに思っておりますので、私どもはやはり、そういうときにはそういう体制で臨むようにしておりますので、今後も皆さんが危険を感じないように対策を講じていきたいというふうに思っております。

いいですかね。

それでは、農林課及び農業委員会事務局関係議案の質疑を終わります。

次に商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

再開します。

- 111 -

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

松隈清之委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

商工振興課分の決算概要につきまして御説明を申し上げます。

令和元年度の業務執行に際しましては商工振興課職員11名で業務に当たっております。

決算概要につきましては、一般会計の労働費、166ページをお願いいたします。予算現額8,630万8,000円、執行済額8,630万7,302円、不用額698円。執行率99.9%となっております。

続きまして、商工費、181ページをお願いいたします。予算現額7億6,642万円、支出済額7億2,917万8,538円、不用額3,724万1,462円。執行率は95.1%となっております。

主な事業といたしましては、企業誘致推進事業、観光振興事業、商工振興対策事業、プレミアム付商品券事業などを推進してきたところでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

それでは、令和元年度歳入歳出決算一般会計、商工振興課関係分の主なものについて御説明いたします。なお金額につきましては、省かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、決算書の63、64ページをお願いいたします。

歳入でございます。中ほどでございます。

目6商工費国庫補助金につきましては、昨年10月からの消費税率10%への引上げに係る経済対策として、国の全額補助で実施いたしましたプレミアム付商品券事業に対する国庫補助金でございます。

続きまして、79、80ページをお願いいたします。こちらもページ中ほどになります。

款22諸収入、項3貸付金元利収入につきましては、制度融資といたしまして、市内各金融機関に預託いたしました元金等でございます。

次に87、88ページをお願いいたします。下から12行目でございます。

款22諸収入、目4雑入のうち、商工雑入につきましては、市内郵便局に委託して販売いたしましたプレミアム付商品券2万3,942冊分の販売代金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。決算書飛びまして167、168ページをお願いいたします。

款5労働費、節21貸付金につきましては、勤労者福利厚生資金貸付預託金及び労働金庫融資預託金といたしまして、市内勤労者の福利厚生や生活の安定を図るため労働金庫へ預託したものでございます。

続きまして、181、182ページをお願いいたします。

款7商工費、目1商工総務費、節2給与から節4共済費までにつきましては、経済部長及び商工振興課職員11名分の人件費でございます。

次のページ、183、184ページをお願いいたします。併せまして恐れ入りますがタブレットになりますけれども、主要施策の成果60ページを御覧ください。

ふるさと・しごと創生推進事業といたしまして、佐賀県中小企業診断協会に委託して事業を実施しております。サンメッセ鳥栖の1階に開設しております、主に創業希望者や創業後間もない創業者などへの支援や助言などを行っております。

令和元年度の実績といたしましては、相談件数が405件、その他、各種セミナーや講座などを開催いたしております。

引き続き次のページ、主要施策の成果61ページをお願いいたします。

プレミアム付商品券事業といたしまして、さきに歳入で少し触れさせていただきましたが、消費税率の引上げに係る経済対策として、国の全額補助で実施いたしました事業でございます。商品券の購入対象者は、令和元年度住民税非課税者及び3歳半までの子が属する世帯の世帯主で、購入期間は令和元年10月から令和2年2月まで、使用期間は令和元年10月から令和2年3月まで実施いたしております。

次に本日、別に配付させていただきました資料のほうをお願いいたします。こちらのほうに鳥栖市プレミアム付商品券事業の実績の概要についてまとめさせていただいております。

まず2ページをお願いいたします。まず購入対象者のうち、住民税非課税者につきましては対象者数1万984人に対し、申請者数4,125人になりますので、申請率といたしましては37.6%となります。

正式には国のほうからまだ発表されておりませんが、報道等によれば全国平均が40%程度、県内平均は34.9%という状況でございました。

続きまして、3歳半までの児童数でございます。昨年9月末現在で2,323人ございました。

続きまして、2項目めの取扱店でございますけれども、取扱店は全部で268事業所。内訳はかようのとおりになっております。

次に3番目の販売実績でございます。先ほど来から歳入においても御説明させていただい

ておりますが、商品券につきましては、500円券10枚つづりを1冊4,000円で販売いたしております。2万3,942冊を市内の7つの郵便局に委託して販売をいたしております。

次に4番目の換金実績について御説明をさせていただきます。商品券の換金につきましては、市内の2つの金融機関に委託して行いました。

換金期間につきましては、商品券の使用期間が、令和元年10月から令和2年3月までですので、一月間の余裕を持たせ、期限といたしましては、令和2年4月末までといたしております。なお、令和2年4月分の換金委託料につきましては、令和2年度予算で計上をいたしております。

次に換金額にいたしましては、令和2年3月分までの換金額でございまして、1枚500円の商品券を21万4,991枚換金し、1億749万5,500円となっております。

次に商品券の使用用途でございしますが、物販が一番多く全体の93%を占めており、中でも上位10事業所につきましては、いわゆるスーパーやドラッグストアなどの大型店でございまして、これらの10事業者で全体の半数を占めている状況でございます。日用品の購入に使われた形跡が見受けられるかと思えます。

次に3ページ目をお願いいたします。こちらにつきましては、令和2年2月中旬に、商品券取扱店に対しまして、事業に係る電話調査を行った結果を掲載させていただいております。

なお、一部回答保留等がございますので、回答数が調査に応じて頂いた219事業所にならない設問もございますので御了承のほどお願いいたします。

設問は全部で4つでございます。

まず設問1の1年前の同時期と比べた売上げの変化の結果につきましては、増えたと回答した事業所は21でございまして、減ったと回答した10事業者を上回っていることから、事業者の方々の経営努力はもちろんでございますけれども、商品券の効果も一定程度あったのではないかと拝察いたしておりますが、変わらないと回答した事業者が156もありましたので、効果としては限定的であったと考えているところでございます。

続きまして、設問2の商品券を使う客が多かったかの結果につきましては、少なかったと回答した事業者が150と、多かったと回答した事業者の65を上回っている状況です。

発行額が5億5,000万円でも購入できた平成27年度のプレミアム付商品券事業と比べますと、令和元年の事業につきましては、購入対象者が限定されたため、商品券の利用者が少ない印象を与えた回答になったのではと考えておるところでございます。

次に設問3の消費税増税の10月以降に来店した客足の聞き取り結果でございます。

減ったが37事業者で、増えたが16事業者であるため、増税により客足が遠のいていると見ることが出来る一方で、変わらないとお答えになった事業所が136ございますから、増税の影

響についても一方では限定的であったのかなと考えます。

次に設問4の同様の商品券事業が行われた場合の参加意向につきましては、参加したいが155事業者ございまして、同種の事業への参加意欲については事業者様は意欲的であるということが伺える結果となっております。

大変恐れ入りますが、決算書に戻っていただきまして、183、184ページをお願いいたします。備考欄下から11行目、工事請負費のうち、西部工業団地立入防止柵改修工事費につきましては、西部工業団地の立入防止柵に係る地盤の盛土が流出し、J R長崎本線側に傾斜してきたため、歩行者の安全対策及びJ R軌道に影響しないように、フェンスの改修工事を行ったものでございます。

その下でございます。節19負担金、補助及び交付金、備考欄下から3行目の企業立地奨励金につきましては、恐れ入りますが、タブレット、主要施策の成果62ページをお願いいたします。本市と進出協定を締結した事業所の新設や増設に対しまして3年間奨励金を交付するものでございます。

令和元年度につきましては、御覧のとおり4件の交付を行っておるところでございます。

引き続き主要施策の成果63ページをお願いいたします。

環境保全等奨励金につきましては、流通業務団地に進出された企業の緑地整備に対しまして、緑地1平方メートル当たり2,000円の奨励金を交付するものでございます。令和元年度は1件交付を行っております。

決算書に戻っていただきまして、185、186ページをお願いいたします。ページは中ほどになります。

節21貸付金につきましては、市内の中小企業の経営安定を図るため、市小口資金融資制度などの原資として佐賀東信用組合をはじめ、市内金融機関及び商工中金に預託したものでございます。

その下でございます。節22補償金及び賠償金につきましては、タブレットに戻っていただきまして、主要施策の成果64ページをお願いいたします。

市中小企業小口資金融資保証料といたしまして、令和元年度の貸付件数は64件、貸付額2億6,152万円に対する保証料を補填したものでございます。

決算書に戻っていただきまして、185、186ページをお願いいたします。節28繰出金につきましては、産業団地造成特別会計への繰出金でございます。

187、188ページをお願いいたします。備考欄上から4行目、節15工事請負費に関しましては、杓子ヶ峰遊歩道ののり面2か所が平成30年7月豪雨等により崩落し復旧工事を行ったものでございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、タブレットに戻っていただきまして、主要施策の成果65ページをお願いいたします。

観光イベント推進補助金といたしまして鳥栖山笠、まつり鳥栖、長崎街道まつりなどのイベントの開催に関し、鳥栖観光コンベンション協会に交付したものでございます。

なお本年3月29日に開催予定だった、とす弥生まつりに関しましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、急遽中止となりましたが、チラシ等の印刷費等をはじめ、祭り開催前に支出された経費につきまして、補助金として交付をいたしております。

引き続き、主要施策の成果66ページをお願いいたします。観光コンベンション事業補助金につきましては、本市の観光PRや来訪者へのおもてなし、チラシやパンフレットの作成、祭りや観光イベントの開催など、本市の観光振興を担っております観光コンベンション協会の事業運営として交付したものでございます。

以上、商工振興課関係分の令和元年度一般会計決算の主なものを御説明いたしました。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

齊藤正治委員

186ページになりますかね。中心市街地のにぎわい創出とか、商店街の補助金とかが出ているんですけども、主体的に、にぎわい創出をする事業体というか、市としては何もしないわけですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

賑わい創出支援事業補助金につきましては、事業主体としては、鳥栖商工会議所、鳥栖本通商店街組合連合会等になっております。

松隈清之委員長

商店街連合会ね。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

失礼しました。商店街連合会でございます。

齊藤正治委員

内容は大体分かるんですけども、もともと根本的に鳥栖市の市街地をどうやってにぎわいをつくり出そうかっていうのは、商工振興課の使命だと思うんですよね。

だから、それについてどういうふうに——今日は課長もおらっしゃれんけん、あればってんが。どういうふうに考えてあるかお尋ねします。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

鳥栖市といたしましては、商店街、駅前というのはやはり鳥栖市の商業はもとより観光行政についても顔となってくるような場所でございますので、にぎわいについては非常に我々としては誠実に取り組んでいかなければならない事業だとは考えております。

ただ、駅前の状況が現時点で未定でございますので、そちらの方面とも調整をしながら商店街のにぎわいについて、鋭意努力してまいりたいと思っております。

齊藤正治委員

駅周辺整備事業の中で、位置づけられていることは、駅と駅前の広場と、それから続くフレスポ。フレスポへの入り口、中央公園の入り口のところをもう少し拡大すれば、回遊性ができて、活性化するでしょう、希望って書いてあったと思うんだけど。

だけどそれがなくなったからといって、決して中心市街地がにぎわい創出の、市として手をつけないというのは恐らくないんだろうと思うんですよ。

何らかの形でやっぱり回遊するなら――回遊っていうのがどういうふうに捉えられているかよく分からないけど、例えばところどころ立ち寄ることができたり、ポケットパークができたり、そういったことを回遊するのに行政がきちんとこの整備をされているんなら理解できるんだけど、そういうところって全然ないんですよね。だからそれをもって果たして回遊ができるのかっていう話ですけども。

そこら辺については、回遊に対するイメージというのはどういうことでしょうか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

まさに、齊藤委員さんがおっしゃっているとおりだと私も考えております。

それに加えて、本市におきましては、プレミアム・アウトレットさんというのが年間500万人から600万人ほどたしか集客していただいております。

そちらも含めたところで、それからサガン鳥栖におきましても試合のときには年間多数の人が来ていただいておりますので、そういった方々も何とか市内中心市街地のほうに来ていただくような、回遊性を持たせるような事業を今後検討していく必要があるというふうには認識はいたしております。

齊藤正治委員

認識はしてあるけど現実的には絵に描いた餅ではないけど、絵にも描かない餅になってしまったよね。というところだと思うんですね。

だからいつまでたっても鳥栖の駅前がなかなか整備ができてこないと。

じゃあどうするのかっていう、駅がきれいになろうとなるまいと、ここはやっぱり別立てじゃないけど、どっちが先か、卵か鶏かという話じゃないけど、やっぱり早く整備を進めていかないといけないと思いますけれども。そこら辺の認識も恐らくあるんだろうと思います。

ただもう一つは中活、中活って言いよりました中心市街地活性化計画ね。これにも手を出さない、何もしないというのが今の現実では、鳥栖市の現実ですたいね。

だから果たしてこれで活性化していくのかなあっていうような思いが、私にはあるんですけども、役所にはないんですかね。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

齊藤委員のおっしゃるとおりだとは思っております。

ただ駅というのも、やはりまちづくりの核となる部分ではございますので、どちらが先か後かは別にいたしまして、商店街をはじめ、鳥栖市内のまちづくりの活性化については、何らか手だてについて着手ないし検討等を行っていく必要性はあると考えております。

齊藤正治委員

ぜひ新年度予算を組むときには、そういったことを検討されて、やはり具体的にどういう方向性でいくのかっていうのを今後しっかりと検討していただきたいと思います。

よろしゅうございますか。（「関連でいいですか」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

齊藤委員の引き続きですけど、結局おっしゃっているような中心市街地のどこにも項目がないんですよ。お金を使っていない。商店街賑わい創出支援事業補助金しかないんですよ。

おまけにこれ、先ほどおっしゃった商工会議所と連合会さんにも、言っちゃいかんけど丸投げで補助金として40万円やるけん、どぎゃんかしてくれっていう。

だから市の主体性がないんで、ほかにやっていることっていうか、事業費としてやっていることがあったら教えていただきたいんですけど。中心地に関して。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

西依副委員長の御質問にお答えさせていただきます。丸投げさせていただいているわけではございませんけれども、確かに中心市街地のにぎわいづくりという形については、こちらの賑わい創出支援事業しかございませんけれども、そのほかにも下段にございますがイルミネーション、ハートライトフェスタとかっていうイベントにつきましては、もう二十数年来やっておりますので、そういったイベントとかで商店街のにぎわいをつくっていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

いや、多分、補助金なのか委託なのか、全然違うと思うんですよ。

補助金なら頑張っている方に補助してやろうと。

けど僕は、本当中心市街地は鳥栖市が主体的にやるべきこと、だから、ぜひそういった本

気度、イルミネーションももちろんいいことに補助をするのはいいですよ。

けど主体性のある事業は1個もないんで、ぜひその辺も今後検討していただけたらと思います。

以上です。

飛松妙子委員

その関連で、イルミネーション事業補助金で、前にも一般質問で取り上げたことがあるんですが、商工会議所の青年部が中心にやっていたいてるんですが、最初はかなり盛り上がって、人もたくさん集まって、ボランティアの方々もですね、よかったんですが。

ここ数年かなり商工会議所の青年部に負担がかかって、仕事を置き去りにして、こっちのイルミネーション事業をしないと、その期間に間に合わないとかいうところで、自分を犠牲にして、仕事を犠牲にしてやっていたいてるっていう現実がやっぱりあるんですね。そういうことを考えると、やっぱりもうこの事業をやめようかっていう話も出ておりますので、実際、今年はまだコロナの関係でされないということもお聞きしています。

そのことを考えると、やっぱり本当にもっと鳥栖市が関わって、にぎわいを創出することをやっていくことをしていかないといけないなというところを一つ申し上げさせていただきたいと思います。

次に181から186ページのふるさと・しごと創生推進事業。これに取り組んで多分数年たっているかと思います。ここに来て相談件数も405件あったということで、成果は出ているのかなと思うんですが。

この始まってから今日に至るまで、相談件数の毎年毎年の傾向と、あとその効果が、やりましたで終わっていますので、実際、例えば起業された方が、ここ数年で何人いらっしゃいますとか、新規の事業を立ち上げられたとか、そういう情報が鳥栖市のほうに入っているのか。

そういう結果が見えてくると、この事業がさらに生きてくるのではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

ふるさと・しごと創生促進事業として、こちらの事業をやらせていただいておりますけれども、平成28年度から事業開始しております。

創業支援の件数といたしましては、平成28年度から段階的に伸びて、当初175件でしたのが令和元年は205件まで伸びてきている状況でございまして、クラウドソーシングといいましてIT系ですけれども、自宅にしながら仕事をするとかするようなやつ、パソコン業務関係ですが、そちらにつきましても、当初平成28年度の1人から関連につきましては、累計11人と

いう形で徐々に成果が出つつあると思っております。

それから創業者の件数につきましては、こちらについては、平成29年4月から平成30年3月まで創業された方が18件。それから平成30年4月から平成31年3月31日の期間に創業された方が8件。それから令和元年度につきましては、10件という形で、若干こちらについては増えたり減ったりというふうな状況ではございますが、こちらにつきましては、また創業者同士で結びつき、独自にまたネットワーク等もできて、いろいろコラボ企画の事業とかもやっております。創業の根が広がっているというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ぜひそういう効果を具体的に年度ごとに、過去から書いていただくと目に見えて分かりやすいですし、5年間で36件の起業をされたっていうことは、とても素晴らしいことだと思っておりますので、またそういう方々の支援もこれからぜひお願いしたいと思うんですが、今本当コロナ禍の中で、このIT系の仕事というのが、午前中齊藤委員の話もあったんですけど、鳥栖にいても東京の仕事ができるっていう時代になっていますので、やっぱりこういうところを戦略として、さらに進めていくような形を、オンラインでのセミナーとか後退することなく、ぜひここは進めていただきたいと思っております。980万円、約1,000万円のお金をかけてやっておりますので、ぜひ取組を強化をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから続けていいですかね。181から186ページの企業立地奨励金で187人の雇用創出が図られたとあります。これすみませんが、会社別に何名ずつできたのかというのを教えていただけますでしょうか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

企業立地奨励金4件交付させていただいております。その企業ごとの雇用の人数というふうなことだったと思います。

1つ目のトラスコ中山さんにつきましては、こちらの企業を創業から3年経過したところだったんですけど、1年間の比較でさせていただきますと、1人こちらの企業は減られております。続いて、昭栄化学工業さんにつきましては、14名増えられてあります。続いて、九州セキスイハイム工業さんにつきましては、52名増えられてあります。4つ目の三井住友信託銀行、テナントで丸協運輸さんが入られてあるんですけれども、この丸協運輸さん、こちら新規になりますので、122名増えられてあります。合計で先ほどの数字になります。

以上です。

飛松妙子委員

先ほどトラスコ中山さんがマイナス1名という御答弁でしたが、すみません、もう少し分かりやすくこの説明をお願いしていいでしょうか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

トラスコ中山さんにつきましては、奨励金3年間交付で3年目になられてあります。当然、新規で進出していただいておりますので、1年目、2年目等にはもちろん増で来ておりますけれども、3年目につきましては、ある程度の人員の確保ができておりますので、正社員、あとパート社員を含めたところでしておりますので、調査時点ではマイナス1名だったというふうなことになります。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。すいません、この交付額は3年間でしたかね。

そうしましたら、今までに増えている人数があると思うんですが、3年間で何人の雇用創出が図られたのか分かりますか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

トラスコ中山さんにつきましては、新規で鳥栖のほうに進出いただきまして、3年目の奨励金を交付しているというふうなことになります。3年間のうちに、トラスコ中山さんにつきましては、合計で83名の雇用になっております。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。できましたら、交付が数年続く場合は、累計とプラスアルファみたいな感じで書いていただくと分かりやすいかなと思います。

187人の雇用創出が図られたということで鳥栖市の方が、雇用創出をしていただいたってことだと思いますので、またぜひ増やしていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

以上です。

松隈清之委員長

今のは雇用された人の数でいいのかな。もともと異動で来られた人は入っていないってことだよ。従業員数とかじゃないってことだよ。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

配転の方も含まれます。異動の方ですね。

松隈清之委員長

そうしたら雇用じゃないじゃん。創出されていない。新たにそこで雇用されるっていうのが雇用創出やけん。配転で来られた人は別にともともと雇われている人やから、雇用創出じゃないじゃん。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

これまでこの統計の仕方につきましては、配転まで含めたところでさせていただいたというところがございます。

ただ、トラスコさんにつきましては、総務部の数名が配転というふうなことでお聞きしていますので、先ほど雇用じゃないというふうなお話ですけれども、大部分がこちらの鳥栖のほうで雇用いただいているというふうなことでなっております。

松隈清之委員長

大部分がとかではなくて、やっぱりこの創出っていうのは、そこで新たに生まれるものを言うわけだから、何人働かれているとかっていうことではなくて、例えばそこで新たに雇用される人、された人っていうことで上げてもらう。

それはむしろ、なぜ今までそういうやり方をしていたのかっていうのが不思議なんだけど。それは創出って言わないからね。だってうそになっちゃうよこれ。言葉としてはこの人数、創出されている人じゃない人が入っているわけだから。だからそこは今後気をつけて。

ほかにありますか。

西依義規委員

184ページで、プレミアム付商品券は別紙でありありがとうございます。

分かりやすくしていただいて内容自体は分かるんですが、結局この事業全体を見て、国の補助金、実際買われた方と市の持ち出し、売上げ、全体的なのは何ページ……。例えば今僕が分かった部分では64ページの事業費補助金4,388万円と、88ページの商工雑入9,576万円を足した分が収入で、184ページのところの上から商品券廃棄処理業務、商品券事業システム導入、商品券事業封入封緘委託、商品券取扱店募集業務委託。この辺を全部足した、プレミアム商品券としての歳出、歳入は分かれますか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

プレミアム付商品券事業につきましては、予算上は平成30年度の繰越明許費、それから平成31年度の補助金、そして令和2年度に4月分まで、4月まで事業をしておりますので、今後10月、11月を目途に事業を清算することになっておりますので、現時点では、事業全体の数字というものについてお示しできる状況にはございません。ただ、市の持ち出しっていうものは全くございません。全額国費が充てられるというふうになっております。

西依義規委員

この決算書だけで見ると、収入支出で収入がちょっと多いんですよね。そういうのはどうなんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

御質問にお答えさせていただきます。収入については、これもちょっと複雑といいますか、分かりづらい収入の仕方ですが、販売収入につきましては、2月までなので、こちらについては全て販売が出されてある収入でございます。

一方、換金のほうにつきましては、令和3年度中で90%ぐらいしか換金をされておりませんので、歳入歳出が現時点では、まだぴったり合っている状況ではないというところでございます。

西依義規委員

分かりました。今、事業としてはこれじゃ判断ができませんということですね。

ではもう一個。この別紙の換金が1億700万円。実際売った額の金額ベースで何%ぐらい換金されているんですか。どこか書いてありますかね。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

実際に販売した額については、この別添資料の3番の9,500万円になります。

換金につきましては、これに約2,000万円ですかね、1億900万円ぐらいで換金が実績として上がってきております。

今回載せている部分は、あくまでも令和元年度決算ということで1億700万円という表記をさせていただいております。

西依義規委員

僕は事業の全体像を何となく知りたいだけなので、販売額4,000円掛ける、上に2万3,942冊ありますよね。これを5,000円と換算したのが、まあまあ換金額になると考えていいですか。

そうすると、下と上とどうなるんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

大体同数にはなってますが、金券を使用されていない部分っていうのもあるんですね。

購入されても全部使えなかったっていうのが大体、我々が把握している段階で30万円ほどございますので、100%使い切っているというわけではございません。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

杓子ヶ峰のやつが出ていたんで、商工振興課の考える杓子ヶ峰の在り方っていうか、あそこは観光地なのか、それとも売っていいかと思うのか、ただ昔からある登山の山なのか。

その辺の立ち位置というか、考え方、方針を教えてください。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

杓子ヶ峰につきましては、本市といたしましては、山頂部に3筆、3万7,000平米ほど土地を有しておりまして、位置づけといたしましては観光地という位置づけをいたしております。

西依議員も御承知のところかと思いますが、杓子ヶ峰につきましては、登山も楽しんでいただいている方はもとより、市内の小学校の遠足とかでも御利用いただいているところがございますので、引き続き我々は大切な観光地として、利用と普及をしてまいりたいと思っております。

西依義規委員

僕もコロナ禍のとき、1回家族で登ったんですよ。そうしたら、まあまあな草で、見晴らしはもう当時の小学生のときより悪くて、そこを市が本当に観光地と呼ぶのであれば、たまには登ってみて、周りの森林、本当にこれ観光地と呼べるのかと、ホームページに堂々と載せられる場所なのかと、それぐらい思っていたいて、中途半端が一番いかなと思います。

もう鳥栖市は手をつけられない、それならそれでいいですよ。ですけど、鳥栖市が観光地って言うなら、それはしっかりしていただいたほうがいいかなと思って。

今度ぜひ定期的に――定期的にどれぐらいの形で見ているか、管理を誰に委託されているとかその辺を教えてください。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

管理につきましては、地元の神辺町のほうにお願いをいたしているところがございます。

年間で観光管理委託料でございまして、年間49万3,000円ほどで業務を行っていただいております。

回数といたしましては、巡回清掃については毎月していただいております、草刈り等については、年間1回という形で地元をお願いしている状況でございます。

西依義規委員

神辺町さんにもっと切れとは言いません。ただこの管理委託料が適正かどうかも含めて、市がもっと力を入れるなら、もっと管理委託をしっかりと与えて、やっぱしっかりしていただいたほうがいいかなと思いますので、定期的な補助金の管理委託の検討、検討した結果、同額なら同額でもいいですけど、去年もこれやったけん、今年もこれやなくてちゃんと毎年毎年していただきたいなと思います。

以上です。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定の商工振興課関係分の質疑を終わります。

続きまして、なんですけど、続けていいですか。

休憩しますか。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

続けていいですか。



議案乙第30号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第30号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

それでは、令和元年度産業団地造成特別会計歳入歳出決算の主なものについて御説明いたします。

なお金額につきましては、省かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書の313、314ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 1 県支出金につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴います佐賀県の負担金でございます。

款 2 財産収入につきましては、西部第二工業用地の残り 1 区画の売却に伴う収入でございます。

款 3 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

款6市債につきましては、新産業集積エリア整備事業に係る起債でございます。

次のページの315、316ページをお願いいたします。歳出でございます。

恐れ入ります、併せまして主要施策の成果、タブレットのほうでございます108ページをお願いいたします。

新産業集積エリア整備事業における、令和元年度の主な事業内容といたしましては、事業予定地の草刈りと工業用地購入でございます。

用地購入費に関しましては地権者1名と契約を行ったものでございます。

取得面積につきましては、597平方メートル、筆数が2筆、農地転用許可を条件とする仮登記を設定する方法で処理しているところでございます。

これによりまして開発区域に占める用地取得率は約97%となったところでございます。

決算書に戻っていただきまして315、316ページをお願いいたします。

款2公債費につきましては、西部第二工業用地造成事業及び新産業集積エリア整備事業に伴います地方債の元金と利子の償還金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

古賀和仁委員

主要施策の部分で分譲時期と書いてあるんですけど、これ令和4年度以降を予定と書いてあるんですけども、大体整備するのにどのくらいかかるんですか。仮に全部終わったとして、どのくらいかかると見ているんですか。

松隈清之委員長

どれくらいっていうのは、期間、金額？

古賀和仁委員

期間です。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

整備期間につきましては、実際に工事に入ってからになりますが、5年から6年ぐらいは必要になるかとは思っております。

古賀和仁委員

今の答弁によると、令和4年以降予定というこの表現が非常に、5年もかかるんだったら令和4年以降予定というのはおかしいんじゃないですか。表現の仕方として。

松隈清之委員長

令和4年以降では間違いはないけど、今の話でいうと、令和6年以降とか7年以降のほうがいいじゃないかということですね。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

確かに言われるとおりがとは思っております。

現状といたしまして、なかなか着工の時期が明確にできていないというところが、一番問

題にはなるんですが、そういうこともあって今のところで令和4年度以降というふうな書き方にさせていただいております。

古賀和仁委員

はっきりしていないということは、未定と書いたほうが、正確に。

正確さを必要とするならば、何年度以降とか、そういう書き方は非常に重く令和4年以降にはでき上がるのかというふうなイメージがありますから、表現の仕方としては不適切ではないかと思うんですが。

松隈清之委員長

スキームを変えて段階的に整備するように変えたじゃないですか。

あれで一遍に分譲ってできないですよ、先に半分とかっていう感じだったですよ。早いところでもってということですよ、これはね。あくまでもね。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

分割分譲というところも検討させていただいております。

正式に分割分譲でいくというふうには、まだ決定はしていないところではありますが、分割分譲にしましても、それでも、長くても4年とかは造成には必要になるのかなというふうには考えておりますので、言われるように、令和何年度以降ってというのは、ちょっと表現の仕方としては、少しおかしい表現ではあります。

松隈清之委員長

だいぶおかしいね、そうなるよね。これは前に作った資料とかじゃなくて、ここ2年ぐらい前に作った資料そのまま修正して出した感じですか。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

そのまま修正してっていうつもりではないんですが、まずその年度を示す段階っていう判断がなかなか難しいといえますか、示したところで事業が進むんじゃないかというふうな考え方をされる方もいらっしゃると思うので、ちょっとそこについては、私どもも苦慮しているところではあります。

松隈清之委員長

もちろん今の段階で計画どおりにいってないんで、あくまで予定ですけど、今最初の説明でいくと、分譲開始までに最低でもあと四、五年は必要ということになると、もう今は令和2年じゃないですか、2年度途中だよね。

そこから四、五年は最低でもかかるとなると、どうしたって提示できる年度っていうのがもう時点で六、七年とかになるわけですよ。

だから、そこがまだ造成とかにかかる期間が2年でできるかもしれませんとかって言われ

れば、もしかしたら令和4年以降で追いつくのかかもしれないけど、もう造成に確実に四、五年かかる、4年かかるって言われると、どう考えても令和6年以降じゃないですか。そこから導き出されるのは、早くてもね。

そうであるなら、やっぱ古賀委員が言うように、令和4年っていうのはむしろ何の根拠で令和4年以降って書いたのかよく分からなくなってくるんで。

現実的な数字がそこであれば、今からどう考えても令和6年以降にしかできませんってことですよね。（発言する者あり）

ただそれは、だとしても少なくとも現時点ではどう考えても、令和4年度中にできるかとかいう、かもすらないじゃないですか。どんなに、もう今からばたばたと決まって事業に入ったとしても無理ってことでしょ。あと2年では。

ということは、この数字はもう意味はないから。小石委員ありますか。

小石弘和委員

結局、令和4年っていうふうなことは前からの積算で令和4年としているわけですよ。

結局、農転が終われば、それから新しい事業計画というようなことを立てられるというわけでしょう。

そういうふうな意味合いで、前の事業計画で令和4年というなことを明示しておりますというようなことをあなたたちが説明すれば分かりやすいわけですよ。

松隈清之委員長

ただ、だとしても現実的ではないですよ、令和4年とかあり得ないんだから。以降としても、少なくとも今の時点でどんなに早く進んだところで令和6年以降しかないわけじゃないですか、どんなに早くても。

だったら、ここは令和6年以降を予定って書かざるを得んですよ。

西依義規委員

ならこれ、修正するとしたら市単独の修正でいいんですか。県とまた話し合ったりするんですか。そういう簡単な修正だったらいいけど、県と話して、またいろいろ正式な——だってこれ一番大事ですよ、分譲。いつあれがあって、もちろん予定もついてないと。

その辺はどうなんですか。どういう過程を踏めばこれは変わるんですか。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

令和4年度以降というところを変えることに当たっては、やっぱり県とも話をして、年度については決定をする必要があるかと思います。

松隈清之委員長

決定をしてもらっていいんだけど、何で令和4年以降って数字を書いたって言われても説

明できないじゃないですか。

今その前の説明で、四、五年はかかるって言われると、じゃあ何で令和4年ですかって話にしかならないんで。（発言する者あり）

未定だよ、現実的には未定だけれども、執行部としてはなるべく早くするっていう意思はあるわけじゃないですか。例えば今から全てがうまくいって進んだとしても、そこを目指すべきでしょう。

なるべく早くして、速やかに手順を進めてスケジュールに乗せたとしたら、いつでき上がる予定ですよっていうつもりでいつも頑張んなきゃいけないじゃないですか。

そうすると、今ここで言えるっていうのは、6年とか7年なんですよ。今から頑張って最短でやれるっていうのは。だって4年ってどう考えてもあり得ないでしょ、現時点では。

だから、今できる最短のところをやっぱり分譲時期っていう目標に設定して、そこを予定して頑張っていくしかないじゃないですか、執行部の姿勢としては。

ここで令和4年なんていうのは絶対あり得ないですよ、今。別に表に出る資料かどうかは別としても。

仮にこれ表に出したら、令和4年度以降やったら令和5年とか6年にはもうできているかなあとか、問合せ来たって今何も答えられんでしょう。

古賀和仁委員

新産業エリアの分譲予定とか出しているわけでしょ、何年にやりたいとか。それには令和4年と書いてあるわけですか。

それじゃあ、とても企業さんが令和4年ということを入念にあらためてあれしますから。当然、企業さんも令和4年と書いてあるのは、令和7年とか8年になりますよっっちゃうたら、その時点で、はっきり言って違う表現、うその表現みたいな感じで、企業に対しても失礼になる。

やっぱ企業というのは、やりたいというときはもう何年後にはやりたいということでやりますから、それに合わせてというのが……。

松隈清之委員長

そこは、ちょっと県と話をしても随時修正してください。

じゃないと本当、それを見た企業に対しては、何でこの市は、うそつきじゃないかってなるからね。今の時点では何も出せんかもしれんけど、それはそれ。

ほかに何かありますか。

飛松妙子委員

総事業費約73億円ということで書いてあるんですが、過去に遡って、何年に、項目で幾ら

っていうのを、項目別に令和元年度、令和２年度は途中になると思うんですが、そういう一覧を出していただきたいなと。

実際草刈り委託費用も1,000万円ぐらい令和元年度でかかっているということですので、いつからそういうのがかかっているのかとか、単年度単年度でこう言われるんですが、やっぱり全体的なことを見て、今後の事業に対して費用の面とか、いろんなことを私たちも見させていただいて、やっぱりこれを前に進めていただかないといけないんですが。

実際に担当課の方が、この新産業集積エリアに関わっているのは、兼務をのけると、1人だけですかね。何かと兼務されていらっしゃるんですよ、皆さん。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

まずは任命の状況についてお答えさせていただきますと、新産業エリアの推進室の係としては、専任の職員は能富係長だけになります。あとは課長、それから企業立地係が併任という形になっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

そうなりますと、やっぱりお一人の方に、このことを全部していただけるか。

なかなかそうもいかないですし、役職は主査ですかね。

松隈清之委員長

誰が、係長。

飛松妙子委員

係長ですね。係長の責任でできる部分とそうでない部分とあると思うんですが、やっぱりここを前に進めるために、専門的なそういう法律とか、いろんなことをやっぱ御存じのような方が一緒になって動いて進めていくっていうところも、今後考えていくことも必要じゃないかなと思うんですが、ちょっと前に進めるためにどうするのかっていうところをまた考えていただいて、議会のほうに報告をしていただきたいなというのが2つありますので、どうでしょうか。

松隈清之委員長

今、飛松委員が言われる議会の報告っていうのは、内容としては、どのタイミングでどういう内容を求められていると思っていいんですか。

飛松妙子委員

一つは費用の分に関しては、もう今すぐでも出せると思うんですが、そういう前に進めるための対策、対応ですね。

そこについては、いつぐらいまでにできるのかというのは、また上司と話をさせていただか

午後 3 時51分休憩



午後 3 時59分開会

松隈清之委員長

再開します。

~~~~~

上下水道局審査

議案乙第22号令和元年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号令和元年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

松隈清之委員長

これより上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第22号令和元年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第23号令和元年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小川智裕上下水道局管理課長

審査に先立ちまして、御挨拶を申し上げます。

本来でありますならば、上下水道局長が皆様方に御挨拶を申し上げるところでございますが、管理課長であります私小川が御挨拶をさせていただきます。

松隈委員長はじめ、各委員の皆様には、日頃から上下水道局関連事業につきまして、御理解と御支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

具体的な事業に関しまして、執行状況につきましては、私と事業課長により御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、水道事業の決算概要について御説明をさせていただきます。

公営企業会計の決算書、こちらのほうの12ページを、前後しますけれども、お願いいたします。

令和元年度の主な取組でございますが、老朽化している配水管を耐震化するための配水管布設替工事のほか、平成28年度から平成30年度までの継続費を設定して行っている浄水場更新工事のうち、平成29年度に着手した急速ろ過池の土木・建築工事を完了いたしました。

給水状況につきましては、年度末給水戸数は前年度に比べ519戸増加して3万1,441戸となっております。

それでは、決算の内容につきまして、決算書に沿って御説明をさせていただきます。

ページ戻ります。1ページ、2ページをお願いいたします。

令和元年度決算報告書について御説明いたします。こちらは消費税込みでの記載となっております。

収益的収支、収入につきまして、営業収益、営業外収益、特別利益、こちらを合わせた事業収益決算額は15億8,199万3,575円となっております。

次に支出につきまして、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は11億6,572万998円となっております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支につきまして、まず収入につきまして、企業債、工事負担金、他会計負担金、その他資本的収入を合わせた収入決算額は、2億9,756万636円となっております。

次に支出につきましては、建設改良費、企業債償還金を合わせた支出決算額は12億3,616万5,322円となっております。

なお建設改良費におきまして、浄水場更新工事ほか4件のうち、支払義務発生額を差し引いた残額4億6,439万3,700円を翌年度に繰り越しております。

こちらにつきましては、6月議会で報告をさせていただいているところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

水道事業の事業活動に伴う経営成績を表す損益計算書でございます。令和元年度につきましては、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益が3億372万3,645円。これに3、4の営業外収益と費用を増減した経常利益、こちらのほうが3億3,827万6,352円。さらに、5と6特別利益と損失を増減した当年度純利益、こちらのほうが3億3,262万7,598円となっております。

6ページをお願いいたします。令和元年度中における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

資本金につきましては、当年度末残高73億6,834万2,298円となっております。資本剰余金、こちらにつきましては、当年度末残高は2億3,691万1,571円。利益剰余金につきましては、当年度末残高10億973万7,314円となっており、資本金、資本剰余金及び利益剰余金を合計した

資本合計、こちらは86億1,499万1,183円となりました。

下段の表、令和元年度剰余金処分計算書（案）でございますが、これは議案乙第22号令和元年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について、議会の議決をいただいて行うものでございます。

表の右の欄の当年度の未処分利益剰余金 7 億7,780万3,480円につきましては、減債積立金に 1 億9,026万1,598円。

建設改良費積立金に 2 億円を積み立て、資本金に 3 億3,054万1,882円を組み入れ、残額 5,700万円を翌年度の繰越利益剰余金といたしております。

続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。令和元年度末現在における水道事業の財政状況を明らかにするため、資産と負債及び資本を総括的に表した貸借対照表でございます。

資産の部 1 固定資産128億7,025万420円。これと 2 流動資産22億3,074万4,191円、これを合わせた資産合計額は、151億99万4,611円となっております。

右ページの負債の部に移らせていただきます。まず固定負債合計、こちらのほうが41億1,941万4,748円。4 番目流動負債、こちらのほうが 7 億3,602万1,218円及び繰延収益、こちらのほうが16億3,056万7,462円。こちらを合わせた負債合計額が64億8,600万3,428円となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらのほうが資本の部になります。資本金は73億6,834万2,298円となっております。資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計額、こちらのほうは12億4,664万8,885円となっており、以上負債と資本の合計額、こちらにつきましては、151億99万4,611円で、前ページの資産合計額と同額となっているところでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

令和元年度の議会議決事項につきましては、報告事項が 1 件、予算決算に関する乙議案が 5 件及び給水区域等の改正に関する議案、こちらが 1 件となっております。

14ページは職員に関する事項でございます。水道事業の職員配置につきましては、前年度から 1 名増の22名となっております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

2. 工事(1)建設改良工事の概況につきまして御説明いたします。こちらのほうは税込みの金額となっております。

イ雨水整備工事関連、こちらにつきましては、西田川雨水対策工事に伴う配水管布設替工事。これで工事費のほうは1,345万3,000円となっております。

次の口開発行為関連につきましては、1 件で工事費78万1,000円となっております。



次のハ導水管布設工事。こちらにつきまして、15ページから18ページまでに記載をさせていただいております、6件で工事費は1億9,560万4,200円となっております。

次にニその他の配水管布設工事につきましては17ページから24ページまで、ページ飛びますけれども、記載をしております、22件で、工事費が3億5,374万1,300円となっております。

ホその他工事につきましては、23ページから26ページ、浄水場の急速ろ過池築造工事（建築）のほか、6件の工事で3億2,021万5,220円となっております。

続きまして、27、28ページをお願いいたします。

(2)保存工事の概況について、こちらのほうは100万円以上の北部中継ポンプ及び浄水場関連整備の修繕工事3件を記載しているところでございます。

続きまして、29ページ、業務関連について、主なものを御説明させていただきます。

年度末給水戸数、こちらは3万1,441戸。前年度比519戸の増となっております。

年間給水量は752万2,787立米で、前年度比1,893立米の減となっております。

33ページをお願いいたします。

事業収入に関する事項について御説明をさせていただきます。事業収益と費用、こちらにつきましては、税抜きの表記とさせていただきます。

給水収益、こちらのほうは13億43万3,242円で、前年度と比較しまして、494万3,482円の増となっているところでございます。これに加入金等を合わせた事業収益総額、こちらのほうは14億6,126万8,736円となっております。

次に口水道料金の収納状況についてです。合計収納率、こちらは前年度よりも0.1ポイント上昇して、97.4%となっております。

34ページをお願いいたします。

事業費に関する事項についてですが、令和元年度の事業費総合計額11億2,864万1,138円で、前年度と比較いたしますと、9,494万6,331円の減額となっております。

これにつきましては、前年度、浄水場更新工事に伴い旧施設の除却による特別損失が多かったことが主な原因でございます。

35ページをお願いいたします。

(4)その他主要な事項の経営分析について、主なものについて御説明いたします。行政区内人口7万3,691人、計画給水人口7万5,000人に対しまして、令和元年度の給水人口は7万1,948人、行政区内人口に対する普及率は97.6%、計画給水人口に対する普及率は95.9%となっております。

また1立米当たりの給水費用であります給水原価、こちらは136円78銭で、1立米当たりの

給水収益である供給単価、こちらのほうは172円87銭となっております。

続きまして、4. 会計について御説明いたします。契約金額1,000万円以上の重要契約について、税込みで記載しております。

36ページから38ページ、こちらにかけましてが、工事請負契約、それと業務委託契約、それぞれ記載をさせていただいております。

40ページをお願いいたします。

こちらのほうが1年間の資金の状況を記載したキャッシュフロー計算書になります。当年度純利益を基点として、減価償却等の非現金支出や未収金、未払金等の増減額を加減する間接法の記載となっております。

下から2行目の期首残高17億9,676万1,707円に対し2億431万1,408円、これが増加しまして、期末資金残高が20億107万3,115円となっております。

続きまして、41ページ、42ページをお願いいたします。こちらが損益計算書の内訳明細書となります。なお金額につきましては、税抜きの金額を記載をしております。

まず収益的収入について記載しております。事業活動に伴う営業収益の給水収益、加入金が主な収入となっております。で、項、特別利益、目、過年度損益修正益、こちらにつきましては、架空発注に係る工事代金の返還となっております。

43、44ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明いたします。最初の目の原水及び浄水費につきましては、浄水場の運転管理等に係る委託料や、次のページになりますけれども、水源地及び浄水場に係る動力費、薬品費が主なものとなっております。

45ページの目の配水及び給水費につきましては、また次のページに飛びますけれども、給配水管等に係る修繕費、それと配水管布設工事に伴う路面復旧費が主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

目、業務費、こちらにつきましては、検針事務委託料等の委託料及び口座振替手数料など徴収事務に係る経費が主なものとなっております。

51ページ、52ページをお願いいたします。

総係費につきましては、水道事業の事務全般に係る職員の給与手当、こちらのほうが主な支出となっているところでございます。

53ページ、54ページをお願いいたします。

目、減価償却費、こちらにつきましては、配水管等の有形固定資産及びダム使用权等の無形固定資産の減価償却費となっております。

資産減耗費、こちらにつきましては、配水管の布設替工事等に伴う固定資産除却費となっております。

項の営業外費用、こちらにつきましては、企業債に係る支払利息が主なものとなっております。

項の特別損失、こちらにつきましては、水道料金の過年度調定更正分等となっております。

次に55ページ、56ページをお願いいたします。資本的収支明細書について御説明いたします。資本的収入につきましては、浄水場更新工事、配水管布設替工事等に充てるため、企業債、それと雨水関連工事等に対する工事負担金及び消火栓設置に伴う一般会計負担金等となっているところでございます。

57ページ、58ページをお願いいたします。こちらが資本的支出についてでございます。

最初の目、減水設備費、こちらにつきましては、安楽寺水源地導水ポンプ更新工事に係る工事請負費が主なものとなっております。

次の目、浄水設備費、こちらにつきましては浄水場施設更新工事に係る工事請負費が主なものとなっております。

59ページ、60ページをお願いいたします。次の目の送配水設備費、こちらにつきましては、配水管の布設替等に係る工事請負費、こちらが主なものとなっております。

次の目の営業設備費、こちらにつきましては、新設用の量水器の購入費、こちらが主なものとなっております。

以下、リース資産購入費、企業債償還基金を記載させていただいております。

61ページ、62ページをお願いいたします。こちらが固定資産明細書についてでございます。

有形固定資産明細書については、土地、建物、構築物、機械及び装置など、固定資産の明細でございます。合計額は当年度の当初現在高208億2,894万3,250円に対し、令和元年度の建設改良工事等による増加額及び布設替工事等による減少額を加味した年度末、現在の金額につきましては、215億7,879万5,994円となっております。

これに年度末までの減価償却累計額を差し引いた、年度末償却未済高、こちらにつきましては、125億1,229万4,621円となっております。

63ページ、64ページをお願いいたします。企業債明細書となっております。

こちら発行年月日、発行総額、償還高及び未償還残高、それぞれ記載をさせていただいております。

企業債の合計、こちらにつきましては、69ページ、70ページになります。合計の欄になりますけれども、合計で49件、発行総額73億940万円。これまでの償還高累計額31億4,468万2,248円を差し引いた、未償還残高、こちらのほうは41億6,471万7,752円となっております。

何とぞ御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

説明が終わりました。これより質疑を行います。

ありませんか。いいですか。終わりますよ。

では、質疑を終わります。

議案乙第24号令和元年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第25号令和元年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

次に議案乙第24号令和元年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第25号令和元年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

それでは、引き続きまして、下水道事業の決算概要について御説明をさせていただきます。

決算書の中ほどの青い表紙から下水道事業関係でございます。

初めに最初に赤い表紙の次のページの12ページをお願いします。

赤い表紙の次のページになりますけれども、すいません、中ほどから下水道事業になっております。

それでは、初めに令和元年度の主な取組についてですが、建設改良事業として、西田川関連雨水整備工事を施工したほか、山浦町、江島町、三島町など管きょ築造工事を進めました。また維持管理業務として、浄化センター設備の修繕工事等を実施し、生活排水の適正処理に努めました。

普及事業につきましては、農業集落排水施設（下野地区）の公共下水道への接続もあり、処理区域内人口は7万3,337人、人口普及率は99.5%、前年度より大きく増えています。水洗化人口は6万7,426人で水洗化率は91.9%となっております。

それでは、決算内容につきまして決算書に沿って説明をさせていただきますので、1 ペー

ジ、2ページをお願いいたします。

令和元年度下水道事業決算報告書について説明をいたします。金額については消費税込みでの記載となっております。

収益、収支について申し上げます。

収入につきまして、営業収益、営業外収益、特別収益を合わせた事業収益決算額は27億203万7,727円となっております。

次に支出につきまして、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は22億6,230万3,024円となっております。

3ページ、4ページをお願いいたします。資本的収支について申し上げます。

収支につきまして企業債、国県補助金、出資金分担金及び負担金、その他資本的収入を合わせた収入決算額は19億2,265万3,481円となっております。

次に支出につきまして建設改良費、企業債償還金、借入金償還金を合わせた支出決算額は、30億6,131万3,244円となっております。なお、決算改良費におきまして、浄化センター長寿命化工事、し尿等受入施設整備事業、西田川雨水対策事業及び管きょ整備事業の一部などについては、翌年度に繰り越しておりますので、6月議会において報告をさせていただいたところでございます。

5ページをお願いいたします。

下水道事業の令和元年度の事業活動に伴う経営成績を表しております損益計算書でございます。中段の右側に記載しておりますが、令和元年度につきましては、営業損失が4億8,929万3,195円、経常利益が3億9,682万4,581円、当年度純利益が3億8,444万3,774円となっております。

6ページをお願いいたします。令和元年度中における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

まず資本金につきましては、当年度末残高は10億4,817万1,505円となっております。

次に資本剰余金につきましては、当年度末残高は5億1,833万306円となっております。

次に利益剰余金につきましては、当年度末残高は6億6,296万5,774円、合わせて資本合計の当年度末残高は22億2,946万7,585円となっております。

下の表、令和元年度剰余金処分計算書案でございますが、これは議案乙第24号令和元年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について、議会の議決をいただいて行うものでございます。

表の右側の当年度末処分利益剰余金6億6,296万5,774円につきましては、減債積立金に3億8,444万3,774円を積み立て、資本金に2億7,852万2,000円を組み入れることといたしております。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

令和元年度末における下水道事業の財政状態を明らかにするため、資産と負債及び資本を総括的に表した貸借対照表でございます。

資産の部では、1. 固定資産合計428億1,095万3,949円。2. 流動資産合計6億6,153万3,143円を合わせた資産合計は434億7,248万7,092円となっております。

8ページに移りまして、負債の部では、3. 固定負債合計182億5,547万283円、4. 流動負債合計21億4,672万7,489円及び5. 繰延収益合計208億4,082万1,735円を合わせた負債合計は412億4,301万9,507円となっております。

9ページをお願いいたします。

資本の部についてですが、資本金は10億4,817万1,505円となっており、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は11億8,129万6,080円となっております。

以上、負債資本合計額は434億7,248万7,092円となっており、7ページの資産合計額と同額となっております。

それでは、10ページをお願いいたします。

Ⅳ重要な後発事象に関する注記についてですが、農業集落排水事業を令和2年3月31日現在の打ち切り決算により、資産・負債資本の引き継ぐ見込額をそれぞれ記載いたしております。なお、同額を同年4月1日に下水道事業に引き継いでおります。

それでは、13ページをお願いいたします。議会の議決事項についてです。予算、決算に関する乙議案など、6件となっております。

14ページは、職員に関する事項でございます。下水道事業の正規職員の配置につきましては、前年度と比較して同じでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

2. 工事、(1)建設改良工事の概況について御説明いたします。

イ管きょ築造等工事につきましては、工事件数10件で工事費合計は1億3,396万9,220円となっております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

ロ付帯（舗装）工事につきましては、工事件数が9件で工事費合計は1億1,130万6,520円となっております。

19ページ、20ページをお願いします。

ハ汚水枘設置工事につきましては、工事件数6件で工事費合計は2,548万2,720円となっております。

ニ浄化センター設備工事につきましては、工事件数1件で工事費は246万4,000円となっております。

おります。

21ページ、22ページをお願いいたします。

(2)保存工事の概況について御説明いたします。

1件100万円以上の保存工事につきましては、工事件数8件で、工事費は1,817万6,400円となっております。

23ページ、24ページをお願いします。

業務関係分について御説明をいたします。

イに用途別排水量を月別に記載をいたしております。

ロにつきましては、用途別下水道使用料、ハにつきましては、月別使用状況でございます。

25ページをお願いいたします。

(2)事業収入に関する事項について御説明いたします。事業収益につきましては、消費税抜きで記載をいたしております。

下水道使用料が13億1,331万9,135円で、前年度と比較し847万1,970円の減となっており、他会計負担金、他会計補助金などと合わせた事業収益総額は25億8,822万4,124円となっております。

続きまして、ロ下水道使用料収納状況についてですが、現年度、過年度とそれぞれに記載をいたしております。合計収納率は96.7%でございます。

26ページ、(3)事業費に関する事項についてですが、下水道事業費用を消費税抜きで記載をいたしております。令和元年度の事業費用合計額は22億378万350円で、前年度と比較しますと5,095万9,762円の減額となっております。

27ページをお願いいたします。

(4)その他主要な事項のイ経営分析につきましては、前年度と比較する形でそれぞれの項目ごとに記載をいたしております。その主なものについて御説明いたします。

住民基本台帳人口7万3,691人、計画処理人口7万9,900人に対しまして、現在の処理区域内人口は7万3,337人となっております。住民基本台帳人口に対する普及率は99.5%となっております。水洗化率は91.9%、年間有収水量は858万2,255立方メートルとなっております。

また1立方メートル当たりの汚水処理原価は153円で、1立方メートル当たりの収益であります使用料単価も153円となっております。

続きまして、28、29ページ、4.会計について御説明いたします。

イ工事請負契約、ロ付帯（舗装）工事請負契約、ハ汚水桝工事請負契約及びニ業務委託契約につきましては、1,000万円を超える契約について記載をいたしております。

30ページをお願いいたします。

(2)企業債及び一時借入金の概況についてですが、イ企業債につきましては、前年度末残高197億5,571万7,103円。

本年度借入高12億3,220万円で、本年度償還高16億5,970万5,257円年を差し引いた本年度末残高は197億9,081万9,094円となっております。

ロー一時借入金につきましては、本年度中における借入残高最高額は10億5,000万円となっております。

31ページをお願いいたします。1年間の資金の状況を記載したキャッシュフロー計算書となります。当年度純利益を起点として、減価償却費等の非現金支出や、未収金、未払金等の増減額を加減する間接法での表記となっております。

下から2行目の資金期首残高2億3,521万8,776円に対し、資金期末残高は3億1,316万2,818円となっております。

33ページ、34ページをお願いいたします。損益計算書の内訳明細書となります。なお金額につきましては、消費税抜きの金額で記載をいたしております。

収益的収入についてですが、営業収益の下水道使用料、営業外収益の他会計補助金が主なものとなっております。

35ページ、36ページをお願いいたします。収益的支出について御説明いたします。

目、管きょ費につきましては、下水道管路施設の維持管理に必要な業務などの委託料、マンホール補修に要する修繕費が主なものとなっております。

目、処理場費につきましては、37、38ページになりますが、浄化センター維持管理業務などの委託料、浄化センター設備に係る修繕費が主なものとなっております。

目、業務費につきましては、下水道受益者負担金の前納報奨金に係る報償費、下水道使用料徴収に係る水道事業への負担金が主なものとなっております。

39ページ、40ページをお願いいたします。

目、総係費につきましては、下水道事業の事務全般に係る職員の給与、手当等が主な支出となっております。

41、42ページをお願いいたします。

目、減価償却費につきましては、浄化センター設備、管きょ設備等の減価償却費となっております。

目、資産減耗費につきましては、処理機械設備などの施設設備の除却による固定資産除却費となっております。

次に項営業外費用につきましては、企業債に係る支払利息が主なものとなっております。

項、特別損失につきましては、下水道使用料の過年度調定更正分となっております。



43、44ページをお願いします。資本的収支明細書について御説明いたします。

収入につきましては、建設改良等に充てるための企業債、国庫補助金、他会計出資金、受益者負担金、受益者分担金及び基山町による下水道施設整備費用負担金のその他資本的収入となっております。

45ページから48ページが支出の部の建設改良費でございます。建設改良費の目施設建設費につきましては、浄化センター長寿命化工事委託料及びし尿等受入施設建設工事委託料などに係る委託料や、47、48ページにあります。汚水管等築造工事、雨水整備事業などに係る工事請負費が主なものとなっております。

以下、企業債償還金、機構立替金償還金となっております。

49、50ページをお願いします。固定資産明細書について御説明いたします。

固定資産明細書のうち、(1)有形固定資産明細書につきましては、土地、建物、構築物、機械及び装置などの固定資産の明細でございます。

表の最下部に合計額を記載いたしております年度当初現在高564億7,073万1,944円に対し、令和元年度の建設改良等による増加額及び除去等による減少額を加減し、令和元年度末現在高は584億596万5,685円となっております。

これに令和元年度末までの減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高は428億1,073万7,949円となっております。

51、52ページをお願いいたします。51ページから70ページまで企業債明細書を掲載いたしております。企業債の発行年月日、発行総額、償還高等の明細を記載いたしております。

69、70ページをお願いいたします。企業債発行件数117件、資本費平準化債発行件数13件の計130件。発行総額372億3,480万円で、これまでの償還高累計額174億4,398万906円を差し引いた未償還残高は197億9,081万9,094円となっております。

以上で、下水道事業決算について説明を終わらせていただきます。

#### **松隈清之委員長**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

本年度は水洗化率が91.9%。ちなみに平成29年度と30年度を列挙していただきたいと思えます。そして、最終的に100%はなるのでしょうか。

お答えをお願いしたいと思います。

#### **小川智裕上下水道局管理課長**

100%になるかという御質問でいただいております。まだ未接続のところにつきましては、世帯的に高齢者の世帯というのが大変多くなっております。

自分たちの代では接続というのをためらわれているようなところがございますので、今後、長い時間をかけて、そういったところに対しても接続について、御説明等をして100%に近づけるように努力をしてまいりたいと思っております。

以上でお答えとさせていただきます。

**小石弘和委員**

ちなみに平成29年度と30年度の水洗化率。

**小川智裕上下水道局管理課長**

平成29年度、平成30年度の水洗化率は92%となっております。

**小石弘和委員**

これ0.1%減っているというふうなことにしかならんわけですね。

**小川智裕上下水道局管理課長**

今回、農業集落排水を公共下水道に接続しております。

その関係で、農業集落排水のところが若干、水洗化率が低うございましたので、一緒に合わせたときに0.1%減となっているところでございます。

**小石弘和委員**

ちなみにこれは水洗化の問題がありますが、今全体的に何所帯ぐらいつながっていないところがあるわけですかね。

**小川智裕上下水道局管理課長**

区域内の処理人口から、現在水洗化率人口がありますので、それで計算をさせていただきますと、人数でいきますと5,900人ぐらいになります。

今の世帯数が大体半分ぐらいが2人世帯とかが多くなっておりますので、おおよそですけども、二千何百世帯とかがまだ接続をされてないと考えられます。

**小石弘和委員**

まだ世帯数そんなにあるんですか。これ2人世帯から考えて。市内に約2,400世帯ぐらいまだつながっていないというような世帯あるわけですね。

**平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

今二千数百世帯ということで課長のほうから報告いたしました、その中で今実際に住まわれていないというところが結構ございます。

空き家というところもございまして、今施設に入っとして、そこに籍だけ残しているという方もいらっしゃいますので、今報告に上げた分の半分ぐらいは減ると思います。

**小石弘和委員**

理解いたしました。それからマンホールの蓋が非常に音が出る。それからその周辺が非常

に危険をはらんでいると。それは鳥栖市内の中で、何か所ぐらいあるか私は把握はしておりませんが、担当課の中で、どういうふうな巡回をしながら、チェックしてあるものか。結局、情報を提供されて、そこだけを修理しているものか。私もかなり市内を走りますが、舗装が悪い。

で、下水に関して舗装が悪いところもありますし、音が出るところもあります。そういうふうなところで、原課のほうでどういうふうな体制でチェックをされているかというようなことを、お答えをいただきたいと思います。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

マンホールの補修に関して、確かにマンホールの周りの舗装が下がるとか、やっぱり経年劣化で下がる場合とかもございます。私どものほうで定期的なパトロールは行っておりませんが、ほかの現場とかに行く際にも、市道等を通る場合もございます。

そういう場合で、やはり車で通ったときに、少し揺れるとか、そういう状態のときとかというのはやっぱり現場を確認して、そこで補修が必要なときには補修の依頼をかける。

また維持管理課など、道路管理者、県道からも、そういう騒音等があった場合の情報提供を受けた場合についても、同様に対処いたしております。

そのような中で道路管理者、市民の方からの通報等もありながら、そのようなものを随時対応してまいっております。

#### **小石弘和委員**

ちなみにマンホールの増設もあると思うんですけど、今、鳥栖市内に、マンホールの設置の個数というふうなことは把握されているんですかね。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

現在、マンホールの個数としては1万8,000個程度でございます。

#### **小石弘和委員**

約1万8,000個ですね。分かりました。

以上です。

#### **西依義規委員**

28ページの西田川排水区の雨水整備工事と、48ページにも雨水整備事業と載っているんですけど、この事業の始まり方と、この工事をしたことでどういう効果が得られたか教えてください。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

西田川の排水区の雨水整備事業につきましては、平成30年度から工事を着手いたしております。令和元年度末まで、2か年の工事をいたしておりまして、延長の整備率的には約25%

事業の進捗をいたしております。

また西田川の下流側から整備を順次行っておりますので、全体的な大きな効果はまだ見られておりませんが、随時、整備したところから効果は表れていくものと考えております。

#### **西依義規委員**

具体的にその効果というのは、今まで氾濫していたことが氾濫しない、また例えば県とか国とか、どう関連して、この事業はどういう位置づけですか。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

もともと西田川の雨水排水整備に当たっては、国及び県と協力しながら進めていこうという形で進んできております。

国については、西田川の下流の部分の排水機場から接続する分の水門等の設置工事、で県については西田川の河川の改修工事の役割を持ちまして、市街地の中のそういう水路整備等については、市のほうで役割を持って整備を進めているところでございます。

#### **西依義規委員**

もうちょっと詳しく、雨水整備工事という工事の内容はどういうふうな内容ですか。管を入れ替えるのか、そこを教えてください。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

市街地の雨水については、基本的に既存の水路がございます。その水路に対して、不足するものについて水路を広くするとか、もしくは保管するようなボックスカルバートと言って四角の水路、暗渠の排水になりますけれども、そのようなものを道路に埋設をするような形で水路断面の流堰断面を確保するような工事を行っております。

#### **西依義規委員**

僕も下水道が、近頃のゲリラ豪雨とか、そういう内水氾濫とかの対策の役割は大きいと思うんですよ。だからもちろん西田川はこれで進めていただいているんですけど、やっぱそういう事業がどうやって始まるのか、例えば鳥栖の駅前が大雨になると結構水でつかって、雨水なのか内水なのかですね。

そこで、例えば下水道局としてもそこにそういう新規事業が始まっていくものなのか、それともいやいや、ちょっと別ですよっていう雨水整備工事という、もともと下水道局の在り方を教えてほしいんですか。

#### **平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

もともと雨水整備事業っちゅうのは、上下水道局の管理するところではございませんでした。というのが、都市計画法の中で、水路の方向性と、建設課のほうで水路整備をするのが

常であったんですが、補助金の率の問題で、上下水道局でするようになったということになっております。

実際今、氾濫が起きていますので、重点的にどこを一番先にしていくのかというのを、コンサルにお願いして、氾濫しやすいところからしていった全体を賄っていこう、というまだ初期の段階でございますので、これから少しずつ整備するにも予算が必要になってまいりますので、時間をかけてやっていくというところでございます。

#### **西依義規委員**

ということは、例えば今、建設——向こうのほうで調査をしているのがあったりすると、それもひょっとして、こういうふうに補助金の関係とかでまた下水道局の管轄になったりするということですか。

#### **平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

実際問題として、補助率が高いところを使うというのは当然のことでございますので、よその部署で立ち上げたものがうちに来るっちゃうことも、間違いなくあります。

#### **西依義規委員**

ということは下水道局が主体的に持っている情報でこの雨水対策に取り組むっていうスタンスではないということでしょうか。

#### **平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

現時点はコンサルタントにお願いをして鳥栖市全体の分を、雨水の状況を確認しておりますので、現在は上下水道局の考え方が一番になります。

#### **松隈清之委員長**

ほかにありますか。

#### **小石弘和委員**

下水道のマンホールのチェックですけど、現在、原課課長以下何名いらっしゃるわけですか。人員的に足りないんじゃないかなというふうに思うんですけど。

その点、課長意見どうでしょうか。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

人員の件に関しては、私ども人事について権限がないもので、詳しく申し上げませんけれども、実際、うちの職員、維持管理を含めて、建設改良も行っております。

結構超勤等も、残業等もしながら対策を取っておりますので、人員が足りているっていうふうには思っておりません。

#### **平塚俊範上下水道局事業課浄水場長**

小石議員のほうから人員が足らんのではないかどうかということでございます。そういっ

もともと下水道のところは2係あったんですけれども、実際の整備のほうがほとんど終わったということで、その人数を総務部局のほうに取られてしまっているところが大きゅうございます。また、維持管理をしていく上では、日誌等を取って、より進めていくというのが当然のことだと思っております。



歳出につきましては、予算現額は歳入と同額となっておりますが、決算額、こちらのほうが1,448万6,820円となっております。

歳入、歳出の差引き額282万217円につきましては、31ページ、こちらのほうに記載をさせていただいておりますけれども、農業集落排水事業は下水道事業に統合されたことに伴い、下水道会計へ引き継いでおります。

で、決算書の、また飛んで申し訳ございませんが、303ページ、304ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、こちらにつきましては、農業集落排水の使用料167万6,037円となっております。

款3繰入金、こちらにつきましては、歳入の不足額について一般会計から1,563万1,000円の繰入れを行っているものでございます。

続きまして、305ページ、306ページをお願いいたします。今度は歳出の主なものについて御説明させていただきます。

款1農業集落排水費、項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水維持管理費のうち、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、事業課職員中1名分の人件費、こちらでございます。

続きまして、節11需用費、こちらにつきましては、排水処理施設の電気料金等の光熱水費が主なものとなっております。

節13委託料につきましては、処理施設の維持管理及び汚泥収集運搬処分等に係る業務委託料でございます。

次に款2公債費、こちらにつきましては、地方債元金が394万4,380円、地方債利子が67万1,682円となっております。

なお、不用額が例年より多額となっておりますけれども、こちらは農業集落排水事業が下水道事業へ統合されるため、通常、出納整理期間に行っていた支払いを下水道会計へ引き継ぎを支払うためでございます。

以上、令和元年度鳥栖市農業集落排水特別決算特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**松隈清之委員長**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



これは下水道事業に、そのままこれも引き継がれるっていうことですかね。

こちらが債権になりますので、下水道事業のほうに引き継ぎまして、引き続き徴収を行っていくことになります。

ということは、下水道の使用料で上がってくるということですね。

下水道事業に債権を引き継いでおりますので、下水道使用料として、調定、収納することになります。

よろしいですか。

では、質疑を終わります。

以上で、上下水道局関係議案の質疑を終わります。



本日の日程は全て終了いたしました。

先ほど申し上げましたように、明日が建設部建設課・維持管理課、都市計画課、国道・交通対策課を予定しておりますが、本日、商工振興課の分の産業団地造成特別会計決算認定の質疑が残っておりますので、この後に、質疑をまた続行したいと思います。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、これもちまして本日の委員会を散会いたします。

- 151 -



令和 2 年 9 月 30 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之

副委員長 西依 義規

委員 小石 弘和 齊藤 正治 古賀 和仁 飛松 妙子

## 2 欠席委員氏名

委員 内川 隆則

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部次長兼農林課長 松隈 久雄

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長 三橋 秀成

商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長 能富 繁和

建設部長 松雪 努

建設部次長兼建設課長 佐藤 晃一

建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事 萩原 有高

建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事 三澄 洋文

建設課スマートインターチェンジ推進室長補佐 庄山 裕一

建設課長補佐兼庶務住宅係長 犬丸 章宏

建設課長補佐兼整備係長兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本 修吉

建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤 誠

維持管理課長 大石 泰之

維持管理課管理係長 斉藤 了介

維持管理課維持係長 山下 美知

建設部次長兼都市計画課長 藤川 博一

都市計画課長補佐兼公園緑地係長 本田 一也

都市計画課庶務係長 古澤 貴裕

都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原 智範

国 道 ・ 交 通 対 策 課 長 中内 利和

国道・交通対策課道路・交通政策係長 増田 義仁

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

#### 5 日程

建設課・維持管理課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案外の報告（建設部建設課）

公共施設中期保全計画について

〔報告、質疑〕

都市計画課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第30号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

#### 6 傍聴者

な し

#### 7 その他

な し



円、執行率86.3%。

また款11災害復旧費のうち、予算現額4,164万5,000円、支出済額3,588万7,980円、翌年度繰越額518万5,000円、不用額57万2,020円、執行率86.2%となっております。

令和元年度に取り組みました維持管理課関係分の主な事業といたしましては、道路舗装事業、橋梁長寿命化事業、交通安全対策事業、道路災害復旧事業などを推進し、それぞれ成果を上げたものというふうに考えているところでございます。

事業の主な内容につきましては、それぞれ建設課、維持管理課の順に担当課長から御説明申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして、概要説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

それでは、令和元年度一般会計決算に関わる建設課関係分の主なものについて御説明いたします。金額につきましては、省略させていただきます。

まず歳入でございますけれども、決算書の53ページ、54ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、目4土木使用料のうち、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の家賃でございます。

61、62ページをお願いいたします。

目4土木費国庫補助金のうち、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、道路改良事業、橋梁長寿命化事業、道路舗装事業などに対する社会資本整備総合交付金でございます。

節2住宅費国庫補助金につきましては、市営住宅の改修事業、不良住宅空家除却の補助事業、木造住宅耐震化促進事業に対する社会資本整備総合交付金でございます。

73、74ページをお願いいたします。

目3土木費県委託金、節1住宅費県委託金につきましては、県営住宅と一体となっております浅井アパート及び南部団地アパートに関わる給水施設、保守点検、集会所の補修工事などの実施に対する県補助金でございます。

81、82ページをお願いいたします。

目1受託事業収入のうち、節4土木費受託収入につきましては、国が所管しております轟木排水機場をはじめとした排水機場及び水門などの8施設、県が所有しております沼川排水機場をはじめとした排水機場及び水門の3施設の操作、管理に関わる受託料でございます。

91ページ、92ページをお願いいたします。

目2土木債のうち、節1道路橋梁債につきましては、道路改良事業、橋梁長寿命化事業、道路舗装事業の財源の一部とするための市債でございます。



節3住宅債につきましては、市営住宅の改修事業の財源の一部とするための市債でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。決算書の187ページをお願いいたします。

目1土木総務費のうち、節2給与から節4共済費までにつきましては、建設部長及び建設課職員のうち、課長、参事2名、整備係4名、スマートインターチェンジ推進室3名、合計11人分の人件費でございます。

次に189ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、轟木排水機場をはじめとした排水機場及び水門などの操作人に対する操作委託料でございます。

その下、節14使用料及び賃借料につきましては、公共事業設計積算システムの借上料でございます。

次に193ページをお願いいたします。

下のほうになりますけど、項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業につきましては、主要施設成果の72、75ページを併せて御覧ください。

現在、社会資本整備交付金の対象事業として取り組んでおります市道の道路改良事業といたしましては、田代大官町・萱方線等道路改良事業、轟木・衛生処理場線道路改良事業、飯田・酒井東線等道路改良事業及び飯田・水屋線道路改良事業の4事業でございます。

これらの道路改良事業につきましては、令和元年度に行いました内容を御説明いたします。主要施策成果の72ページをお願いいたします。

田代大官町・萱方線等道路改良事業につきましては、令和元年度におきまして移転の対象となる物件等の調査業務、旧萱方アパート付近の区間における道路改良工事、道路用地の取得、物件移転補償などを行っております。

道路用地の取得の状況といたしましては、約1,100平方メートルの用地を取得いたしまして、昨年度末までの取得面積の累計といたしましては全体の30%となっております。

次に主要施策の成果の73ページをお願いいたします。

轟木・衛生処理場線の道路改良工事につきましては、令和元年度におきまして移転の対象となっております物件等の調査業務、道路用地の取得などを行っております。

道路用地の取得状況といたしましては、約2,400平方メートルの用地を取得しまして、昨年度末までの取得面積の累計といたしましては、約79%となっております。

次に主要施策成果の74ページをお願いいたします。

飯田・酒井東線等道路改良工事につきましては、令和元年度におきまして地形測量業務及び詳細設計業務を行うとともに、今年度への繰越しとなっております用地測量業務及び移転

の対象となっております物件等の調査業務に着手したところでございます。

主要施策成果の75ページをお願いいたします。

飯田・水屋線道路改良工事につきましては、令和元年度におきまして、用地測量業務を行うとともに、今年度への繰越しを行っております道路詳細設計業務及び移転の対象となる物件等の調査業務に着手したところでございます。

それでは、再度決算書の193ページをお願いいたします。

先ほど御説明しました4つの道路改良事業に関わる主な歳出の項目といたしましては、目6道路整備交付金事業のうち、節13委託料につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線に係ります物件等調査業務委託料。飯田・酒井東線、飯田・水屋線に係ります測量設計委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、田代大官町に係る道路改良工事でございます。

節17公有財産購入費につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線に係ります用地取得でございます。

次に195ページをお願いいたします。

節22補償、補填及び賠償金につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・処理場線に係ります物件移転補償費でございます。

次に目7道路新設改良費のうち、節13委託料につきましては、平成30年度からの繰越しにより実施しておりました味坂スマートインターチェンジへのアクセス機能を担う飯田・水屋線等の道路計画検討業務に係る委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、主要施策成果の76、77を併せて御覧ください。

工事請負費の内容につきましては、平成30年度からの繰越しにより施工しました原口・基里小線の道路改良工事及び東前2号線等の道路改良工事でございます。

2路線とも事業完了しておりまして、原口・基里小線は令和元年5月9日、東前2号線は令和元年8月1日より全面の供用を開始しております。

次に決算書の201ページ、202ページをお願いいたします。

目1住宅管理費のうち、節2給与から節4共済費までにつきましては、建設課職員のうち庶務住宅係9人分の人件費でございます。

節11需用費の上から4つ目の項目にあります修繕費につきましては、市営住宅の修繕料でございます。

節13委託料のうち、施設管理委託料につきましては、市営住宅の樹木管理業務、自動火災報知機の取得業務、給水設備等の管理業務などに係る委託料となっております。

次に203ページ、204ページをお願いいたします。

目2住宅改善費、節13委託料及び節15工事請負費でございますけれども、これらにつきましては、主要施策の83ページとともに御説明いたします。

公営住宅改善事業につきましては、現在、社会資本整備総合交付金を活用しまして、市営住宅の計画的な改修を行っております。

令和元年度に行いました主な内容につきましては、住宅改修工事のための設計業務といたしまして本鳥栖アパート外壁改修工事の施工に伴います工事監理業務、前田アパート及び浅井アパート15棟ほかの給湯設備等改修工事に係ります設計業務を実施しております。

また、住宅改良工事といたしまして浅井アパート11棟のほか、給湯設備等の改修工事、本鳥栖アパートの外壁等改修工事を実施しております。

再度、決算書203ページをお願いいたします。

一番下のほうになりますけれども、節15工事請負費につきましては、先ほど御説明申し上げました既設公営住宅の改善事業のほか、上から3つ目の項目にあります浅井アパート集会所屋根改修工事を施工しております。

次に205ページをお願いいたします。

一番上のほうになりますけれども、節19負担金、補助及び交付金の上から3つ目の項目にあります不良住宅空家等除却費補助金につきましては、老朽化が著しいなど危険な状態にあると認められる空き家の除却に対しまして、補助金の交付を行ったものでございます。補助金の交付件数としては7件となっております。

以上、令和元年度の建設課分の説明とさせていただきます。

#### **大石泰之維持管理課長**

続きまして、維持管理課分についてその主なものについて、説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、決算書の53ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料の項4土木使用料でございます。

節1土木管理使用料につきましては、道路占用条例等に基づきます市道占用料及び公有水面占用料でございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

款16国庫支出金のうち、目3災害復旧費国庫補助負担金の節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、令和元年に発生いたしました災害復旧事業に係る国庫負担金でございます。

続きまして、75、76ページをお願いいたします。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、里道などの不動産売払収入でございます。

続きまして、87、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、土木雑入でございますが、主なものにつきましては、路上事故損害賠償保険金でございます。

続きまして、91、92ページをお願いいたします。

市債でございます。一番下、目7災害復旧債、節2土木施設災害復旧債につきましては、令和元年発生の災害復旧事業等に係る市債でございます。

続きまして、歳出でございます。決算書187ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、維持管理課分でございますけれども、節11需用費につきまして、次のページの街路灯、駅前トイレ等に使用いたします光熱水費が主なものでございます。

節12役務費につきましては、路上事故に対する賠償のための保険料でございます。

次に項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、維持管理課職員13名分の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、測量調査及び道路台帳の修正に伴う委託料でございます。

節22道路損害賠償金は、道路の管理瑕疵による賠償金で、これは予備費から充用いたしております。

続きまして、目2道路維持費、節7賃金につきましては、夏場の草刈り作業を担う臨時職員の賃金でございます。

次に節11需用費の修繕料につきましては、市道や側溝の修繕料でございます。

次に節13委託料の主なものにつきましては、草刈り委託料や舗装路面の補修委託料、街路樹や緑地帯の管理委託料、鳥栖駅連絡通路等管理委託料などがございます。

その下、節15工事請負費につきましては、鑑橋・原線道路維持工事と75路線の費用でございます。

続きまして、目3道路舗装費、節15工事請負費につきましては、布津原町・本鳥栖線の舗装工事等の費用でございます。

詳細につきましては、主要施策の成果の68ページをお願いいたします。

表を載せておりますけれども、一番右の表でございます。令和元年度は舗装延長が新設で609メートル、9路線。打ち換え補修を1,793メートル、11路線。合計2,402メートル、20路線で実施をいたしております。

決算書の191ページに戻っていただいて、次に目4橋梁維持費の節13委託料につきましては、橋梁長寿命化に基づく、橋梁の点検、修繕設計委託料でございます。

次に節15工事請負費につきましては、田代本町にございます田代太田第1橋ほかの橋梁修繕工事費でございます。

橋梁長寿命化事業につきましては、主要施策の成果69ページをお願いいたします。

令和元年度の橋梁長寿命化事業といたしましては橋梁修繕工事13橋、設計10橋、橋梁の定期点検104橋を実施いたしております。

決算書の191ページに戻っていただきまして、目5交通安全対策事業の節1報酬の主なものは、交通安全指導員の報酬でございます。

次のページをお願いします。

節15工事請負費につきましては、ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の改修が主なものでございます。

主要施策の成果70ページをお願いいたします。

交通安全対策経費でございますが、令和元年度は小学校、幼稚園、保育園32団体、参加人員4,838人を対象に、交通安全教室を実施いたしております。

主要施策の成果の次のページをお願いいたします。

交通安全事業整備につきましては、そこも表、グラフを載せておりますけれども、令和元年度はカーブミラー35基、ガードレール118メートル、区画線引き1万296メートルを実施いたしております。

決算書にお戻りいただき195、196ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節13委託料につきましては、準用河川等の草刈り業務でございます。

次に節15工事請負費の主なものといたしましては、雨子川等河川排水路の保全整備工事等でございます。

次に目2土砂災害対策費、節13委託料につきましては、神辺町上の車地区における急傾斜地の測量設計委託料でございます。

続きまして、253ページをお願いいたします。款11災害復旧費の上のほうでございます。

項2土木債施設災害復旧費、目1現年発生公共災害復旧費、節15工事請負費につきましては、令和元年7月豪雨に伴う河川等の災害復旧費でございます。

次に目2単独災害復旧費、節15工事請負費につきましても市道水路の災害復旧工事費等でございます。

以上、維持管理課分の主なものの説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

**松隈清之委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### 飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。主要施策成果説明書の83ページ、公営住宅の改善事業ということで、今、市営住宅の改修工事をしていただいていると思いますが、基本的な考え方で、外の改修工事と同時に中のトイレとお風呂と言われましたかね。で、それ以外に例えば洗面台だとか、設備されている部分がありますよね。その考え方、今市営——市の予算としてやっていただいているんですが、そのほかに、洗面台とか置かれている部分のそういうものの改修とか、古くなったものの考え方というか、その辺を教えてもらっていいですか。

#### 萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

これについては交付金を活用した、先ほど言われたトイレの改修とか、給湯器、お風呂の設置とか、そういうものは交付金でやっておりまして、それ以外のものは交付金の対象にはなっていないものですから、例えば流し台の取替えとか、そういうのは定期的な、ある程度年数のたった中で改修を単独の事業としてやっていっているところでございます。

#### 松隈清之委員長

定期的なっていうところの部分で、例えば何年たったら交換するとか、そういう市としてのルールじゃないですけど、それとか、あと例えば30年、20年住んでありました、その方が引っ越しするときに、入替えをするとか、そういうのはありますか。

#### 萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

確かに入居者が入れ替わるときにはそういったタイミングでございますので、ひどく使用に耐えないというふうなことであれば、その時点で交換を行っているところでございます。

#### 飛松妙子委員

そういうふうは何十年住んだかっていうところが明確ではなくて、市役所の方によって交換するような感じの考え方ですか。

#### 萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

使用者の使い方によってかなりそういった状態っていうか変わってくるものですから、その状態に応じた形で修繕とか取替えを行っているような状況でございます。

#### 飛松妙子委員

基本的には、入居者の方が壊したりとかすると入居者の方がそれを費用負担して、また市役所も少し補助を出して、交換とかされるのが多分基本だと思うんですが。やっぱり居住者の年数によっては全額市が負担するっていうことをされるのであれば、以前御相談させてもらって結局は全部市で見ていただいたんですが、40年ぐらい住まれた方が、引っ越しするときになって破損してしまったっていうことがあったからですね。

その辺のことの徹底といいますか、こういうふうに改修工事とかもされて予算化もするんだけど、そのほかの中の備品関係に関しても、その方の住まれている年数とかも考慮しながらされるのであれば、皆さん徹底していただいて、トラブルにならないようにしていただきたいなと思いますので、よろしいでしょうか。

**萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

住まれた方で、そういった場合にはそういったことも配慮しながら、トラブルのないように努めていきたいというふうに思っているところでございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

次に206ページの不良住宅空家等除却費補助金。これ先ほど7件ってことでおっしゃったと思うんですが、もう少し詳しく御説明していただいてよろしいでしょうか。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

不良住宅空家等除却補助金につきましては、老朽化が進んで、倒壊のおそれがあるとか、例えば先日ありました台風等で、強風が吹いた際に建物の一部が飛散するおそれがあるとか、周辺の住環境に影響を与えるような住宅について、基本的に除却を推進するというふうな考え方で、除却費の一部に対して、市のほうで補助を行っているところでございます。

補助の実績といたしまして7件といったことでございますけれども、補助金の考え方といたしましては、解体に要した費用の解体工事費ですね、その5分の4に相当する額でなおかつ上限額が50万円ということで補助金のほうの交付をさせていただいています。

こちらの補助金に関します周知につきましては、毎年大体6月に市報のほうに掲載をするとか、そういったところで、広く市民の方に周知を図って、制度の活用を促しているというところでございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

実際、実績が過去に遡って多分7件が初めてですかね。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

この不良住宅の除却に対する補助の制度につきましては、平成30年度から実施をしているというところでございまして、平成30年度については2件ございました。令和元年度については7件の実績というところでございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。合計9件されていらっしゃるってことですね。

それとその周辺に影響を与えない空き家があった場合の市として今後の活用的なものとか、例えば、古民家再生だとか、何かそういうことを今検討しているとかいうようなことはあります。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

活用できるような空き家の、そういったいわゆるリノベーションといいますか、そういった考え方につきましては、特に市のほうで実施をしていくといったところはありません。

1件河内町のほうでお試し住宅といったところで、担当は総合政策課のほうになりますけれども、そういったところでの運用はございますけれども。

それ以外に今のところは考えてございませんで、運用につきましては、空き家バンクというのを設置しておりまして、それについて所有者の方の意向を踏まえながらにはなりますけれども、そういった空き家バンクのほうに登録の御依頼があれば空き家バンクという、これは宅建業界等の御協力を頂きながら、そういったところに登録をして、活用をしていただくというふうな取組を今のところしているところでございます。

**飛松妙子委員**

分かりました。ちなみに現在の空き家がどのくらいあるのか、今分かっている分を教えてください。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

現在の空き家、把握している全体の数でいきますと、令和2年度、今年度の当初といいますか、に確認した内容で住宅に限りますけれども、全体で466件確認をしております。

**西依義規委員**

すいません説明あつていたらすいませんけど、この事業自体は市の単独事業、それとも上限はあるんですか、年度何件までとかそういう。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

不良住宅の除却に対する補助については、これは国からの交付金、社会資本整備総合交付金と、それから上限については、今のところは予算的なもので例年5件程度といったところで予定はしておるところでございます。

国のほうの先ほど言いました交付金も活用していくということになりますので、件数が増えれば県とかともまた調整を取って、できる限り対応を取っていきたいというふうには考えているところです。

以上です。

**西依義規委員**

先ほど市報で広報されているって、どれぐらいの認知度があるんですか。例えば区長さん



とかこの事業自体の認知度はどうやって図っているんですか。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

別の機会ではありましたが、各地区の区長会等にも、お邪魔をさせていただいて、空き家の対応といったところで相談会を実施するとか、お住まいの町区の中に、空き家があってお困りであれば市役所のほうにまずお尋ねをしてくださいといったことも含めて、各地区の区長会、嘱託員会のほうにお話をさせていただいているというところがございます。

それとこれまでには各地区の老人クラブといいますか、そういったひょっとすると空き家になりそうな物件を持たれている方っていうところを対象に、そういった空き家の建物の管理とか、相続の内容とか、そういったところも含めて、説明会等を実施しております。

以上です。

**西依義規委員**

これ今466件ですけれども、推移はどうなんですか。過去5年間はどんな感じになっていきますか。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

推移といたしましては、当初平成28年度に調査をした結果で、把握をしていたのが597件ございまして、その後調査しながら、空き家の件数自体は減少傾向というふうな形になっておりまして、所有者の方等が売却をされたりとか、更地にされたりとか、そういった形で進んでいるというところがございます。

以上でございます。

**西依義規委員**

住宅関係でもう一個、54ページの住宅使用料がありますけど、これは徴収率とかそういう現在どんな感じなのか。ちゃんと皆さん家賃が払えているのか、その辺はいかがですか。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

住宅使用料の収納率ということでございますけれども、令和元年度につきましては、全体で92.76%ということになっております。で、滞納とか未納が発生すれば督促等をすぐに発送して、できるだけ早目に納付をしていただくというところで皆様のほうにはお願いをさせていただいているところがございます。

以上です。

**西依義規委員**

じゃあ参考までに、それについての過去3年とかどんな感じですか。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

収納率の経過といたしましては、令和元年度が先ほど申した数字でございまして平成30年

度につきましては、93.15%。その前の平成29年度につきましては、92.39%で大体92%から93%程度ということになっております。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

今の関連ですが、92%前後っていうことですが、今年コロナ禍の中で、現在滞納されている方は何%ぐらいいらっしゃいますか。

#### **犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

コロナの影響でっていうことになりますと、なかなか難しいところがありますけれども、コロナの影響で、例えばお勤め先からの収入が減ったとか、そういったことで相談を3件程度お受けさせていただいております。全体的に未納の方は10名程度いらっしゃるという状況でございます。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

今、国のほうも住宅支援を個人へされていると思うんですが、これは市営住宅の方も当てはまりますよね。違いましたっけ。（発言する者あり）

当てはまらない、そうなんです。

今後じゃあ、もしコロナ禍の中で、3件あるということですが、不景気にもなってきた場合に、未納が増える可能性があるのかなと思うんですが、この3件の方は何か月ぐらい未納になっているんでしょうか。

#### **犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

コロナの影響が出始めてからの話になりますんで、その方については遅れながらも納付をしていただいているっていうふうな状況でございます。ですから全く納付がないという状況にはなっておりません。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

関連ですけれども、現在お風呂とかを改修されていると。これによって、そのほかにしなければならないお風呂というのはあるんですか。これでもう全てお風呂については終わりということなんですか。

#### **萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

今回お風呂の設置と、今まではかのところについては、ガス釜の給湯器をしました。今度は給湯器という形で、台所とお風呂のほうに給湯の形で設置していますので、これについてはこれで終了という形になってくると思います。

**古賀和仁委員**

外壁とかいろいろ修繕されているんですけど、これについても現状としてはどのぐらいのところを修繕されているのか。これから何年ぐらいかけてやられるのか。

**萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

外壁については、やはり状態を確認しながらやっておりますけれども、20年とか25年とか、そういった周期で外壁改修をやっているところでございます。

**松隈清之委員長**

現状残っているところはないかということ？

**古賀和仁委員**

現状やっていて、まだやらなきゃならない部分があるのかどうかですね。あれば何年ぐらいでそれをやられるのか。今の時点でこれで終わりなのかどうか。

**萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

例えば浅井アパートにつきましては、一度外壁改修を行っております。そして2度目の改修を今度また行うような形で、そういった周期で行う形になってきますので、一度したから終わるということではなくて、やっぱり耐用年数を延ばすためにそういった形で、長寿命化のためにそういった改修を行っているところです。

**古賀和仁委員**

現状としてこれだけはもうやらなきゃならないという部分が当然あるわけですね。それは大体何年。現時点でこれは必要だという部分があると思うんですけども、それについてはどういう状況なのかですね。

**松隈清之委員長**

多分質問の趣旨ですけど、今予定をしているところです。例えば、浅井アパートでやったら何棟まではせないかんけど、今その8割終わっていますとか、あと何年でそこは終わりますとか。ただ当然、建物いっぱいあるんで随時また来ると言うんですよ。

今予定していて、それはもう終わっているのか、予定しているところで、それはまだ残っているのかちゅうところ。見えている範囲ですよ、見えている範囲。

古賀委員、そういうことでしょうか。

**古賀和仁委員**

何年計画でやると、例えば3年とか5年でやると。その分がどのぐらい残っているのか。

**萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

公営住宅につきましても中長期保全計画の中で、計画的に外壁にしる防水にしる定期的にやっておるところでございます。

## 松雪努建設部長

この後に議案外で御報告させていただくように予定をしておりますけれども、公共施設の中長期保全計画、先ほど言いましたように中長期保全計画っていうのを我々持っております、それで改修の予定とか、どこを改修するのかっていうようなところをお示しをさせていただいているところではございますけれども、先ほど萩原次長が言いましたように、耐用年数を見ながら、いかに対応年数を延ばしていくのか、長寿命化していくのかっていう、それに伴う外壁の改修であり内装の改修でありというものを今仕組んでおります。

言い方としては、耐用年数がある限りは永久的に続いていくというようなことだろうというふうには考えておりますので、現状ここは終わったよっていうのは、この次の中でお示しをさせていただきますけれども、またこれからもこういう改修をやっていくんだよっていうような流れになってくるのかなというふうに思っております。

一概に今年度、来年度、5年間ぐらいの計画でございますので、そこを見ながら、担当としても、長寿命化をにらみながらそういう改修計画をやっていくというような考え方でございますので、ずっと続いていくっていうような考え方だと思います。

## 古賀和仁委員

総合管理計画の中で、建設部はこの計画の中でやっていくということですか。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

## 小石弘和委員

今、空き家が466件あると。これは市営住宅も含んだ件数ですかね。まずそれを聞きたいんです。

## 犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

先ほど申しました空き家の件数につきましては、個人の方が所有されている一戸建ての住宅の戸数でございます。

以上です。

## 小石弘和委員

じゃあ、市営住宅が今9か所ぐらいあるですかね。そこの空き部屋は要するにどんなふう把握されているんですか。

## 犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

市営住宅が全体で471部屋ございまして、その中で空き部屋といいますか、になっているところについては48部屋程度でございます。

以上です。

## 小石弘和委員

48部屋の結局、どこどこアパートが何部屋っていうようなことは分かるわけですね。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

アパートごとにどれぐらいかというのは把握できます。

以上です。

**小石弘和委員**

これ非常に市営住宅の空き部屋が多くなるというふうなことは、年々増えてくると私は思うんですよ。ということは、とにかく萱方町の第1住宅と第2住宅、これ悲惨ですよ。もう60年ぐらい築年数たっているわけ。

修繕料は全然上がってきてないんですよ。年間どのくらい修繕料上げてあるわけですか。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

修繕料につきましては、令和元年度の決算額でいきますと、決算書の201ページの節11需用費の中に修繕料ということで1,104万8,036円、決算としてさせていただいておりますけれども。最近これぐらいの金額で、市内全体の市営住宅の修繕等を行っているという状況でございます。

**松隈清之委員長**

萱方第1、第2住宅に修繕料を使ったか。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

住宅ごとの内容については今把握をしておりませんので、それについては調査をする必要がございます。

**小石弘和委員**

修繕料が出てきましたが、これ市内全体の市営住宅の修繕料でしょう。これは結局、住宅にお住まいの方が言われての修繕料でしょう。

庶務住宅係は市営住宅のやはり見回りっていうふうな形でしていただかんと、萱方第1、第2住宅は、もう建て替えなし、結局死ぬまでそこに住んどく、そういうふうな気持ちの人しかいらっしやらない。夏は暑くて、クーラーも効かない。冬は私も何遍か呼ばれて行きましたが、悲惨ですよ。

もう少し——建て替えもしない、動きもできない方に対して、やはりそういうようなことは事前に修繕してやるというふうな意気構えがあっていいんじゃないかなと思うんですよ。特にあそこは木造ですから、ほかは鉄筋コンクリートでしょう。旭にしても、元町アパートにしても。

全ては立派な——耐用年数はたっていますけど、この内訳として、萱方第1、第2がどれぐらいの修繕料を出しているかと。

この前もやっと予算を通していただいたけど、側溝、溝の件もお願いして補正で組んでいただいた。やっぱ本当にそういうふうな身になって考えていただかんことにはやっぱり50年も60年も住んである方がもう泣いてありますよ。

そういうふうなことで、住宅というふうなことで、後で結構ですから、あそこに令和元年度にどのくらいの修繕料に入れたか。それをちょっと調べとってくださいよ。

以上です。

**松隈清之委員長**

質疑が終わってからの提出でもいいですか。

**小石弘和委員**

いいです。

**松隈清之委員長**

最終日まで。

ほか何かありますか。

**齊藤正治委員**

まず190ページの防衛施設周辺整備の負担金ですね。これの説明をお願いします。（発言する者あり）

分からんならよかです。それなら後でいいですよ。

**犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

防衛施設周辺整備負担金につきましては、自衛隊等の施設によっていろいろな影響があるような周辺の整備の環境の改善を図るということで、そういった協議会のほうを設置されているところでございまして、鳥栖市としても自衛隊の施設がございまして、これまでも道路の整備を行ってきたところでございます。

そういったところとの意見交換等を協議会のほうでさせていただいているというふうな状況の負担金でございます。

以上です。

**齊藤正治委員**

内容は一応分かりましたけれども、鳥栖市そのものが例えば騒音とかいろんなものに関して対象になるような施設、あるいはそういったものは、道路の整備をしてもらうとか、そういったことしかないってことです。

**杉本修吉建設課長補佐兼整備係長兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長**

防衛施設の範囲ということで、先日福岡で説明会がございまして、そういった防衛関係の交付金の説明会に行っていました。

今、委員が言われるような、騒音とか、そういったものは今鳥栖の駐屯地の部分には該当はしないのかな……。ただやはり道路の整備につきましては、防衛関係の交通量が一定以上あるとか、あと交通安全に問題があると。そういう条件を満たすと対象になるということです。

現在の状況といたしまして以前から整備はもう鳥栖市内では済んでおりますので、今後具体的にどこ部分がすぐ、じゃあその交付金に該当するところがあるのかっていうのは、現時点ではそこまでの把握はできておりません。

以上でございます。

#### **齊藤正治委員**

防衛関係の予算の補助率が非常にいいということも含めてですけども、道路の整備、こちらから要望しないと向こうはどういうふうに対処していいか分からんわけですので。

だから、例えば道路の整備にしろ、もう一つは運動公園っていうか、そういうものも含めて防衛局に対しての要望をしていくような姿勢が——スポーツ公園はここが担当かどうか分かりませんが。

そういうものをやっぱりどんどんどん要望していったいいというように思いますけれども、そこら辺の考え方について？

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

道路管理につきましては、様々な要望活動を行っておりますけれども、今後ともいろんな機会を通じて、道路に関して要望活動を行っていきたいと思っております。

以上です。

#### **松隈清之委員長**

簡単に言ったけど、どこに要望すると。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

もちろん国、県に対して、それから防衛関係に関しても、要望していきたいというふうに思っております。

#### **松雪努建設部長**

先ほど杉本が申しましたように防衛施設関係の補助、交付金っていうのは、防衛施設に関連するようなものっていうところに限られてくるということでございますので、その辺りも見極めながら、どういうものが対象になるのかっていうのは、我々も研究したいと思っております。

それを踏まえた上での防衛施設への要望になってくると思っておりますので、研究させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### 齊藤正治委員

いわゆる駐屯地というか、あそこをベースにして、どういうふうな形で、例えば駐屯地と競馬場が——競馬場と自衛隊が今非常時の際にはあそこを使っていいですよっていう協定をしているわけじゃないですか。そうしたときにやっぱり駐屯地のみならず、競馬場も必要的な、関連が出てくるわけですね。

そういったところを含めてやっぱり要望して、道路の整備をしていくとか、あるいは広場の整備をしていくとかっていうことが可能になるんじゃないかなろうかというように思いますんで、ぜひそこら辺は今後積極的に予算獲得というか、道路計画を持っていつていただければと思います。

それからまた別件ですけども、194ページの道路予算ですけども、今回上がっているのは、味坂関連、あるいは処理場関係の予算ですけども、これはこれでどんどん進めていただかないかんということは重々理解をしているつもりでおりますけれども。

もともと私が議員になったときから、今は下水道が中心で動いていると、市内の道路のほうの整備は遅れるかも分かんけれどもというようなことで進んできたと思うんですよ。だから下水道処理が一応一段落している段階において、やはり毎年頭出しの予算を、例えば、10億円とか幾らとか、それぐらいの規模のやつを市内は整備をしていくんだってというような考え方に立っていないと、道路整備っちゅうのはなかなか進まない。

特にこの間から委員会でも言いよりますように、市街化区域内の道路の整備が非常に遅れているということは、これはもう皆さん方も重々承知されていると思うんですね。

今都市計画はこうなっていますけれども、市街化区域の市内の生活道路も同様にやっぱり、これ見ますと味坂インターは例えば5年でできますよということなら、ばたばたとすぐできるわけですね。

この意気込みを市内の道路にも持っていつていただきたいと思うんですけども、そこら辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

#### 松雪努建設部長

齊藤委員からの御質問につきましては、所管事務調査の中でも議論されている部分だというふうに私も認識をしております。味坂関連の道路につきましては、議員御指摘のとおり5年をめどにということで、鋭意進めております。

予算、それから人材、そういうものも関連してまいりますので、その辺は総務部とも十分打ち合わせをしながら、気持ちはもちろん道路がよくなったほうがいいっていうのは私も分かっておりますので、その辺りは我々の部内でもお話をさせていただきたいというふうに思



っておりますので、よろしくお願いします。

#### 齊藤正治委員

ぜひそれが、市内と鳥栖市の発展というよりも、今コンパクトシティを鳥栖市は目指しているって言っている割には動いていないんですよ、そのようにはですね。あなた任せの世界がずっと進んでいるのかなっていう。

だからそうならないように、もうちょっとやっぱりしっかりと道路整備っていうのをぜひお願いしたいというように思っております。

もう一つは河川の話ですけども、準用河川についてこれもまだ私が十数年前から、江島川の河川整備を要望してきたところですけども。当時の建設課長を含め、農林の農村整備というようなことで、どっちでやったほうがいいだろうかというような形で、建設課では、準用河川には当時、補助制度がないと。だけど、今考えてみれば補助制度というのはあるわけですね。

そういったことを含めて、江島川の改修を早急にやっぱり対応していただかないと、川底もそうですけれども、ずっと上がってきて、今もう競馬場から降りてきたところですね。もう年中つかるようになってきておりますんで、そこら辺もやっぱりぜひ御検討いただきたいと思いますけれども、いかがでございますか。

#### 大石泰之維持管理課長

江島川につきましては、江島川に限らずでございますが、現在新たに河川のしゅんせつ等につきまして、起債制度が新たに国のほうで設けられております。

それを活用して江島川、確かに大分堆積しておるのは認識しておりますので、それについても来年度以降、順次やっていきたいというふうには考えております。

以上です。

#### 齊藤正治委員

川の表というか、下のほうの底盤っていうか、ずっとブロックしてあるのが、もうぼろぼろになって、下がどこにあるか分からんというようなことになっていて、必要なところは上流側から500メートルしゅんせつだけしたり、そういうことをだましましやってきたんですけども。

結果的にはそこまでしかできてなくて、やっぱりそういう下のほうはもう何年もしていないような状況で、今後やっぱりこういった機会ですべての整備計画を立てていただくっていうようなことでぜひお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

#### 小石弘和委員

先ほど齊藤委員から、御質問があった道路の問題ですけど、私は平成29年度からこの建設経済の委員会に所属していますけど、私は平成29年も30年も、ずっと道路舗装にしても年次計画を立ててくださいよと、舗装でも15億円かかるなら、これを何年間でやるんだと。そういうふうなことをよろしく願いをしたいと。

予算も、委員会も応援しますよというふうなことを何度も私は言ってきたんですよ。ところが今の部長の答弁には、部内で検討する。その場のしのぎしか言っていないじゃないですか。本当にやる気があるとですか。

それは道路がいろいろな問題が多かったからこそ私はそこまで——せいけん佐賀県一ぼろ市道で、私はずっと言ってきましたよ。一般質問でも言っていますよ。

ですから、一級市道がどのぐらい、2級市道がどのぐらい、3級市道がどのぐらい、不良の箇所を年次計画で15億円かかるなら、そのくらいの意気込みでやっていただかないかんて。

今の答弁からその場のしのぎしかない、部内で協議しますとか。そんなやる気のない返事では納得いかないんですよ。

#### **松隈清之委員長**

納得いくかどうか分からんですけど。（発言する者あり）

#### **松雪努建設部長**

小石議員から事あるごとに御指摘をいただいております。年次計画ということで言われております。

我々も計画的に舗装なり、そこの改修なりというものをやっていきたいということで、一定程度のものは今積み上げてはおります。

それをいつの時期に予算化していくのかっていうところもあると思いますので、毎度同じお答えになりますけれども、鋭意努力をしていきたいというふうに考えております。

#### **松隈清之委員長**

よかですか。

#### **西依義規委員**

77ページの主要政策成果の東前2号線等っていう、拡幅ですかねこれ。

川久保線が拡幅することに乗じて、多分家がなくなったんで、そこをちょっと広げたっていう事業だと思うんですけど、この始まり方はどうやって、多分この3メートル満たない道路って山ほどあるじゃないですか。

例えば今後も川久保線の拡幅に応じて立石とか、あっちのほうも同じようにしていくのか。ここはたまたま住民の声が大きかったのか。その辺の判断材料はどうやって決めているんですか。

### 三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

東前2号線の御質問ということで理解します。この件につきましては、もともと出発は佐賀川久保鳥栖線の4車線化ということで、事業がスタートとなっております。

これに関連しまして、接道する平田町が、ここに何本かの接道する道路があったということでございます。

それぞれの幅員が狭くて、なかなか4車線化になると出られないということで、どれか1つでも集約して、車が出入りできるような交差点、信号交差点として将来的にできるような交差点を要望したいということで、今回の東前2号線がそこに該当するというところでございました。ですので、この部分の改良工事に至ったということでございます。

以上でございます。

### 西依義規委員

その先の立石とか一本杉とか、あの辺も今後同じ問題が出てくるんですか。

### 三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

これから先、一本杉から立石に向かってですけれども、同じような交差で市道が多分入り込むところがあると思います。そちらにつきましては、当然、地元と事業者である土木事務所、そちらと協議しながら、地元がなるべく使いやすいような道路になるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

### 西依義規委員

事業の考え方は僕それでいいと思うんですよ。だからそれをじゃあほかの地区にも同じように集約させてここだけ広くとか——どこの課か分からないですよ。

そういう事業だけ新規でこういう道路拡幅のときだけするのか、独自でやったりもするんですか。こういう事業は広げるとか、そういうパターンがある？

例えば今度、萱方何々線を広くしました。萱方の住民さんここはもう狭いんで、ここだけとはとか。

同じような考え方で市道を何とかやっぱ使いやすくせないかんと思うんですけど、こういう考え方は僕はいいなと思うんですけど、そういうのは、こういう考え方で市内のあちこちの道路をできんのですか。

### 佐藤晃一建設部次長兼建設課長

今のところ、拡幅するとか、県とか国の道路関連事業で効果的だと思った所しかやっておりません。予算が幾らでもあれば、どんどん道を広げたい気持ちはありますけれども。

そこは財政面もありますので、拡幅とか他事業によってどうしても付き合わないかんとい

うようなところに関しては、付き合っていきたいというふうに思っております。

### **三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事**

補足でございます。この東前2号線につきましては、今言いましたように集約ということで、1つは目的、それぞれの道路がある程度大きな交差点になるということで、そちらに集約するということはありますけれども。それを集約することによってほかの市道につきましては、要は4車線になりますから、中央分離帯ができるということで、自由な通行ができないということになりますもんですから、地元が一応説明会の中で集約して、1か所だけ開口できるような交差点をということで、今回進めているところでございます。

当然、うちの市道で4車線というのはなかなかないもんですから、基本的には接道につきましては、現状の機能回復で十分だというふうに考えております。

### **西依義規委員**

決算からずれてきている気がしますけど、例えば同じ考えで国道3号があって、原町の信号がありますと。もちろん離合できんことはないですけど、そこを集約させるんで、原町の入り口と、こっちの桜町のほうを何かそういう——やっぱり4車線になるから、もちろんあそこに信号ができるんでしょうけど、そういったことも検討していくべきかなと、ただ同じ考えで僕はいいと思ったんで言ってみました。いいです。

そういうことを検討するかどうかだけ聞いてください。

### **松隈清之委員長**

国道になるかな。

### **松雪努建設部長**

4車線化ということで、先ほどの原口・基里小線も同じような考え方ですけれども、今、国道3号で曾根崎の信号付近ですので、これがもうちょっと上に行ったときに、じゃあどうなのかっていうところは、また地元ともお話をさせていただく中で出てくる課題だと思っております。そういう課題には、やはり何らかの方策を考える必要があるというふうに思っております。

### **飛松妙子委員**

主要施策成果説明書の69ページの橋梁長寿命化事業ですが、これの進捗状況と、あと、いつぐらいまでに終わる予定なのかお分かりになりますか。

### **山下美知維持管理課維持係長**

橋梁長寿命化事業に関しましては、現在の計画で平成45年までの計画で進んでおります。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。令和15年です。（発言する者あり）

平成で出しておりましたので、平成45年ですので……。

### 三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

橋梁長寿命化の件でございます。こちらにつきましては、平成25年度から事業を開始いたしまして、現在25、26、27、28、29、30、そして令和元年ということで、これまで橋梁で言いますと——すいません単年度で申し上げます。

平成25年度が修繕はございません。平成26年度が3橋、平成27年度が7橋、平成28年度が8橋、平成29年度が9橋、平成30年度が2橋、そして令和元年度が13橋の修繕が終わっているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

進捗率としましては、47%。

### 松隈清之委員長

正確なやつを最終日までに資料として提出いただけますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

### 飛松妙子委員

資料、後ほどお願いします。できましたら次回から、過去からのそういう何基ずつやっただって進捗状況が分かるやつも載せていただいて、あとそれが令和15年までに完了っていうことで、他の自治体と比べて鳥栖市は早いほうなのか、それとも同じぐらいなのか。

若干時間がかかるのか、もし時間がかかるのであれば、その予算がどうなのか、それとも業者さんとか。

そういう全国的なものもありますので、その辺もできたら教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

### 松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

私から少し。192ページの道路台帳修正委託料。これ例年600万円ぐらい上がっているんですけど、道路台帳って今どういう形で管理されているんですか。

### 斉藤了介維持管理課管理係長

道路台帳につきましては、実は最初紙ベースで作成をしまして、それを毎年度、例えば道路側溝を入れたとか、道路拡幅したとか、そういうデータの更新を委託しているところでございます。（発言する者あり）

現在は紙ベースでございます。

### 松隈清之委員長

そこでやっぱりデジタル化していかないといけないんじゃないかと思うんですよね。修正

も多分そのほうが楽だし、現場でできるんで。これは要望なので。

毎年これ僕も、それこそ20年近くずっと600万円ぐらい上がってくるんですよ。

だからこういった部分も600万円あれば少し道路に回せる部分もあるかもしれないんで、使い勝手も含めて管理の仕方も含めて、部内のデジタル化も、やっぱり進めていっていただきたいなと思います。

それと市営住宅ですけれども、先ほど老朽化したやつ等について、更新というか、修繕とかで対応されているんですけども。

前も多分申し上げたと思うんですが、市営住宅の考え方、当然、あるものを使う、ストックとして活用するっちゅう考え方もありますし、維持管理がしんどい部分に関しては当然廃止することも1つの考え方だし。

市民にとって大事なのは、市営住宅の考え方として、生活に困窮する人が低廉な住宅に進むということが市営住宅の基本的な考え方なんで、別にストックとして持っているかどうかは重要ではないと思うんですよ。

だから特に今みたいにDVとかあると市営住宅で大体対応されているけど、場所が分かっちゃうケースとかもあるんですよ。

そうすると、民間のストックを活用して、家賃補助とかをするほうがいいケースとかもあるので、要は市営住宅の考え方を維持しながら、ストックはもう自前で持たないという選択肢も今後出てくると思うんで。

長期的な修繕もあるんでしょうけど、市営住宅の考え方は一度整理をしたほうがいいのかになっていうふうに思います。

あと、先ほど防衛施設の話がありましたけど、これに限らず、多分、実際あんまり研究していないと思うんですよ、今までも。正直ね。

どんな効率のいいメニューが使えるのかっていうのは実は研究したり調査したりすると、もしかしたらある。で、どういう筋立てをするのかっていうのは補助金取るときって大事じゃないですか。こういう理屈でお願いしますっていう。

そこまでやっぱり考えていけば、もしかしたら、先ほど言われた災害のケースのときも、自衛隊の動くケースだし、あるいは地震とか災害もいろいろあると思うんで、そういういろんなシナリオを立てて、どういうシナリオだったら補助が受けられるのかっていう研究をちゃんとぜひして、そうするともしかしたら使えるメニューもあるかもしれないんで。

ぜひいろんな補助を活用しながら、なるべく事業が進むようにお願いをしたいと思います。

それでは、いいですか皆さん。

西依義規委員

交通安全教育、主要施策の70ページ。これは教育費に1,391万円かかったってということなんですか。どういう経費というふうに見たらいいんですか。

**大石泰之維持管理課長**

これに関しましては、交通安全指導員の報酬を含めて、消耗品ですとか、そういったものも含んだものの総額を上げております。

**西依義規委員**

192ページから何と何を足したらどうなるか教えてください。

**松隈清之委員長**

交通安全対策事業費が丸々ここに全部上がっているわけやろ、4,831万5,781円というのが。この4,831万6,000円のこの70ページの額ってということ？事業費が1,300万円とあるけん、この分がどれになるかっていうこと？

**斉藤了介維持管理課管理係長**

交通安全対策事業費のうち、まずざっくり言うと4,000万円のうち、街路灯の照明の消耗品で、100万円程度ですね。照明の修繕料で……（発言する者あり）交通安全指導員の報酬が850万円。それであるとか、消耗品の指導員の被服代が90万円。例えば食糧費、光熱水費、そういうものをもろもろ。それと協会の負担金であるとか、そういうもので、基本的には修繕料とか交通安全の工事費以外の分が1,300万円ということになっております。

**西依義規委員**

出し方が、決算書として1,391万8,000円がこういう内容で適正に使われたかどうか我々審査するんで、もうこれじゃあ多分おっしゃったこととやっていることが全然違うんですよ。

**松隈清之委員長**

言われるように、主要施策の成果の説明書なので。

**松雪努建設部長**

来年度以降、数字も含めて、見せ方も含めてやり直しますので、すいません。

**西依義規委員**

実際分けられるんですか。僕はきれいに決算書の何番、何番、何番を足したらこうなりますって思ったんですけど、そうはならないってこと？

**斉藤了介維持管理課管理係長**

申し訳ございません。主要施策の説明の仕方として、70ページと71ページがございまして、70ページが1,391万8,000円と、71ページが3,439万8,000円ということとなっております。

まず3,439万8,000円っていうのが交通安全の工事費。それと修繕料。照明灯とか交通安全施設の工事と修繕等に係る分ということで、3,400万円使っておりますので、交通安全の工事

それ以外の分ということで、残りの例えば指導員の報酬であったり、消耗品の指導員用の分ということであったり、食糧費、光熱水費、指導員研修の委託料、自動車の借上料、交通安全協会の負担金であったり、協議会の補助金、それが1,300万円ということになっております。

今、その口で言ったことを資料にせないかんでしょう。それで今言っても分かんたんですよ。

西依副委員長の御指摘のとおりですので、来年以降修正するようにいたしますので。（「後から今年のやつも、今言ったことを書いたやつをください」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。



午前11時39分開会

松隈清之委員長

再開します。

~~~~~

議案外の報告（建設課建設課）

公共施設中期保全計画について

松隈清之委員長

それでは、報告事項がございますので、建設課のほうからお願いしたいと思います。

萩原有高建設部次長兼建設課參事兼總務部次長兼庁舎建設課參事

お手元のほうに報告資料を配付させていただいております。

公共施設等総合管理計画につきましては、総合政策課が総務文教常任委員会にて説明いたしますので、ここでは建設課所管の公共施設中期保全計画の進捗状況のみ御説明したいと思います。資料につきましては、４ページ、５ページの公共施設中期保全計画一覧表を御覧ください。

今回、公共施設中期保全計画の一部修正を行っておりまして前回との計画の修正点を赤で示しております。

修正点の主な理由といたしましては、公園施設長寿命化計画に伴う社会資本整備総合交付金の採択によるものでございます。

それでは、一覧表の番号順に修正箇所を御説明いたします。見方としましては、5 ページの下の方に凡例をつけております。A から K まで改修部位を載せているところでございます。

それでは、番号順に説明いたします。

17の市民体育館の南側にある市民体育館諸室につきましては、令和3年度に交付金を活用し国スポーツ関連の整備のため、空調設備等、ＬＥＤ照明の改修を予定しているところでございます。

20の陸上競技場につきましては、国スポ会場となりましたので、交付金を活用し、令和4年度に管理等の改修を予定しているところでございます。

21の鳥栖スタジアムの屋根改修につきましては、国スポ関連事業が令和3年、4年度に集中しますことから、令和6年度に先送りとしているところでございます。

23の市民体育館につきましては、国スポ関連事業の整備のため令和3年度に空調設備設置を含めた大規模改修を予定しております。

25の市民相撲場の改修につきましては、交付金を活用することとしたため、公園施設長寿命化計画の見直しを令和5年度に予定されておりますことから、令和6年度に先送りとしております。

31の田代小学校につきましては、仮設校舎を建てた後、大規模改修を行う計画としておりますので、2か年から3か年と期間が延長しております。

61の浅井アパートの外壁改修につきましては、交付金や劣化状態を考慮し、令和5年度からとしているところでございます。

64、65の中央公園、東公園のトイレにつきましては、交付金を活用することとしたため、令和6年度に改修を予定しております。

66の斎場につきましては、今年度に外壁、電気給配設備を改修する予定としておりましたが、外部建具改修を優先したため、電気給配設備改修につきましては、令和4年度に改修を予定しているところでございます。

以上で簡単ですが、公共施設中期保全計画の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。何か御確認したいこととかありますでしょうか。

小石弘和委員

外装改修って、これはもう塗装まで入っているわけですね。塗装の部分ってこの項目にないわけですね。その点。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

外壁改修については、外壁の下のもルタルの浮きとか、そういった部分も含めた塗装の改修も組んでおります。

外壁の改修という、今この中で示しております、Bの外壁改修というところで示しておりますけれども、こういった場合には、塗装工事も、その下の下地を改修するものですから、塗装も当然含んでいる改修となってきます。

小石弘和委員

じゃあ外壁改修が塗装を使う。そのほかにはないわけですね。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

内部改修とかする場合は内部の塗装とか、そういった天井塗装、内部の仕上げの塗装とか、そういったところも入っている部分もございます。

西依義規委員

これ相撲場の改修はどういう改修をするんですか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

相撲場は屋根の部分がもう大分傷んできておりますので、その分の塗装の改修。あと木部についても塗装改修等を考えているところでございます。（発言する者あり）

管理棟も塗装等ですね。全体的な改修を考えているところでございます。

小石弘和委員

相撲場の改修って、年に何回使っているんですか。今相撲ブームと思うんですけど、時代が流れて、年度ほとんど開催があっていないように見受けられますけど。

駐車場は文化会館のを仮で使っているような状況ですから、本当に改修が必要なのかなと。これは補助金か何か出てくるわけですか。

以上です。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

今回公園の長寿命化の中で、今は補助金を活用しない形で考えておりましたけれども、今回、補助金を活用するような形で考えておりますので、そういったことで令和6年度のほうにやりたいというふうに考えているところでございます。

飛松妙子委員

小学校の件で確認をさせていただきたいんですが、以前大阪の地震があったときに非構造部関係の耐震を図るということで、たしかしていただいたかと思うんですが、今回台風10号で、小学校の体育館関係が屋根の課題があるというか、危ないということで教室関係が避難所になったっていう経緯があるんですが。今後小学校の屋根の改修について考えはあるのでしょうか。

松隈清之委員長

今のは体育館の屋根ってということですか。体育館ですね。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

小中学校につきましては、大規模改修ということで、校舎、体育館合わせて改修を今予定しているところでございます。

当然、飛散するような屋根でございましたら、屋根の改修も併せて検討していくこととなってくると思います。

飛松妙子委員

ということは、小学校、中学校の改修工事が無い限り体育館の屋根の改修は今のところ予定がないということですよね。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

基本は屋根の状態をずっと毎年点検をやっておりまして、劣化状態を把握しながら、もし屋根が悪くなって台風で飛びそうだとか、そういうことであれば、先にやることもやっぱり検討していかなくちゃいけないというふうには考えているところでございます。

飛松妙子委員

避難所として、小学校の体育館が避難所になる予定だったんですが、台風ってということで多分特別教室に避難所が変わったんだと思うんですね。

基山の小学校の屋根が今回飛びましたよね。めくれたというか、御存じですよね。台風10号で。そういうこともありましたので、今後ちょっと内部で検討していただきたいなというのを一言申し上げて終わります。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

確かに台風とかそういった対応をしっかり点検をした中でやっていきたいというふうに思っているところでございます。

松隈清之委員長

基本的に避難所としての体育館のそういう管理とかっていうのも、建設課です。施設としては、教育委員会の施設だけど、そこも建設課でやるってということなのかな。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

管理については、全て学校については教育委員会のほうでやっているところでございまして、その依頼を受けて、建設課のほうで工事を受託してやっているような状況でございします。

ただ、点検については、教育委員会と一緒に点検をしておりますので、そういった状態を把握しながら、そういったふうに改修計画については一緒にやっているところでございます。

松隈清之委員長

そういう体育館とかの屋根は、当然、今までの台風の実績とかからして、大丈夫な構造だったら、劣化とか不具合がなければもつんだらうけど、この間の台風もそれではいたけどまあまあ強かったじゃないですか。以前17号、19号のときは、どこか多分被害もありましたよね。

強力なとか大型のとか、そういう台風に備えて、いわゆる今までの屋根のつくりだとか強度だとかっていうので、大丈夫なのかどうかっていう部分っていうのは、国とかからそういう指導とか来ていないんですか。調査をするとか、強度を上げなきゃいけないとかっていう

これも、だからいわゆる施設自体は教育委員会じゃないですか。来るとしたら教育委員会に来るのかな、そういうのは。

今のところ、教育委員会からそういうふうな報告は受けていない状況でございます。

中長期保全計画のそもそもの考え方でしょうけど、例えば64、65で今度公園のトイレが入っていますよね。鳥栖市内ほかに公園もあるんですけど、この2つの公園だけ床面積も大分違うし、どういう条件でこれ入っているんですか。

これ面積の要件が50平米以上の施設ということで、保全計画はあくまで保全、定期的に保全計画をして、建物を長寿化させるという計画ですので、小さい建物については自己保全というふうな考えを持っているところでございます。

例えば弥生が丘なら八ツ並公園もあるし、市民公園もあるんで、そこは入らずに何でこの2つだけ入っているのかちょっと聞きたい。

床面積で50平米以上というところでの線引きをしているところでございます。（発言する者あり）

暫時休憩します。

~~~~~

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に都市計画課関係議案の審査に入りますので、再開を午後 1 時10分といたしまして、暫時休憩いたします。

~~~~~

再開します。

また災害復旧費のうち、都市計画課関係分といたしましては、予算現額1,320万円、支出済額1,308万4,340円、不用額11万5,660円。執行率99.1%となっております。

主な事業といたしましては、都市計画マスタープラン策定事業、それから公園施設長寿命化事業などを推進してきたところでございます。

詳しくは、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、よろしくお願いいたします。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

それでは、都市計画課分の御説明に入ります。

決算書53ページをお願いいたします。ページの中段のすぐ下でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料1,731万3,559円のうち、一番上の公園使用料、電柱等の公園での占用によるものでございますが、169万5,998円となっております。

続きまして、57ページ、58ページをお願いいたします。真ん中のちょっと上でございます。

同じく目4土木手数料でございます。都市計画手数料の中で、証明手数料4万2,300円につきましては、用途区域等の証明の収入でございます。

続きまして、61、62ページをお願いいたします。中段下でございます。

款16国庫支出金、目4土木費国庫補助金でございます。3の都市計画費国庫補助金でございますが、一番上の社会資本整備総合交付金、これは公園施設長寿命化対策支援事業及び国スポ向けの都市公園事業の交付金でございます。

1つ飛びまして、街路交通調査費補助金240万円につきましては、都市計画道路見直し事業、平成30年度分の繰越しの交付金でございます。

続きまして、71、72ページをお願いいたします。一番上になります。

県支出金でございます。都市計画費県補助金といたしまして、緑の景観づくり事業補助金として148万5,000円の歳入がっております。これはスポット緑化整備事業といたしましては朝日山公園のヤマザクラの植栽、それと緑の保全整備事業といたしまして、藤木緑地の剪定、伐採を行ったものの補助金でございます。

続きまして、73ページ、74ページをお願いいたします。一番下のところでございます。

項1財産運用収入、目1財産貸付収入の土地貸付収入でございます。項目の5つ目、駐車場敷地等68万1,650円のうち、3万85円につきましては、鳥栖駅前の鳥栖ビル用地を買った分の駐車場をお貸した分の歳入が上がっています。

続きまして、75ページ、76ページをお願いいたします。

同じく財産収入、目2利子及び配当金でございます。上から8番目の土地開発基金利子でございます。都市開発基金の利子として7万5,000円実績が上がっております。

続きまして、中段の辺りでございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入、1番の土地売払収入でございます。464万6,595円のうち、都市計画課分としては333万2,192円でございます。これは国道3号拡幅に伴います支障となった公園を売り払いしたものの収入でございます。

続きまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

款22諸収入でございます。上から4番目でございます。都市計画図及び白図の販売代金の実績4万3,500円をお上げしております。

下から3つ目でございます。光熱水費雑入307万7,927円のうち、37万5,183円がサガン鳥栖支援自動販売機6台分、公園に設置しておる分の電気料の雑入でございます。

続きまして、91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目2土木債でございます。2の都市計画債でございます、公園整備事業の起債を850万円行っております。

同じページの一番下でございます。災害復旧債、2の土木施設災害復旧費でございます。平成30年発生災害復旧事業の1,720万円のうち910万円分が都市計画課の分でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出に移ります。195ページをお願いいたします。一番下の辺りです。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬17万6,700円につきましては、都市計画審議会委員の報酬でございます。

続きまして、節2給料から節4共済費までの合計6,920万8,369円につきましては、都市計画課11名分の人件費でございます。

続きまして、197、198ページをお願いいたします。上から2段目、旅費でございます。

一般旅費8万8,720円のうち、都市計画課分は5万5,260円でございます。費用弁償13万7,700円につきましては、都市計画審議会の視察に伴う費用弁償でございます。

節11需用費につきましては、消耗品4万9,800円のうち、2万4,922円。印刷製本費48万5,162円のうち、28万1,991円が都市計画課分でございます。

1つ飛びまして、節13委託料でございます。都市計画マスタープラン策定支援委託料として、717万1,200円を上げております。

主要施策成果説明書の80ページをお願いいたします。平成29年度から令和元年度までの3か年にわたり都市計画マスタープランの策定事業を行ってまいりました。初年度、市民アンケート、それと問題点、課題の整理を行い、平成30年度に全体構想の素案作成、地区別構想の素案作成、それに備えた地区別のワークショップ等を行っております。

令和元年度でマスタープランの案を作成いたしまして、パブリック・コメントを行い、令

和元年３月に策定に至っております。

簡単ではございますが、マスタープランの説明でございます。

続きまして、節14使用料及び賃借料でございます。自動車借上料37万5,871円のうち、28万4,740円が都市計画課分でございます。都市計画審議会の視察のバスの借上料でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金でございます。下から２番目でございます。

全国都市計画協会負担金の12万3,000円を上げております。

続きまして、199ページ、200ページでございます。

節23償還金、利子及び割引料でございます。一番上でございます。

弥生が丘の区画整理等の償還金でございますが、都市再生機構立替金償還金3,243万3,110円計上しております。この償還につきましては、令和３年度で終了でございます。

続きまして、公園係に関するものでございます。

目２公園管理費です。節７賃金につきましては、公園係の嘱託職員１名分の人件費でございます。

続きまして、節９旅費3,920円につきましては、遊具点検の研修を受けたときの一般旅費でございます。

続きまして、節11需用費につきましては、公園のトイレトーパー等の消耗品、また公園パトロール車のガソリン代。それと光熱水費につきましては、水道料、それと電気料。修繕料につきましては、照明の修繕、トイレの修繕等を行ったもの。また図書購読手数料については公園管理マニュアルを購入した部分を上げております。

続きまして、節12役務費でございます。

浄化槽法定検査手数料7,000円、くみ取り料8,654円につきましては、いずれも朝日山のトイレに要する経費でございます。

続きまして、節13委託料でございます。

設計等委託料として上げております88万9,900円につきましては、市民公園第２駐車場のトイレの設計委託料でございます。それと下段、公園管理委託料につきましては、市内の都市公園の年間管理料でございます6,532万1,090円を上げております。

続きまして、節15工事請負費でございます。

工事請負費につきましては、営繕工事費として1,303万5,600円を上げております。この1,303万5,600円につきましては、東公園のため池の改修工事、井堰を造ったものでございます。平成30年度からの繰越しのものでございます。

続きまして、公園整備工事費3,303万952円につきましては、主要施策の81ページに主なものを上げておりますので、お願いいたします。

まず一番左側に載せております写真でございますが、ハツ並公園の複合遊具でございます。
この工事に990万円。

それと真ん中2つでございますが、蔵上北公園のネットクライミングの破損。それと右側の写真のスプリング遊具2基の劣化により危険なところが生じたので、工事をいたしております。これが2つ合わせて523万2,000円でございます。

それと一番右でございますけれども、布津原公園、バイパス沿いにございます公園でございますが、フェンスの老朽化が見られたため、更新をいたしております。ここに229万9,000円の工事を行っております。

簡単でございますが、以上でございます。

続きまして、節18備品購入費につきましては、公園管理に要します枯葉等を払うブロワーを購入した9万9,800円を上げております。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、山都第3公園に新たに水道を設置しましたので、水道加入金として6万9,120円。

それと、出席負担金は、先ほど旅費で説明いたしました遊具点検の講習の折の出席負担金1万300円を上げております。

続きまして、目3街路事業費でございます。

節8報償費につきましては、全て不用額となっておりますが、都市計画道路見直し懇話会の開催がなかったため、全て不用額となっております。

続きまして、節9旅費でございます。

これにつきましては、関係者との打合せ等に要しました一般費1万3,200円を計上しております。

続きまして、節13委託料でございます。

下段、2つありますが、下のほうの都市計画道路見直し検討業務委託料1,337万480円が都市計画課分でございます。

続きまして、目4緑化推進費でございます。

節8報償費でございます。

謝金38万円につきましては、花とみどりの祭りで講師等をお願いしております方々への謝金でございます。下段、10万4,566円は、人生記念樹の木の購入代でございます。

続きまして、節11需用費でございますけれども、消耗品費、食糧費、印刷製本費、いずれも花とみどりの祭りで使います用具、それと写真等展示に要します印刷製本費を上げております。

食糧費につきましては、御協力いただいている団体への弁当代として使ったものでござい

ます。

節13委託料でございます。

花苗移植委託料として252万8,800円。これはグリーンファームさんにフレスポ周辺、それと市役所内、新鳥栖駅周辺、それと文化会館等の花苗の植栽をしていただいている分の委託料でございます。

続きまして、201ページ、202ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金でございます。花とみどりの推進協議会への補助金130万円を計上させていただいております。

続きまして、一つ飛びまして目6まちづくり推進費でございます。節9旅費につきましては、打合せ等に要しました一般費2万3,220円を上げております。

続きまして、節13委託料につきましては、鳥栖駅前の鳥栖ビル跡地に板囲い等をして管理しております。この年間管理料25万5,200円を上げております。

続きまして、節17公有財産購入費でございます。主要施策の82ページをお願いいたします。

駅東の鉄道高架用地の買戻しでございます。位置図で表示しておりますとおり、一番北側の分を今回8,712平米買戻しをさせていただいております。

この分を計上いたしております。（発言する者あり）

8,712平米のうち令和元年度なので、4,431平方メートル買戻しをいたしております。

申し訳ございませんでした。

以上、簡単ですが御説明でございます。

続きまして、節25積立金でございます。

都市開発基金に1億7万5,000円の積立てをいたしております。

続きまして、最後になりますけれども、ページが飛びます。253、254ページをお願いいたします。真ん中のちょっと上でございます。目2単独災害復旧費のところでございます。

宮繕工事費918万9,240円につきましては、平成30年7月の豪雨で被災いたしました田代公園、それと朝日山公園の工事費でございます。

それと2段目、永吉町水路災害復旧工事費ほかの1,270万9,620円のうち、389万5,100円が都市計画課分でございます。

田代公園の災害対策工事、それと朝日山公園の災害復旧工事、それとあと1つが東公園のり面の災害復旧工事、この3つの工事分でございます。

以上簡単でございますが、都市計画課の決算の御報告でございます。

よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

202ページの公有財産購入費。これ鳥栖ビルの購入費かな。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

駅東側の鉄道高架用地です。

小石弘和委員

これ、平米当たり幾らになると。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

4万5,130円です。

小石弘和委員

これ買う必要があったと。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

買戻す必要はございます。

小石弘和委員

何で。

松隈清之委員長

これ開発公社の分ですか。そこも含めて説明を。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

具体的な事業はございませんけれども、今委員長から御指摘いただいたような開発公社で所有している土地につきましては、なるべく早く買い戻すことということで、総務省からも御指導を受けているという中で、順次買戻しをやっているということも要因の一つとしてございます。

松隈清之委員長

大体年間2億円ぐらいで買戻しだよな。

松雪努建設部長

委員長おっしゃるとおり年間2億円を目安に毎年買戻しを行っていきまして、当初四十数億円、開発公社の所有分があったんで、それを鳥栖市のほうが債務負担で支えるというような構造だったんですけれども。今30億円程度に減ってきておりますので、着実に買戻しは進めているというような状況です。

小石弘和委員

これ事務局はどこ置いていると。契約管財課に置いていると。この鳥栖駅の。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

都市開発公社の所管は契約管財課でやっておられます。

小石弘和委員

契約管財課の中で結局やっている。元はそういう所管をつくったわけですね。

それを結局破棄して、今、契約管財課が行っているというふうな状況なのか、その点を御説明いただきたいと思います。

松雪努建設部長

鳥栖市土地開発公社自体は現存しております。土地開発公社の理事長は副市長で、それから関係する部長が理事というような形で開発公社自体は残っておりまして、その事務の所管につきましては、契約管財課が事務の所管をしているというような、事務局を担っているというような状況でございます。

松隈清之委員長

ありますか。

古賀和仁委員

ずっと買戻しをしているんですけれども、鉄道の高架用地ですね、これ。将来的に何らかの計画がないのに買戻しをする。もともと高架用地だったところですね。それを今後買戻ししながら、最終的にはあと10億円ぐらい残っていると。

そういうことで、これ買戻し後はどういうふうに計画を立てられるのかですね。

松雪努建設部長

先日の古賀議員の一般質問にもお答えをしておりましたとおり、特別な計画等は持っていないような状況でございまして、買戻しの行為自体は、先ほど来申し上げております総務省からの指導により、開発公社の債務というのを軽くしていきなさいという指導がありましたもんですから、そこも含めたところで解消しているというような状況でございます。

現段階におきましては、具体的な計画は持ち合わせていないというような状況でございます。

以上です。

古賀和仁委員

せっかくの広い土地が、いっぱい遊休地みたいな感じでありますので、これについては早急にどうするかまで含めて暫定的な利用まで含めてやるべきじゃないかと思っているんですけど。これについては全く今も考えていないということですか。

松雪努建設部長

先日の古賀議員の一般質問にお答えしたとおりでございます。

松隈清之委員長

部長、とおりでいいので、もう一度ここでお答えいただいていいですか。

松雪努建設部長

現時点におきましては、この間一般質問でもお答えしましたが、今のスタジアムの駐車場として試合があるときには使われております。

そういう状況もあって、現段階で具体的な計画、それは駅の周辺と合わせたところで考えるべきだろうというふうに我々も考えておりますので、そこの辺りが動き出さないと、今は何とも申し上げようがないというような状況でございます。

古賀和仁委員

1週間ぐらい前かな、サッカーがある前くらいに、暫定的かどうか知らないけど、テキ屋さんを集めて、何かお店を開いてやっていらっしゃる。1週間ばかりですね。こういうふうな形の利用というのは可能なかどうかですね。その辺のところをお聞きしたいんですけど。

松隈清之委員長

イベント時の一時的な利用ということですかね。

古賀和仁委員

そうそうそう。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

可能であるからやられていたと思うんですけども、昔は、まん祭とかでも、サンメッセの都市広場と併せて、一部高架用地のところも使ったりされている。

で、その前になりますと新幹線の鉄道運輸機構の事務所も一時的にあるとか、暫定ということであれば、ある程度の用途は、結構考えられるんじゃないかなと思っております。

古賀和仁委員

商工会議所とか、いろんな団体から何かの形で利用したいという申出があれば、貸出しをしていただけるのかどうか、その辺含めてお尋ねします。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

今度、駅西側の鳥栖ビル跡地について商工会議所にどうですかちゅうことを言っておりますが、やっぱあそこでも使うアイデアが出ないということでしたんで、商工会議所に限らず、使いたいとおっしゃられるところがあれば、お貸ししていくことを考えていかなければならないのかなと思います。

松隈清之委員長

いいですか。

小石弘和委員

次長さんの答弁で、昔ってというようなことは、どの時代かいねって。昔ってというような言

校周辺等もより都市的な土地利用を進めるという方向性を出しております。

ここにつきましては、現在、地区計画制度の民間事業への適用ということを念頭に、今、県と基準づくり等、打合せをしておりますので、そういったところがなってくれば、具体的な動きもできていくことになると考えております。

西依義規委員

多分皆さん結構注目されているのが、例えば新鳥栖駅が調整区域ですけど、あの辺が、市が何らかの発信をすれば、民間さんもひょっとして乗ってこられるんですけど、それをどういう形で民間の誘発を促すためにされようと思うんですか。

古澤貴裕都市計画課庶務係長

先ほどの西依委員の御質問の件ですけれども、課長のほうも答弁させていただいたとおり、今マスタープランに位置づけをしておるのは、市街化調整区域があるんですけど、その中に都市的な土地利用を図っていくべき区域、拠点性が高い区域があると。

というところで、マスタープランで位置づけているのは新鳥栖駅周辺、あと味坂スマートインターチェンジ周辺、鳥栖インターチェンジ周辺、また学校周辺ということを位置づけて今後都市的土地利用の転換を図っていきますと。

そのために地区計画制度を活用した基準というのをつくってまいりますというのをうたっております。

実際、今後、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、調整区域の地区計画、これを全てに適用してしまうと、線引きの根幹が崩れますので、どういうエリアを指定するのか、またどういう用途を許容するのか。

そういった調整区域の地区計画の具体的な適用基準っていうのを作成をしていきたいと思っています。

また、そこを民間事業者さんに手を挙げていただいて開発行為でやっていくと。それで地区計画を活用したっていうところを考えておりますので、地区計画運用基準につきましては、今後策定を進めまして、また都市計画審議会とか、そういったところにも諮っていきながら、最終的には条例改正というところも関わってきますので、そういったところを含めて、情報発信も含めて考えていきたいというふうに考えております。

西依義規委員

地区計画を打たれるということですけど、大まかの方向性はあるんですか。例えば半径2キロ以内とか1キロ以内とか、いや、こことこことで大体こういう駅の東西。何かそういうざっくりしたものってあるんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

今古澤も申し上げましたが、まず味坂スマート周辺っちゅうよりも鳥栖インター周辺は、半径1キロ——おおむねですね。それと味坂スマートインター周辺もおおむね半径1キロ、新鳥栖駅周辺は、おおむね1キロでございます。

学校周辺につきましては、お子さんの通学ということも念頭にございますので、300メートルという歩行の範囲というところで設定をしております。

いずれについても、最低でも1ヘクタール、味坂周辺、鳥栖インター周辺では5ヘクタール以上の一定の固まった開発を伴うということを今念頭にやっておりますが、最近の雨であるとか浸水等で、そういった調整区域がなかなかハザードの多い部分がございます。

そういったところも念頭に、基準づくりとか、その後の雨水対策であるとか、災害、減災。

そういったことも念頭に今慎重に県とも協議を進めさせていただいておるところでございます。

西依義規委員

大変いい方向性だと思っているんですけど、それを進めるためには県との合意さえあればその地区計画は大丈夫なんですか。納得いただいたらいいんです？ほかに障害と課題があるんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

今我々が進めているのは、都市計画の範囲の中での基準づくりでございます。

何が一番高いハードルかっていうのは、やっぱ農林の青地の農振農用地の除外であるとか、そういったところがございます。開発とか一定の地区計画の事業のルールというのは、県の都市計画課と我々との協議で一定決めることができます。

ただ、その前提に、さっき申し上げました農林関係の農振農用地の除外とか出てきますので、その手続はまた農林サイドの土俵の中で戦うっていうか、お話をしていくということになります。

西依義規委員

今それを進めていく、スケジュール的なものがあれば教えていただきたいんですけど、今後のスケジュール。

古澤貴裕都市計画課庶務係長

今の基準の策定につきましては、今、案をつくって県だとか庁内の協議を行っているところです。こちらの思いとしては、今年度中にあらかた基準案っていうのを関係機関と調整をやっていきたくと。来年度以降に都市計画審議会等に付議をしたいというところで考えておるんですが、1つあるのが、今課長も少し申しましたとおり、国のほうが都市計画法等を改正いたしまして浸水想定区域の、具体的に言うと住居系の除外について、今出してきており

ます。

50戸連たん区域に、そういう地域に家を建てさせないとか、そういった話が今出てきておりますので、今後、関係政令等も併せて検討されることになっておりますので、そういったところも視野に入れながら、動きも見ながら、進めていく必要もあるのかなと思っております。こちらとしてはなるべく早く策定をしたいと思っておりますけど、そういった国と、また県等の動きにも注視しながら、合わせて進めていきたいと考えております。

古賀和仁委員

関連ですけれども。今地区計画はインターから1キロ以内みたいな説明を受けたんですけど。土地の利用計画っていうのが出されて、その中で5か所ぐらいあって、1か所予算を優先で基里地区をやるという話を聞いていたんですけど、これはほとんど重なるわけですかね。狭くなるわけですね、その地区計画でいくと。

どうなんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

恐らく今おっしゃったのは、総合政策課がつくった土地利用基本構想のときに、候補に上がったところが何か所かで基里がच्छゅうことをおっしゃったと思うんですけども。

あのときおおむね100ヘクタールということで打ち出されておりますが、おおむね同じぐらいです。

古賀和仁委員

地区計画でこの部分をやっていきたいみたいな答弁いただいたんですけど、あの部分については、今地区計画の話があったんですから、ほぼおおむねそこでカバーできるのか。

古澤貴裕都市計画課庶務係長

土地利用構想で示された範囲の約100ヘクタールについては先ほど申したとおり、味坂スマートインターからおおむね半径1キロというところで、おおむねカバーできる範囲にはなっております。

以上です。

松隈清之委員長

いいですか。

小石弘和委員

198ページ下から2段目の全国都市計画協会負担金12万3,000円。これは何で払わないかんとか。どういうふうなメリットがあるのかなと思ひながら、お聞きしたいと思ひます。

松隈清之委員長

198ページ。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

いろいろな法改正であるとか、国の施策の状況のお知らせであるとか、あと月刊誌で全国まちづくりという本の配付があるとか、いろいろ交付金等の情報も頂いております。

小石弘和委員

その情報が年何回ぐらい行政に来るわけ、この協会から。

古澤貴裕都市計画課庶務係長

先ほどの図書の分につきましては、全国の都市計画の動態であるとか、こういう取組やっているってような図書の発行が月に1回、協会のほうから来ております。年12回ですね。

また、各種都市計画の研修会等も主催をされて実施をされているという状況でございます。以上です。

小石弘和委員

理由は分かりましたが、この協会にそういうふうに勉強に行く機会って今まであったわけですかね。

古澤貴裕都市計画課庶務係長

過去、平成28年度までは佐賀県と都市計画協会というものがまだ存在しておりまして、そこでの負担金というのを支出しておりました。

先ほど言っておりました国の協会が主催する研修会につきましては、県の協会の負担金の中から支出をしていただいてここに参加をしたという事例がございます。

ただ、県の協会のほうがもう廃止になりましたので、そののほうからの旅費は出ていないというところで、それ以降、研修会等には参加できていないという状況でございます。

西依義規委員

主要施策の81ページに、公園の事業内容載っているんですけど、この鳥栖市公園施設長寿命化計画っていうのがつくられて、それに基づきなので、それは例えば、一般公開とかされていないんですが。その辺の計画自体は。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

都市公園長寿命化につきましては、県のほうで、県のホームページのほうで一応つけているんですよね。

県のほうで全部――佐賀市とか、あとの公園施設長寿命化をしているところについては、公開されています。

以上です。

西依義規委員

市のホームページではしていないと。いや、言うのは、先ほど長寿命化もあったし、結局

市民の方々は、近所の公園がぼろいと。それ見たら再来年にはそれで修理するという——構想の計画をせっかくつくったなら、その概要版でも公開すべきだと思うんですが、その辺はいかがですか。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

公園長寿命化については25公園ありまして、街灯が1本も1施設なんですよ。

数的にはかなりの数が上っております。その分を全部乗せますと、莫大な量になりますので、そこについてと、また交付金次第で順序よくやっているんですよ。交付金次第ですごく少しくれるときがあるんですよ、計画自体がですね。その辺でちょっと載せていないのは確かにあります。

以上です。

西依義規委員

この間も松隈委員長と一緒に鳥栖に引っ越して来られた親子の方のお話を聞いたんですけど、公園がないとか、遊具が古いとかあったんで、いや、田代公園はこういうふうになっていきますよとか、口では言ったんですよ。

それをホームページに載せとけば、鳥栖市もしっかり公園に力を入れていると思うんですけど、今のままでは何かあんまり力を入れていないような、全部二百何ページ載せる——ただ概要的にここは何年っていう長期、これ何年間ですか。

10年間か何かですか、それがあればそれを見て、市民の皆さんも、次はうちの近所の公園だなあと思うんで、それがなぜ載せられないのかなと。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

この公園長寿命化計画については、ランクがA、B、C、D分かれまして、D判定というのが、この公園長寿命化の国庫補助対応になっております。

そのD判定については、確かにかなり——もうすぐしなさいという状況なんで、それについては、公表っちゅうか、毎年うちの簡易的な、公表は長寿命化はできます。それについてはですね。

ですから、田代公園についてはまた新しく単費を突っ込むとか、かなりやっておりますんで、それについても、今工事していますというふうにホームページには載せています。

公園長寿命化についても、ほかの町も簡易的に公表されているところもあるんですよ。

それについてはできるだけ公表はしていきたいと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

西依義規委員

決算の主要施策を見て、計画を書いていたんで、じゃあどんな計画かなと思ったけど、探しきれんやっただんで、そういう意味でも、委員会資料としてでもじゃあ今度、それはデータとして重たすぎますか。何ページ、何メガまでとか見せていただけたらと思います。それは大丈夫ですか。（発言する者あり）

県の資料をダウンロードすればいいっちゃうことかな。（発言する者あり）

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

この長寿命化計画っていうのは、例えば令和何年にどこどこ公園の何をしますっちゃうような計画じゃないんですよ。

例えば公園に遊具があり、電灯とかトイレとかいろいろ施設がございます。

これ一つ一つをどのくらい劣化しているかっちゃうのを調査して、先ほど本田が言いましたようなA、B、C、Dのランクづけを行って、CとDぐらいから国庫補助金の対象になりますよみたいなことで交付金の申請ができます。

で、申請して、さらに国のほうも精査されて、今年はどこに交付金を充てるっちゃうところでいつ事業化できるというのは決まるんで、恐らく公開しても、さっき西依副委員長おっしゃったように、うちのどここの近所の公園は何年に改修されるんだっちゃうような情報ではないんで、その辺がちょっと難しいな、取扱いと言いますか、お見せの仕方がですね。

松隈清之委員長

この資料として配られるかどうかは別として、鳥栖市公園施設長寿命化計画はあるんですよ、冊子か何かで。それを見せてもらっていいですかね。回覧っちゃうか、みんなの分用意せんでもいいんで。どういうものかじゃないと、分かりづらいですよ。（「今取りに行かせていいですか」と呼ぶ者あり）

どうぞ。じゃあそれ以外の部分についてお尋ねすることがあれば。

古賀和仁委員

200ページの都市計画道路見直し検討業務委託料ですけれども、7月くらいに懇話会の最終的な、休止なのか知らないですけど。

それでいろんな、3本の路線に対していくつか案を出されて、一応小休止みたいになっていきますけど。これを踏まえて、どういうふうな形で、都市計画道路についてはこれから取り組んでいかれるのか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

鳥栖駅の橋上化を前提として駅周辺整備をやりますというのが、これがまた前提となって始まったのが、今回の都市計画道路の見直しでございました。

その一番スタートの号砲となった鳥栖駅周辺整備を断念ということになって、都市計画道

路見直しの前提もなくなったじゃないかっていうのが懇話会の委員の皆様、機関であり、例えば、個人の委員さんの御意見で、今回、懇話会も開かず休止と。

一つ言えるとすれば、これまで橋上駅を前提として見直しをすべきだということは、様々御意見なり、懸案のことについては御指摘をいただいておりますので、そこは鳥栖市としてきちっと受け止めということで、取りまとめをして今回終わっております。

将来的には、当然、今回頂いた御意見も踏まえた上で、今後見直しとか再開する際には、それも当然、前提といいますか参考にして行うということで、取りまとめを行ったものでございます。

将来的な見直しがどうなるかということについては、まだ現時点では何もないというのが正直なところでございます。

古賀和仁委員

3路線についてはそれぞれ何らかの案なのか、案にないみたいな感じで出されると思うんですね。酒井西宿町線については廃止の方向とか、よく最後のところの文言がちょっとよく覚えていない。それから高橋線についてと、もう一つの線についてはそれぞれ案なのか、このほうがいいのか、そういうふうな文言やったと思うんですけど。正確にはどういうふうに、どがんやったですか。

松雪努建設部長

一番上の幡崎踏切の都市計画道路久留米甘木線については変更候補。そして飯田蔵上線についても変更候補。

酒井西宿町線につきましては、廃止候補及び変更候補という形で、候補として鳥栖市としてそこに（案）がつきますけれども、それで取りまとめを行ったところです。

以上です。

古賀和仁委員

変更候補ということで書いてあるけど、事実上これでどうですかというふうな考え方としては、考え方として変更したらいかがの候補としてどうですか、という案だと思うんですよ。

それを踏まえて、やっぱり、担当の中の何らかの形で、これに対してはやっぱ、どうしますというのはそこにやっぱり出すべきじゃないかと私は思うんですけど、その辺の考え方というのは全くないわけですか。もうこれで終わりですよという感じなのか。

返答しなきゃいけないっちゃうか、何らかの……。

松隈清之委員長

古賀委員が言われているのは、懇話会に対して何らか示さないかとじゃないかということ聞かれているってということですか。

古賀和仁委員

懇話会に対しても市に対しても、これずっと今までやってきたんですから、道路の変更ということでやってきたんですから、それについてお聞きしています。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

都市計画道路見直し検討懇話会につきましては、今年度につきましては、第6回の懇話会を、会を開いてというわけではなかったんですけれども、持ち回りという形で開催をさせていただいております。

その中で、市として取りまとめた見直し方針の候補について、そういったものにも、これまで議論いただいたものを取りまとめて、御確認をしていただきまして、それにつきましては、市のホームページで公表させていただいております。

以上です。

古賀和仁委員

変更の候補というのが、どういう意味を持つのかですね。これから取り組んでいくときに、候補という意味が非常に分かりにくいというか、曖昧っちゃうか、曖昧な点で終わらせてしまっているから、これに対してやっぱどういうふうに取り——分かりましたで終わるのか、いや、ならばどぎゃんかしましようということなのか。

変更の候補ということは、前に進むべきなのか、それとも、もう止まってしまったんですよというふうな考えなのかですね、道路については。

松雪努建設部長

現在のところでは鳥栖市の取りまとめ案として先ほど木原が申しましたとおりのところで止まっております。

当然、その都市計画道路として決定をし、それを決定した場合には事業化が伴いますので、じゃあ事業化をしていくその事業主体はどこになるのだっていうようなところの議論もございます。

現段階では、我々が今鳥栖市として取りまとめた変更候補なり廃止候補というところでのとどめ方で終わっているというところで、今後は駅周辺がどうなるのかっていうところが最大の課題になっていくと思っておりますので、そこがスタートしない限りは、都市計画道路見直しもスタートできないものというふうに考えております。

古賀和仁委員

大体どのくらいの期限をめどに——何らかの方向性を出すというのがやっぱ必要だと思うんですけど、その方向性を出すのがいつでもいいですよ、いつまでぐらいに方向性を出したいと。そのぐらいのお答えはできないですか。

いつまでについてというお答えを我々が申し上げることはできないものというふうに考えております。（発言する者あり）

古賀委員、このままいいですか。休憩しますか。休憩、どっちがいい。

休憩。

暫時休憩します。

~~~~~

再開いたします。

先ほどから地区計画の話が出ておりましたけれども、地区計画を今から始めるに当たっては、まだまだ相当年月がかかっていくだろうというように推測するんですけれども。

それはそれで進めていただいていいと思うんですが、その前にやっぱり市街地内の農地、これをいかに開発できるかということをやっぱり検討をしてもらわないかん。

ということと、もう一つは50戸連たんですね。今江島地区を開発できるようになって進んでいるところでありますけれども。やっぱりほかの地区も含めてすれば、宅地整備がかなり鳥栖市内でもまだできる場所があるというように思うわけですが。

そこら辺の取り方はどんなふうに考えておられますか。

齊藤議員さんも御存じのとおり、50戸連たんは地区の総意でやろうというその地区地区の合意形成がないとできないというところです。はっきり言って江島町でもう2つ開発出てきて、着実に実績も出てくる中で、我々も以前から20地区対象になるところがあったんで、江島町でこういう成功事例ができましたということをもって、再度御説明があらうとやってい



ちょっと先ほど来言っていますが、国の方針が浸水のハザード内の居住という用途を排除の方向性が出てきたので、やりませんかと言いに行って、その後で、やっぱ浸水地区なので駄目でしたというのも、あんまりなのということで、まずそのハザードをどこまで居住区域として、国のほうの基準が許容できるのか。そこをちょっと見定めてもう一遍、地元で御説明に上がろうということで考えています。

松隈清之委員長

午後 2 時 19 分休憩

~~~~~

松隈清之委員長

松雪努建設部長

以上です。

齊藤正治委員

松隈清之委員長

今、開会中ですよ。（発言する者多数あり）

暫時休憩して資料確認しましょうか。

議案乙第26号令和年度鳥栖市一般会計決算認定についてをを議題といたします。

説明を求めます。

松雪努建設部長

建設部最後でございます。

国道・交通対策課の決算概要について若干御説明をいたします。

令和元年の国道・交通対策課につきましては、職員5名で事務の執行に当って参りました。

決算概要につきましては、土木費のうち関係分といたしまして、予算現額1億3,160万3,000円、支出済額1億3,089万5,655円、不用額70万7,345円。執行率99.5%となっております。

令和元年度に取り組みました主な事業といたしましては、国とともに国道3号鳥栖拡幅事業、鳥栖久留米道路事業、永吉交差点改良事業を。また地方バス路線事業、地域公共交通確保維持改善事業、鳥栖駅東及び新鳥栖駅周辺駐車場管理業務などを推進し、成果を上げてきたものと考えております。

内容につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

中内利和国道・交通対策課長

それでは、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算の国道・交通対策課関係分の主なものについて、鳥栖市歳入歳出決算書について御説明いたします。

まず歳入でございます。

決算書の53ページから54ページの下段をお願いします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料のうち、備考欄の1,561万2,710円につきましては、鳥栖駅東駐車場の使用料でございます。

同じく節4新幹線対策使用料、備考欄の4,833万8,000円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の使用料でございます。

続きまして、決算書61ページから62ページの下段をお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費国庫補助金のうち、備考欄の地域公共交通確保維持改善事業補助金211万8,700円につきましては、令和元年度に策定いたしました地域公共交通網形成計画の策定に要する費用に対しまして国の補助金の交付を受けたものでございます。補助率は2分の1となっております。

次に歳出でございます。決算書の189ページから190ページの下段をお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費でございます。

節2給料から4共済費につきましては、国道・交通対策課5人分の人件費が含まれております。

次に197ページから198ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費でございます。中段にあります節13委託料でございますが、備考欄に記載しております380万9,940円につきましては、鳥栖駅東駐車場の年間の管理委託料でございます。

その2つ下のミニバス運行業務委託料573万1,417円につきましては、ミニバス鳥栖田代地区循環線及び基里旭地区循環線4路線の運行に関わる委託料でございます。

その下の地域公共交通網形成計画策定委託料396万円につきましては、地域公共交通網形成計画策定のための委託料となっております。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、備考欄に記載しております国道34号整備促進期成会、国道3号改良促進期成会及び各種協議会等への負担金でございます。

一番下でございます地方バス路線維持費補助金4,712万6,000円につきましては、路線バスの市内全3路線、広域線3路線の運行に関わる補助金でございます。

次に205ページから206ページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費でございます。節11需用費の備考欄の500万4,985円につきましては、主なものとしまして、新鳥栖駅構内のみんなのトイレ、観光案内所等の光熱費でございます。

節13委託料でございますが、備考欄に記載しております新鳥栖駅周辺施設管理委託料2,153万2,474円につきましては、新鳥栖駅周辺市営駐車場5か所の管理業務や、みんなのトイレ及び自由通路の清掃業務等の委託料でございます。

以上、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算についての御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

説明ありがとうございます。まず54ページの収入のところで、新鳥栖駅と鳥栖駅東駐車場の使用料の御説明があったと思うんですが、年々どういう傾向にあるのか。

それから2年前でしたかね、料金を上げて、駐車台数がどうなのかその辺の御説明をお願いします。

中内利和国道・交通対策課長

初めに、鳥栖駅東駐車場につきましては、利用台数でございますけれども、5万7,194台だったものが、昨年度5万4,975台ということで、若干2,219台減っております。

料金収入につきましては、平成30年度が1,640万1,650円だったのが1,560万円程度ということで、若干減っているという状況でございます。

続きまして、新鳥栖駅周辺の5か所の駐車場でございますけれども、平成30年度20万9,117台に対して、令和元年度につきましては、20万2,770台ということで、こちらも6,300台ほど減少しているという状況でございます。

こちらのほうにつきましては、民営の駐車場が昨年度7月に115台整備されておりまして、その後令和2年3月に95台ということで、約210台増加しているということで、その部分も含めたところで若干減少しているという状況でございます。

金額につきましては、平成30年度が約5,320万円、令和元年度につきましては、4,830万円ということで、490万円ほど減っております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。この減少傾向が、料金を値上げしたことなのか、民間の方が参入してこられたことなのか、その辺もですが、使っていただけるような対策、施策も必要かなと思います。

その辺の営業とかを国道・交通対策課がされるのか、それともまた別の部署がするのか分かりませんが、空きの駐車スペースがあるのであれば、そういう営業もちょっと必要なのかなってというのが、今の金額をお聞きしても約500万円落ちているということになっていますので、500万円落ちるのであれば、何十万円かかけてでも、そういう営業努力をすることによって、100万円でも200万円でもアップすることをぜひ取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、駐車場の料金のところですかね、インターネットで駐車空きスペースとかを表示していただきましたけど、問合せ関係は今でもあるのかどうか、それと多分減っていると認識あるんですけど、もし定期的に満車の状態があるのであれば、そういう方々に対しての問合せとかをインターネットでもできるっていう御案内とか、そういうのをされていらっしゃるのかどうか、教えていただければと思います。

中内利和国道・交通対策課長

今年度についてはコロナの影響で、新鳥栖駅、鳥栖駅どちらも、4月ぐらいにつきましては、4割程度まで今落ち込んでおります。

それが7月、8月で6割程度戻ってきているような状況でございますので、満車っていう状況は、ここ最近ではコロナの影響でないという状況で、問合せについても、さほど今のところないというような状況でございます。ちょっと減っているという状況でございます。

飛松妙子委員

導入をしていただいた当時、私も見ていましたけど、もう十分単位で満車になるとか、空きになっているっていうのを、なかなかこれいいなと思いながら見させていただきましたので、また満車とかそういう状況と、それとあと問合せが多くなるようでしたら、その辺りのPRも兼ねてしていただければと思いますので。コロナ禍の中でなかなか駐車台数が増えないっていうのはあると思うんです。よろしくお願いいたします。

以上です。

小石弘和委員

54ページの新鳥栖駅駐車場の使用料の委託料は年間幾らかかりよとかね。

中内利和国道・交通対策課長

新鳥栖駅周辺施設管理業務ということで、駅前広場、駐車場、それと駐車場周辺の清掃管理、駐車場料金の徴収ということで、年間、業務のほうについては、約1,780万円となっております。

そのほかに大きなものとしまして、新鳥栖駅の西側のロータリーの樹木剪定業務ということで150万円ほどかかっております。

それと新鳥栖駅みんなのトイレ及び自由通路の清掃業務ということで310万円ほどかかっているという状況でございます。

小石弘和委員

じゃあ2,000万円ぐらいの経費がかかっていると。新鳥栖駅周辺の使用料、駐車場の使用料が4,800万円あるから、相当な利益が出ているというふうなことになるわけですね。これ過去5年間ぐらいでどのぐらいの利益が出ているかな。ざっとでいいから。

中内利和国道・交通対策課長

歳入のほうは、過去5年間で約2億1,000万円。歳出のほうは9,800万円ということで、トータルプラスが過去5年で1億1,200万円というところでございます。

小石弘和委員

それから鳥栖駅東駐車場の使用料。これは1,561万2,000円。管理委託料が380万円ぐらいたいね。結局10年ほどなるから相当な利益が出ているわけよね。これ駐車場を多くするというようなことはできない。遊休地があるでしょう。

できないかな。

中内利和国道・交通対策課長

利益のほうはあるんですけども、今の東駐車場の部分がまだ空きがある状態で、毎日満車になるという状況がないものですから、今の駐車場の量で多分足りるのかなというふうに考えております。

満車になるときがサガン鳥栖のホームゲームとか、そういうときには満車になりますけれども、それ以外は満車になるということは今のところございません。

小石弘和委員

過去5年間でざっと計算して、どれくらいの利益が上がっている？

中内利和国道・交通対策課長

歳入のほうが、過去5年間で7,530万円で、支出のほうが2,280万円ということで、差し引き5,250万円ほどの利益が出ているという状況でございます。

小石弘和委員

それで結局、満車にならなくてもこれぐらいの管理費なら遊休地があるから民間は民間で建ててよかつちゃけん。遊休地があるなら、これだけの利益が上がるならミニバスばどんどんどん増すこともできるわけ。

年間これだけの利益が出よるならミニバスばつくったっちゃ400万円ぐらいしたら2台ぐらい、2行程ぐらいできるわけ。そう思うからちょっとお聞きしただけです。

よろしくお願いします。

松隈清之委員長

もともと、市で鳥栖駅にしても新鳥栖駅にしても、駐車場を整備するっていうのは、造るときにはなかったんですよ、鳥栖駅にしても、新鳥栖駅も当然、駅ができたときのことで。ただの民間もやらない、なおかつニーズが高いっていうことであれば行政がやるというのも1つの考え方なんだろうけど、既に民間もそこをやっているんで、なおかつ、それ以上のニーズがないのに、例えばもうかるからやるっていう発想でやると、恐らく民業圧迫っていう部分を言われると思うんですよ。だからそこは意見としてあると思うんですよ。

ここでもうかって、ほかのところで市民サービスすればいいじゃないかっていう。ただ、そこは考え方をはっきりさせとったほうがいいと思いますよ。

小石弘和委員

反対意見じゃなくて、私は造るときにやはり民間が圧迫されるんじゃないかというふうな批判もあったわけですよ。

しかし、それだけ1区つくって、それで民間を圧迫してないと言って、増設をしたわけですから。民間は民間で、料金がどう違うかというふうなこともやっぱり加味しながらそういうような方針で、市は市でやってもいいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

松隈清之委員長

だから考え方を整理しとってもらわないとっていうところは……。

松雪努建設部長

鳥栖駅の東については、たしか一度増設をしています。新鳥栖駅につきましては、600台程度、市のほうで用意をしております。当初、先ほどおっしゃった民が出てきていなかったというような状況の中で運営をしてきたところなんですけれども。

現在、民が2回、一度造られて、さらに増設というような状況でございますので、民の状況も見ながら、ちょっと考えていきたいというふうに思っております。

飛松妙子委員

では次に主要事項説明書78ページのミニバスの件ですが、平成29年度から載せていただいております。

こうやって見ると比較もできて、すごく分かりやすく思いますので、以降もぜひこういうふうに載せていただきたいと思います。

そこでこれを見てもみますと、極端に旭地区が少ないっていうのと、あと旭地区の路線が麓のところも回っているということで、バスを麓と分けて回せないっていうところもあるのかなと思うんですが、この麓から乗る方の人数とかいう把握とか、その辺のことをされていらっしゃるのか。

今後も多分このままで行くのかなと思うんですが、どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

中内利和国道・交通対策課長

昨年度鳥栖市の公共交通網形成計画をつくる中、旭地区についても地元の方々とお話をする中で、一番皆様が強く言われているのが、今マックスバリュの村田店しか買物に行くところがないということで、やっぱりフレスポのほうまで延ばしてほしいという意見がかなり多かったということもありました。

この計画の中の取組事項の中で、ルートの見直しとかを考えていますので、その中で、旭地区については、フレスポ鳥栖まで、何便か行くようなルートを今検討して、地元の皆様とお話をさせていただいているような形です。

そういった形でルートの見直しをして、来年の4月以降運行して、その中で利用人数が増えていけば一番いいと思っているんですけど、そういった形で利用促進が進めばというふうに今のところ考えております。

また各乗り場については、どこから誰が乗降したかっていうのは、こちらのほうで手持ちとしては把握しております。

以上です。

飛松妙子委員

松隈清之委員長

再開いたします。

いいですかね。

西依義規委員

ミニバスの関連で先ほど小石議員もおっしゃった、例えばミニバスを今2日に1回ですよ。毎日走らせた場合、委託料はどういうふうに変わりますか。単純に倍。

中内利和国道・交通対策課長

おっしゃるとおり、運行経費は、単に倍になるというふうに思います。

西依義規委員

両方の考え方があって、多分不便だから乗らない、ですよね。便利だから乗るっていう。

だから今需要が1日平均、例えば4人だから増便する必要はないという結論づけ方もあるけど、そういうサービスだから乗らないという人がおるんで。そこはもっともっと利便性をやっぱ増していかないかんので。その辺の検討は、公共交通網形成計画で今アンケートとか見たら確かに、ミニバスは乗ってある方は満足されています。ただ、普通の市民はミニバスすら知らないのかなので。今後、高齢化も進むんで、その辺は何か考えてありますか。

中内利和国道・交通対策課長

昨年度、鳥栖市の地域公共交通網形成計画という計画をつくらせていただきまして、その中で大きな項目としまして、ルートの分割で、来年度4月から運行するという形を今考えております。それと合わせて、無料運行でミニバスのほうについては、乗っていただくようにミニバスの乗車体験会とかも実施するとか、あと小学生に対してはバスの乗り方教室とか、そういったものをして広報していきたいと。

その中で、実際数を追って行って、どういった形で人が増えていくのかというのを見させていただきたいということで考えております。

西依義規委員

あともう一つ、路線のやつで、今単純に先ほど飛松委員がおっしゃったのはやっぱ山都町があるやないですか、交通空白地を無理やりそこに動かしているんで。例えば山都町の方だけ近くのバス停までのタクシー代を、チケットをやるとか、そこだけなので、そこを何とか切り離して、やっぱ旭地区の方の利用しやすい路線にしないといけないと思うんで、その辺は単純計算、経費の問題も含めて、僕は可能性あるんじゃないかと思うけど、そういった検討ってされていますか。

中内利和国道・交通対策課長

昨年度、この地域公共交通網形成計画をつくって具体的な取組をする中ではそういったこ

とは、計画の中には今入れておりません。というよりはフレスポのほうへの延伸っていうところで利用者を増やすというところを目的に、そういった取組の中にそういったルートの見直しっていうのを取り組ませていただいております。

あとは広報ですね。おっしゃるように、実際ミニバスというのを知らない方も結構いますので、今年度については老人会とかそういった集まりに出向いて、ミニバスのルート変更も踏まえたところで、皆さんの御意見を聞くとか、広報活動が続けているというような状況でございます。

西依義規委員

すばらしい答弁が返ってくるのでまた言いますけど、例えば今、この計画で交通空白地はもう埋まっているんですよ。あと次は利便性だと思うんですよ。もう最低条件、足は確保した。ただ、2日に1回を毎日にするためには、どういう過程を踏めばこれを毎日になるんですかね。

例えば地域の声をもっと上げるとか、何かいろんな形で週3便を倍にするためには、どういう手法があれば担当課も検討していただけるんですか。

増田義仁 国道・交通対策課道路・交通政策係長

公共交通に関しましては、一般的には、路線バスでの定時定路線運行というのが最初にあります。その後にミニバスであれば、これの毎日運行というサービス水準がございまして、今、鳥栖市がやっているのは、この隔日運行というやつですね。そのまだ下の水準にデマンドであったりとかってというのが今ある状況でございまして、今ここの部分から毎日運行に引き上げるということですが、そこについては、ある程度利用者の状況を見ながら、もう乗りきらんとか、そこまで行くとちょっと遅いのかなと思うんですけれども。

利用者の状況を見ながら、当然、地域の声も大切だと思うんですけれども、まずそういうお声があるところに路線を入れて、それで利用者を増やして、また次のサービス水準に行けるかどうかという辺りは判断をしていきたいなというふうに思っております。

西依義規委員

分かりました。けど鶏が先か、卵が先だという論でしょう。だから、僕はやっぱ基本これを鳥栖市がやるべき最低限度の水準を上げなきゃいかんと思うんですよ。

路線バスの通っているところは一応毎日通っています、ただ路線バス以外に住んである方は毎日通りません。これ既に不公平なんですよ、同じ市に住んどって。こっちに4,500万円して、こっちにたった570万円しかやらない。

市民にとっては、好きこのんで住んだ場所もあるけど、先祖代々の土地もあるし、それはやっぱり市民サービスをせめて同じにせないかんと思うんですけど、その辺はいかがですか。

そういう基準はないですか。

中内利和国道・交通対策課長

おっしゃるとおり水準を上げれば、皆様の利便性が上がっていくというところがありますので、私たちの中でも、いろいろとアンケートを頂く中でいろんな声を頂いていますので、そういった中で今5か年の計画ということで、まずは計画をつくらせていただいて、具体的な取組というのにも実際に明記させていただいております。

まずはそこをやらせていただいて、その結果でどういった形で増えていく、減っていくということがあれば、またこれ5年ごとの計画なので、そういった計画を見直ししながら、その計画の途中でも見直ししながら、検討はしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

小石弘和委員

こういうふうな時代の流れは5年計画で見直しじゃなくて、やはり3年見直しとか、そういうふうなことはやらずに、全部が年取っていかれるんですよね。極論言くと田代地区の場合にこれ結局増便した場合は、相当利用者が出てくる。私は聞くわけですね。週3回ではどうしようもない。

やっぱり利用する方——現実、アンケートばかりに頼らずで、例えば国道・交通対策課の人が、週に1回ぐらい乗って、毎日便にしたらどうしますかというふうなぐらいの気迫がないと5年計画で見直しじゃでけん。私はそう思います。

3年ぐらいで、そうすると必ず——多くなれば、結局負担金も倍になりやせんですよ。3割程度で収まるか、不足金を市が負担しているような状況ですから、利用者が多くなれば、市も出す、毎便にしたっちゃ。

ですから、そういうふうな1地区を、最初要請した田代地区の循環というふうなことがされたんですから、そこらからやはり手をつけていただければやっぱりそういうようなアンケートばかり頼らないで、やっぱり自分たちがどういうふうな利用者が気持ちを持ってあるか、私はお聞きすると毎便出したほうが私たちは利用しやすいというふうなこともよく声にするわけです。

そういうようなことを加味——5年間もうほとんど亡くなる方がいらっしゃる、利用者も。そしてやはり免許証返納を絞らないっていうふうなことですよ。

やっぱりこういうふうなミニ路線バスが充実してくると、立ち寄り先のほとんどが自分たちのところですから、いいところにはお金をいっぱい使って、やはり鳥栖のよさを出してください。

以上です。

飛松妙子委員

すいませんバスの運行の中で、旭地区の3便目と4便目、1便目と2便目で、つなぎで、昼の時間というのがないんですけど、ここは2人体制とかですか。

中内利和国道・交通対策課長

1人体制を取っております、（発言する者あり）3便目のところですね。（発言する者あり）

飛松妙子委員

幸津公民館で休憩ですかね。

中内利和国道・交通対策課長

幸津公民館がマックスバリュ鳥栖村田店まで6分かかりますので、3便目で12時半にマックスバリュ鳥栖村田店につきまして、そこから30分間休憩を取っているという状況でございます。

松隈清之委員長

ミニバスたくさん御意見頂きまして、一つは、今言われたように隔日で今回しておられるけど、いわゆるこの交通弱者に対して、どこまでやるべきなのかっていう、それに対するコストをどこまで許容するべきなのかっていう考え方はやっぱり整理するべきだと思うんですね。

あとは手法じゃないですか。例えば、よその事例で言うと、ミニバスじゃなくても、ルートを決めてタクシーがそこを回るところもあるんですよ。民間の普通のタクシーがそのルートを、少人数でよければですね。

だから交通弱者に対する対応、例えばミニバスであっても、3か月間、毎日試験的に運行をやってみますと。試験的にですね。それで実際数字見た上で、毎日運行でどこまで回収——市にしても、どこまで許容できるレベルなのかっていうことをいろいろ調査しながら、ミニバスで対応するのか、あるいはタクシーを、その区間、別のやり方で回すのか、やり方はあるんですよ。ただ、要は自分たちが交通弱者に対してどこまですべきか、もう今でいいじゃないかって思ったら多分もうやらないんですよ。

どこまですべきかっていうところに対して、後はもう選択肢を——ベターやベストなやつを選ぶだけなので、そこは言われたように、今のまま5年見るとかじゃなくて、まず自分たちが交通弱者に対して、どこまでの姿勢で臨むのかっていうのを、やっぱり整理した上で対策は立ててもらいたいですね。

小石弘和委員

それからこれ要望になりますけど、公共バスは結局割引券とか出て、高齢者に対しては、

松隈清之委員長

再開いたします。

昨日、農林課のほうで、ネーミングライツの件について御質問ありまして、資料を要求しておりました。その資料が出ておりますので、御説明をお願いしたいと思います。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

こちらの資料をお願いしたいと思います。コカ・コーラボトラーズジャパンと市民の森管理事業についてでございます。

2ページをお願いいたします。

事業の財源内訳につきましては、主の事業名としては4点。

市民の森オリジナル木製ファイル、今お手元にお配りしている分でございます。それと市民の森の維持管理費、市民の森の道路の支障木の伐採工事。それとイベント委託料、使用料ということで、それぞれ右側のほうに金額を記載しておりまして、ネーミングライツ料として、右に記載している金額を使わせていただいております。

一般財源については、2番目の市民の森維持管理費の残りの部分について支出をさせていただいているところでございます。

事業内容で若干詳しく説明をさせていただきますと、市民の森オリジナル木製ファイルにつきましては、市内の小学校1年生約760名でございますけれども、そちらのほうの木製ファイルと、市民の森のマップをお配りさせていただいて、森林の機能についてPRをさせていただいているところでございます。

2番目に維持管理経費につきましては、市民農園のマップ印刷や下草刈り、トイレ清掃等の事業を行っております。

3番目の市民の森の沿線の支障木伐採につきましては、市民の森の沿線のやはり木が張り出してきておりますので、バス等の通行の支障になりますので、その部分について伐採をいたしております。

4番目に、市民の森イベントということで市民の方向けにノルディックウォーキングと熱気球のイベントさせていただいているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ありがとうございます。ただいま資料の御説明ありました。

何か御確認したいこと等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

一番右に総事業費の合計を記載しておりまして、合計といたしましては73億4,900万円というようになっております。

下段のほうを御覧ください。こちらにつきましても表の構成としては同じです。

ただ、一番左を見てもらおうと分かりますが、委託料等の下に、草刈り、水路しゅんせつ等、小計と入れております。それから用地補償費の下に、公共補償、小計と入れております。

こちらにつきましては、事業が遅れていることによって、新たに発生した経費ということで、赤書きで書かせていただいております。

こちらにつきましては、令和元年度までの実績の数値を記載しております。

令和2年度以降につきましては、計画値ということで書かせていただいております。

こちらにつきましては、令和3年度から7年度までの造成工事の期間と仮定をいたしまして、工事の最終年度である令和7年度以降10年間で起債を償還するとして、令和17年度までの数値を記載しております。事業費の合計といたしましては73億5,000万円程度。

その上段下段の差額といたしましては一番下に500万円ということで記載をさせていただいております。

資料の中身について少し触れたいと思います。

一番右の合計のところを御覧いただきたいんですが、上段と下段で少し差が出ている箇所がございます。一番上の委託料等、上段については3億800万円。下段については4億100万円というふうになっております。

こちらの差につきましては、新たに追加となった赤書きの文字の部分についてもそうですが、それ以外には、委託料等についても、当初から少し見直しを図った部分もございまして、委託料の増減が発生しております。

それとプラスして、平成30年度に分割分譲の設計を行いましたけれども、その費用についてもそこに含まれております。

その下の用地補償費についても、上段と下段で1,000万円ほどの差額が発生をしております。これにつきましては、交渉の中でも補償費の見直し等を行ったりする場合もございます。そういった経費で増額をしております。

その下のほうになりますが、市債の利子のところでまた少し大きな差額が発生しております。

こちらにつきましては、収支計画を立てる場合に、計画の起債の利率といたしまして、1%を設定させていただいております。

これはちょっと多めに設定をしておりますが、実際の起債の利率といたしましては、平成28年度から令和元年度で申しますと実際の利率は0.2から0.3%と推移しておりますので、そ

ここで差額が発生しておりまして、下段のほうは、金額が減っているというふうな結果になっております。

私どもといたしまして、事業が遅れたことに伴って増えた事業費といたしましては、そこに記載しております赤書きの部分、草刈り等、それから公共補償についてが増加したものであるというふうに考えております。

この表につきましては、令和2年度以降については計画の数値が入っておりますので、現段階で未確定の数字でございます。

今後変更することもございますので、その点については御了承いただきたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。この際何か確認したいこと等あればお願いいたします。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。確認ですが、先ほど利子が、当初の計画に対して安くなっているということですかね。で、ここだけで今計算すると9,700万円ぐらいに減っているってことですね。そのほかと相殺するとトータル500万円がマイナスになっているってことですね。分かりました。

松隈清之委員長

上の計画、1%で計画をされているっていうところですけど、当然これも0.2とか0.3で、本来行くところなんで、当初計画したときは1%っていうことですよ。

いわば最初の借入時期から返済期間が延びることで、利率が下がっても、当然、負担増にはなるわけじゃないですか。そこってちょっとこれ見えづらいですよ。

ただ、今の段階で、起債自体はどんだけしているんだっけ、これで。今の時点で。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

エリア分のこれまでの起債の総額につきましては、約21億5,000万円です。

松隈清之委員長

結局、その分は長く事業——分譲開始までかかればかかるほど、余計に利息は発生しますよね。

ただ造成に係る部分は造成入ってから遅れるということがなければ、造成分は予定どおりということになるのかな。考え方としては。

古賀和仁委員

21億5,000万円ということは県のほうも同じような金額を起債しているということですか。起債は市の場合ですけど、これと同じ金額を県のほうもしているということですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長
起債につきましては、市のほうで借入れをしています。

その償還につきましては、県と市で今半分ずつ負担をしているというふうな状況です。

古賀和仁委員

21億円のうちの約10億円ちょっとが市の負担ということですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長
これまで借りた起債の21億円の半分が、市で償還すると。半分が県で償還するというような形になります。

古賀和仁委員

ということは73億5,000万円という総事業費ですけど、残り約五十何億円もこれから起債するということ。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長
今後発生する経費につきましても、全額起債——すいません、それぞれ起債の10万円以下の端数は起債の対象外になるんですけど、それぞれ年度で事業費については起債をするというふうなことになります。

古賀和仁委員

そうすると市の一般会計からの持ち出しは今のところないということですか。起債だけということですか。起債の保障だけということですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長
起債の対象になるのが委託料とか造成事業とかというふうな部分は起債をします。

ただ償還分については起債の償還分元金利子の償還分については、一般会計からの繰入れで負担しているというふうな形になります。

松隈清之委員長

古賀委員いいですか。

古賀和仁委員

すいません。ちょっとよく分からないで、起債の場合は事業費の100%じゃないわけでしょう。それ以外は、それぞれ県と市で半分ずつ出すと、その市の負担額というのは別個にどのくらいあるんですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長
かかった事業費については、起債をして、その償還につきまして、半分ずつ負担をしているところですよ。起債対象外の起債の償還元金だったり、利息だったり、あと起債の対象外になった10万円未満の端数についても半分ずつ負担というふうな形になります。

松隈清之委員長

分かりやすく言うと、起債の分も起債にならない分も県と半分ずつですってことですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

よかですか。

古賀和仁委員

この起債以外にほかに市が負担する分はどのくらいあるんですかとお話しているんです。

松隈清之委員長

金額ということですか、それとも事業のことですか。

古賀和仁委員

事業費のうち、何割までを起債して残りの部分というのは、別個に負担するわけでしょう。その分がどのくらいあるんですかっていう話です。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

これまで約21億円の起債をしてきたところです。それと別個、これまで一般会計からの繰入金を1,200万円程度してきたところであります。

この1,200万円っていうのが、これまでの起債の償還だったり、10万円未満の端数だったりというのを県と半分ずつして負担してきた分が、一般会計からの繰入金で約1,200万円してきたところであります。

松隈清之委員長

よかですか。伝わってないんですか。

古賀和仁委員

これから事業が延びた場合、起債に対する金利負担が発生するわけですね、当然。それについても県と市で半分ずつ、当然、延びれば延びるしこ、この金利負担というのは、一般会計からどんどん出すという形になるわけですか。それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

小石弘和委員

先ほど約21億5,000万円の用地と、補償費かな。これしているけど、この金額は市が立替えしている分でしょう。まだ県から頂いてないわけですね。

結局これは工事が始まれば、最終的に半分半分、フィフティー・フィフティーというような形、未納ですからね。

今のところは用地を購入した部分は、市が立替えしているわけでしょう。鳥栖市のほうが。それちょっと確認です。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

これまで起債をした分の償還っていうのが、始まっている部分ございますけれども、その分については、年度ごとに償還分を半分ずつ負担いただいております。

ですので、年度ごと、その年度の償還分について、こちらが一旦立替えて払って、年度末に県のほうから半分を頂いているというふうな形になります。

小石弘和委員

償還分を立て替えて払っているというふうな形、年度ごとにですね。

ですから全体的なもの自体はまだ結局償還をされていないですからね、市が立て替えているというふうな形ですね。分かりました。

松隈清之委員長

とにかく市が一旦借金して、借金を抱えて返すときに半分負担してもらって返しているってことですね。今後も含めて。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

毎年起債の償還が5月と11月にありまして、一旦市のほうで償還をいたしております。かかった分を年度末に毎年県から2分の1頂いているというふうな形です。

西依義規委員

一覧表ありがとうございます。

ずっとこれ造成工事がずれ込んだ場合のかかる分は、令和2年やったらこの1,240万円とか全部足して、利子の返済まで入れて2,000万円ぐらいが、毎年かかってくるんで、これがずっと令和3年、4年、5年が2,000万円ずつ乗ってくるっていう見方でいいんですかね、この表は。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

そうですね。草刈りの費用とか、公共補償の費用とか、その利子分も含めてが毎年増えていくという形になります。

西依義規委員

じゃあ、2,000万円毎年かかる分も県と折半になるっていうことですか。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

県と折半になっております。

松隈清之委員長

ほかに何かありますか。

〔発言する者なし〕

今、西依副委員長言われたように、草刈りは予算ベースなので、実績だと、もし同じような形になると1,000万円弱ぐらいになるのかなっちゅう気もしますが、いずれにしても、工

事に入らなければ草刈りは当然続けないかんし、分譲が始まらなければ、当然、その間の金利負担はずっと続いていくわけなんで、やはり遅れていいことはもちろん1つもないし、その分費用が上がっていく。

結局分譲まで行き着いたけど、事業としては赤字とか、事業の赤字が今から時間をかければかけるほど拡大していく。事業の収支でプラスになるように持っていけるような単価で売れるかどうかもちろん分からないし。

過去の例から見て、こういう工事自体はそんなにプラスにならないですね。だからやはり急がねばならないことは間違いない。ぜひ精進していただきたいと思います。

ほかにありますか。

齊藤正治委員

一応この計画が、令和3年から造成工事っていう予定もされない予定だろうと思うけれども。基本的に例えば味坂インター周辺の開発をするときに、これがどういうふうに影響を及ぼしてくるかっていうことについてはどのように見解を持ってあるとかな。

能富繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

議員が言われるように、確かに味坂の開発等につきましては、私どものエリア事業が止まっているような状況ですので、開発の許可がちゃんと出るのかとか、そういったところへの影響っていうのは、あるかもしれないというふうには考えております。

齊藤正治委員

ということは今後の鳥栖市の発展の大きな阻害要件であるということだと思えるんですけども。いわゆる打開策ね。腫れ物に触るようにしてみんな黙りこくっていろいろ進んでいないけど、結局何らかの形、法的手段も含めて、どういうふうな形でやるのかっていうのをやっぱり少し姿勢を見せていかないと、やっぱりこのままでは、いずれにしたって、全市民の、鳥栖市民のことも含めて、マイナスになってくるわけだから。

単純にここで、草刈り委託を地元に出したっていうのは、協力をもらわないかんけんっていうようなぐらいの話じゃなかごとなってくるですたいね。

これ真剣に誰が、部長と課長は、結果的にこの件で、今欠席というような事態になっているわけだけど。このままなかなかやっぱり進まんと思えるんですよね。

よっぽどふんどしを締めてやっぱり取りかかっていって、この打開策を1年でも早くしていかないといかんと思っておりますけれども、そこら辺についてはどのような考え方。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

こういう委員会があるということで、副市長にも当然、資料提出については相談しながらしております。

委員会でこういう御意見が出たっていうのは、もうそのままお伝えをしたいと思っております。基本的にもどうにかしたいという思いは十分ございますので、何とかできるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

齊藤正治委員

いろいろな人たちの——法的な考え方も含めて、やっぱり積極的にそういったものを取り入れて、行政の仕事ですからね。

自分の好みでやっている仕事じゃなくって、鳥栖市の将来の発展のためですので、ぜひそこら辺は御尽力をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

松隈清之委員長

ほかにあります。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、商工振興課関係の質疑を終わります。

松隈清之委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。現地視察について副委員長のほうからよろしいですか。現地視察の申出があつていまして、滞在型農園施設管理事業と市民の森の、今日頂いた資料の現地調査等をしたいということで申出があつていましたので、御対応できるかどうか。（発言する者あり）

西依義規副委員長

栖の宿の中とキャンプ場ですかね、そこ。

今回えらい来館者が増えておるんで、その辺の御説明いただけたらと思います。（発言する者あり）

この地図見ながら、どっか下のほうから、どこか1か所から大丈夫です。

松隈清之委員長

利用者のことも配慮していただいて、ここの施設とか設備とかを更新しましたとか、今後更新する予定がありますというところがあれば、そこら辺も含めて教えていただければと思います。

松隈清之委員長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 4 時 5 分散会

令和 2 年10月 2 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之

副委員長 西依 義規

委員 小石 弘和 齊藤 正治 古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

委員 内川 隆則

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部次長兼農林課長 松隈 久雄

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎

農業委員会事務局長 倉地 信夫

上下水道局管理課長 小川 智裕

上下水道局管理課総務係長 小森 敏幸

上下水道局事業課長 日吉 和裕

建設部長 松雪 努

建設部次長兼建設課長 佐藤 晃一

建設課長補佐兼庶務住宅係長 犬丸 章宏

維持管理課長 大石 泰之

建設部次長兼都市計画課長 藤川 博一

国道・交通対策課長 中内 利和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

5 日程

現地視察

コカ・コーラボトラーズジャパン鳥栖市民の森（河内町）

栖の宿（河内町）

議案審査

議案乙第22号令和元年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号令和元年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第24号令和元年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第25号令和元年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第29号令和元年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

議案乙第30号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

自 午前10時

現地視察

コカ・コーラボトラーズジャパン鳥栖市民の森（河内町）

栖の宿（河内町）

至 午前11時10分

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時20分開会

松隈清之委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

松隈清之委員長

質疑は終わっておりますが、資料の要求がございました分について、お手元に配付をいたしております。

これにつきまして、順次御説明をいたしましょうかね。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

令和元年度の市営住宅修繕の内訳を記載しております。

不具合対応分と、空き家対応分を上げておりますが、不具合対応っていうのはお住まいの方からトイレの水が止まらないとか、取っ手が壊れたとか、そういうものに対応しているものでございます。

空き部屋の対応につきましては、転出者があった場合に、畳替えとか壁用の塗装とか、リニューアルをする分の対応でございます。

空き部屋の対応のほうで7割ぐらい占めておりますので、分けて表示をしております。

以上です。

松隈清之委員長

今御説明いただきました市営住宅の修繕料の内訳ですが、これに対して御確認したいこと

とかありますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ次お願いします。

大石泰之維持管理課長

次の２ページをお願いします。橋梁長寿命化事業についてでございます。

橋梁長寿命化の目的につきましては、対処療法的な事後保全型から、橋梁の損傷が大きくなる前に対応する予防保全型の管理へ移行することにより、維持管理コストの縮減、平準化を図ることでございます。

次に定期点検の主な考え方でございますが、１．適用範囲は支間――橋台などの部分でございますが、その間が２メートル以上の橋梁。

２．定期点検の頻度につきましては、５年に１回。

３．定期点検の方法は専門技術者による調査。

４．健全度の診断は橋の状態に合わせて４段階で判定することとしております。

なお、本市におけるこれまでの橋梁点検におきまして最も緊急性が高い緊急措置段階の橋梁はございません。

次にこれまでの実績でございますが、平成26年度から始まりました１巡目の５か年におきましては、それ以前に実施いたしました点検により、早期修繕が必要な３段階の判定であった28橋の修繕工事に取り組んだ結果、平成30年度までに27橋が完成し、残り１橋は、令和元年度に繰越して完成いたしております。

なお、当初Ⅲ判定の28橋の対応のめどがついた平成30年度には、予防保全段階であるⅡ判定の橋梁の修繕工事に取り組んだところでございます。

一方で平成29、30年度の点検におきまして新たに５橋が健全度Ⅲ段階と判定されました。

そして下の表でございますが、２巡目となる令和元年度におきまして、平成30年度の繰越し分１橋と、新たに３判定となりました５橋、合わせて６橋の修繕工事を実施し、別にⅡ判定の７橋の工事を行ったところでございます。

ただし、令和元年度の点検におきまして新たに１橋がⅢ判定となりましたことから、こちらについては来年度対応したいと考えているところでございます。

今後は点検により新たにⅢ判定が出た場合には早期修繕を目指して優先的に取り組みつつ、予防保全段階のⅡ判定の橋梁の修繕工事に年次的に取り組むことで、橋梁の安全性の確保と維持管理コストの縮減、平準化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に行ってよろしいでしょうか。

松隈清之委員長

ちょっと待ってくださいね。今の橋梁長寿命化事業につきまして、何か御確認したいこととかございますか。

飛松妙子委員

資料まとめていただきありがとうございます。とても分かりやすく理解ができました。

1つだけ確認ですが、点検は5年に1回、393橋を全部して、また次の年に5年間っていうことでよかったでしょうか。

大石泰之維持管理課長

おっしゃるとおり5年間で全ての橋梁点検をします。ですから、1つの橋梁については5年に1回になりますけど、5年に1回点検して、悪いところを対応するという5年サイクルを繰り返すということでございます。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、次。

大石泰之維持管理課長

3ページをお願いいたします。交通安全対策事業費でございます。

お配りしている追加資料は、主要施策の成果に記載しております事業費の内訳を表したものでございます。

真ん中でございます。内訳としまして(A)欄の交通安全対策経費、これは主要施策の成果の70ページに対応するものでございます。こちらがいわゆるソフト事業。

(B)欄の交通安全施設整備事業費が、主要施策の成果71ページのハード事業として区分しているところでございます。

このうちソフト事業としての交通安全対策費につきましては、交通安全指導員の報酬から一番下の交通対策協議会補助金までございまして、これらを活用して交通安全指導員や、鳥栖三養基交通安全協会、鳥栖市交通対策協議会などとの連携により交通安全教室のほか、季節ごとに年4回実施しております交通安全県民運動などを行っており、ソフト事業の代表として交通安全教室の詳細をお示ししておったところでございます。

今回の委員会での御指摘を受けまして、来年度以降のこの主要施策の成果につきましては、内容を改めて検討したいと考えております。

以上です。

松隈清之委員長

交通安全対策について。

西依義規委員

資料ありがとうございました。左側の交通対策協議会補助金は市の交通対策協議会補助金で、13番で交通安全指導員研修委託料とか、駅前整理の委託料。ここはどこに委託されているんですか。委託先。

大石泰之維持管理課長

交通安全指導員研修委託料につきましては、交通指導員さんの協会がございますのでそちらに委託。駅前駐輪場の整理は、自転車の整理整頓をするためでございまして、こちらシルバー人材センターに委託をしております。

以上です。

西依義規委員

交通対策協議会って地区の交通対策協議会もありますよね。そこはまち協のほうから補助金が出て、自治会からも多分行って。

この市の交対協は、市の財源はどこにあって、これの補助金という形ですけど、どういう形になっているんですか。市の交対協の全体像。87万4,000円がどういう補助に……。

大石泰之維持管理課長

一番下の交通対策協議会、これはおっしゃるとおり市の交通対策協議会への補助金でございまして、市の交対協の財源としましては、これがほぼ全額に近い額でございます。

西依義規委員

ということは、この主要施策の成果説明書の交通安全教育をやってもらうために、市の交対協に補助金を出すってということですか。

大石泰之維持管理課長

もちろん活動は安全教室以外にも行っていただいておりますので、そういったものも含めまして市の交対協の委託を行っている。市の交通対策協議会で、こういう交通安全教室や県民運動などの事業内容を決定しておりますので、それを地区の交対協でそれぞれの地区の交対協も含めて対応していただいているというところでございます。

以上です。

西依義規委員

僕がもともと言い出したのは、この70ページを見ていてこの1,391万8,000円が、効果に書いてあるとおり市民の交通安全意識を高め、交通事故を未然に防ぐことができたのかどうかを見たいんで出していただいたんですけど。

そのほとんどはどこかに委託された形で、この交通安全に努められているっていう見方でいいですか。市が何かしているのではなくて、委託なり補助で、この交通対策関係を——もちろん指導員さんは市がちゃんと報酬払っているってことなんで、その辺がよく分からなかったんで、いいですけど。来年度からきれいにを見せていただけるなら、いいです。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

じゃあ次お願いいたします。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

鳥栖駅東の鉄道高架用地の利活用ということについてお伺いをいただいております。

過去の実績等について調べてお出しをさせていただいております。

1つ目が、委員会の中で議論になりました民間事業等での利活用ということで、イベントの利用につきましては、平成元年、平成2年にヤードフェスティバル（なんでんアッ祭）で物産展等での利用があったということが確認できております。

平成4年にはハートフルメッセということで、第3回のなんでんアッ祭が行われたということが確認できました。

2段目ですけれども、イベント等での活用ではございませんが、土地の貸付けというようなことで、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構に平成13年11月1日から平成25年の3月31日まで、現在の第6駐車場のところを事務用地として貸出しをしておりました。

あと3段目ですけれども、駐車場利用ということで、現在でもサッカーの試合、あとサンメッセでのイベントがされるときに駐車場ということで利用をされております。

あと平成19年から28年までの九州まん祭の際にも駐車場として利用されております。

あとその他ということで書いておりますけれども、平成16年でございますけれども、市制50周年記念のイベントの折に物産展等の利用を行っております。

それと先般、古賀議員から御指摘といたしますか教えていただいた分で、本年9月20日から22日まで、屋台村みたいな形でドライブスルーの会場としての利用があったということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

松隈清之委員長

今の高架用地の貸出し事例について何か御質問等ありますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、資料を求めた分については以上で終わります。

~~~~~

松隈清之委員長

自由討議につきましては、先日前話をさせていただいておりましたが、改めて、特に自由討議で取り上げられるテーマはないでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では自由討議を終わります。

大丈夫ですかね。入替えが必要ですかね。総括に入る前に、大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

総括

松隈清之委員長

それでは、これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが総括的に御意見御要望があれば発言をお願いいたします。

## 西依義規委員

すいません、先ほどはとりごえ温泉栖の宿の現地調査ありがとうございました。

委員会として見させていただいて、とても今キャンプの利用者が増えているっていうことは、とてもいいことでありまして、他県ナンバーもいっぱい来られてましたんで、もちろん農林課の管轄としての手の入れ方はあると思うんですけど、やっぱ鳥栖市全体でももちろん経済部もここ一緒なので、経済的効果とか。

例えば子育て支援とか、いろんな立場であそこを河内ダムの一体的なスポットとして鳥栖市はやっぱりそろそろ手をつけるべきじゃないかなという。

せっかくアウトレットからの呼び込みも多いとお聞きしましたので、農林課だけでなく、松雪部長もいらっしゃるんで、その辺一緒に検討いただけると我々の委員会としても、行ったかいがあるなと思いますんで、ぜひ今後の施策に期待しております。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では以上で総括を終わります。

これより、採決に入りますがよろしいですか皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

採 決

松隈清之委員長

これより採決を行います。

議案乙第22号令和元年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

松隈清之委員長

初めに、議案乙第22号令和元年度鳥栖市水道事業余剰金の処分についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案乙第23号令和元年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第23号令和元年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

~~~~~

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第24号令和元年度水鳥栖市下水道事業剰余金の処分についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



松隈清之委員長

続きまして、議案乙第25号令和元年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。



松隈清之委員長

続きまして、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についてお諮りいたします。

本件中、建設経済常任委員会に付託されました関係分につきましては、認定することに御

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

松隈清之委員長

本案は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

松隈清之委員長

本案は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

~~~~~

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

– 245 –

願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

松隈清之委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時38分散会



鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

